

令和3年11月30日（火曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
武田新二	建設管理課長	小林博之	商工推進課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	小泉尚	スポーツ振興 課長
木村幸一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第1号

第4回定例会

令和3年11月30日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 山形県市議会議長会第146回定期総会の報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 議第52号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑・討論・採決
- 〃 10 議第53号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 11 議第54号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 12 議案説明
- 〃 13 委員会付託
- 〃 14 質疑・討論・採決
- 〃 15 議第55号 損害賠償の額を定めることについて
- 〃 16 議第56号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
- 〃 17 議第57号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 18 議第58号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- 〃 19 議第59号 令和3年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 〃 20 議第60号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 21 議第61号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について
- 〃 22 議第62号 寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 23 議第63号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 24 議第64号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 25 議第65号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- 〃 26 議第66号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 27 議第67号 寒河江市営住宅条例の一部改正について

- 日程第 2 8 議第 6 8 号 寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定について  
〃 2 9 議第 6 9 号 寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定について  
〃 3 0 議案説明  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

**開 会** 午前 9 時 3 0 分

○**國井輝明議長** おはようございます。

ただいまから令和 3 年第 4 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第 1 号によって進めてまいります。

### 会議録署名議員指名

○**國井輝明議長** 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により議長において、4 番安孫子義徳議員、14 番柏倉信一議員を指名いたします。

### 会 期 決 定

○**國井輝明議長** 日程第 2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

〔阿部 清議会運営委員長 登壇〕

○**阿部 清議会運営委員長** おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました令和 3 年第 4 回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る 11 月 25 日、委員 6 名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から 12 月 15 日までの 16 日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第 4 回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 12 月 15 日までの 16 日間と決定いたしました。

第4回定例会日程

令和3年11月30日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
11月30日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、教育委員任命議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案上程、同説明	議 場
12月 1日(水)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
12月 2日(木)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
12月 3日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 4日(土)		休 会		
12月 5日(日)		休 会		
12月 6日(月)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
12月 7日(火)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
12月 8日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 9日(木)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	議 場
12月10日(金)	午前9時30分	厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	議会第2・3 会議室
		総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	議 場
12月11日(土)		休 会		
12月12日(日)		休 会		
12月13日(月)		休 会 ( 事 務 処 理 )		
12月14日(火)		休 会 ( 事 務 処 理 )		
12月15日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

## 諸 般 の 報 告

○國井輝明議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 山形県市議会議長会第146回定期総会の報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

## 行 政 報 告

○國井輝明議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

令和3年第4回定例会の開会に当たりまして、9月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について申し上げます。

まず、新型コロナウイルスの感染状況につきましては、6月下旬頃から始まった第5波がようやく収束に向かい、県内における新規感染者数も少ない状況になっているわけでありまして、11月29日現在、県内での感染者数は3,558名、本市での感染者数は196名となっております。

こうした状況を踏まえて、11月15日から新型コロナウイルス対応の目安、注意・警戒レベルをレベル2に引き下げているわけでありまして、市民の皆さんには引き続き感染防止対策の徹底をお願いしたいというふうに考えているところであります。

また、ワクチンの接種状況につきましては、11月末現在で2回目終了者は市の全人口に対して82.7%、対象者人口に対して90.5%の見込みであります。希望する方への集団接種は今月で

一旦終了予定と考えているところであります。

今後、国からの要請に基づき3回目の接種の体制整備を進めていくこととなりますけれども、2回目接種後原則8か月を経過した方が対象となりますので、本市におきましては、令和4年1月下旬から医療従事者を先行に開始し、その後、一般市民の方に対して順次実施していく予定にしているところであります。

今後も希望する方が円滑に接種できるよう、医師会と協力を図りながら接種体制を整備してまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所への市の経済対策につきましては、寒河江市商工会をはじめ各種団体から要望をいただき、さらに、今月22日には市議会より國井議長名による今年度の経済対策及びウィズコロナ、アフターコロナの経済支援策についての政策提言書を頂戴したところでございます。

これらを受けまして、現在、特に影響を受けた飲食業、宿泊業、タクシー業、運転代行業、旅行業、貸切りバス業に限定したデジタル商品券、サガエールクーポンプレミアム50をチェリンPayで発行しておりますが、さらに小売店をはじめとする幅広い業種の経済活性化のため、従来型のプレミアム商品券事業についても12月中旬から発売できるよう準備を進めているところであります。

市といたしましては、今後も感染状況を注視しながら、機を逃さず効果的な経済対策を実施してまいります。

次に、農産物の作柄状況について申し上げます。

水稲の作況につきましては、東北農政局公表によりますと、10月25日現在で、県内、村山地域とも作況指数104の「やや良」という結果で、県内の10アール当たりの収穫量は全国で最も高く、626キログラムとなっております。一方、今年産米のさがえ西村山農協の概算金について

は、はえぬきが1俵当たり9,500円、昨年と比較して2,200円の減、つや姫は1俵当たり1万5,200円、昨年と比較して600円の減となっているところであります。

米価については、新型コロナウイルス感染症の影響による業務用米の需要低下などにより昨年を上回る大幅な下落基調であり、市といたしましては、概算金の下落に伴う生産者への影響を緩和するため、県や関係機関と連携して適切な対応に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ラ・フランスとリンゴの状況について申し上げますと、ラ・フランスにつきましては、昨冬の大雪による枝折れの発生、4月の凍霜害、そして6月から8月上旬の少雨などの影響により、着果数及び果実肥大は前年を下回っており、県全体の収穫量は平年比78%となる1万2,000トン程度と見込まれているところでございます。

リンゴにつきましては、主力品種のふじが収穫期を迎えておりますが、こちらも春先の凍霜害の影響により中心花に被害が発生したため全体的に着果量が少なく、また、さび果病の発生による品質低下も加え、減収が予想されているところであります。

市といたしましては、凍霜などの被害に対して今後もきめ細かに支援してまいりたいと考えております。

次に、景気・雇用情勢などについて申し上げます。

11月26日に発表されました日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、「山形県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、持ち直しの動きが見られる」となっております。

山形労働局発表の9月の県内有効求人倍率は原数値で1.41倍、ハローワークさがえ管内では1.00倍、寒河江市内に限りまして1.20倍であります。正社員に係る有効求人倍率は、全国平均が0.89倍、県平均が1.12倍、寒河江市は1.21倍

となっております。

また、企業誘致推進事業につきましてですが、去る9月28日に食肉卸・加工製造販売の株式会社山形ミートランドと約1,600平方メートルの分譲契約を締結しております。海外輸出を見据えた業務拡大による食品加工関連施設を整備し、令和5年春の稼働を目指す計画と伺っております。

また、10月26日には山形市に本社のある家庭用及び産業用ガス販売の山形酸素株式会社と約8,100平方メートルの分譲契約を締結いたしました。令和4年秋までに商品倉庫、容器置場などを建設し、山形市内にある物流拠点を寒河江市へ移転する計画と伺っているところであります。

11月12日にはJ Aさがえ西村山の子会社である株式会社ジェイエイライフと約4,300平方メートルの分譲契約を締結いたしました。令和4年秋までに自動車車検整備工場の洗車コーティング施設を建設する計画と伺っているところであります。

さらに、昨年度、子会社を通じ分譲契約した、運送・倉庫業、鮫川運送株式会社との低温倉庫2棟が完成し、11月12日に竣工式が執り行われたところであります。

今後も関係機関と十分連携を図りながら企業誘致を推進するとともに、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいりたい所存であります。

最後に、冬の新たなイベントについて申し上げます。

これまでのやまがた雪フェスティバルに代わる新たなイベントとして、やまがた音と光のファンタジア2021を、最上川ふるさと総合公園をメイン会場として、西村山地区内の道の駅など5か所をサブ会場として実施しております。これは、県と共同で西村山地域の冬の観光振興施策として1市4町が連携して実施しているもの

でございます。去る11月26日から来年2月14日までの81日間、来場された方より音と光が織りなす幻想的なイルミネーションをお楽しみいただくものでございます。さらに、メイン会場では、来年1月29日、30日の2日間をスペシャルデーとして多彩なイベントを予定しているところでもあります。

市内外の多くの皆様よりやまがた音と光のファンタジア2021に足を運んでいただき、西村山地域の新たな冬の魅力を体験していただきたいと考えております。

以上、9月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政の運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申しあげる次第であります。

## 質 疑

○**國井輝明議長** 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第6、議第52号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第7、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市

長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** 議第52号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち鈴木多鶴子委員が本年12月15日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく御提案申しあげるものでございます。

よろしく御同意くださいますようお願い申しあげる次第であります。

## 委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**國井輝明議長** 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第52号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第52号寒河江市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第52号についてはこれに同意することに決しました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第10、議第53号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について及び日程第11、議第54号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

- 國井輝明議長** 日程第12、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長** 初めに、議第53号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第54号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

以上、2案件について御提案申しあげましたが、詳細につきましては担当課長より説明を申

しあげますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

- 國井輝明議長** 設楽総務課長。

[設楽伸子総務課長(併) 選挙管理委員会事務局長 登壇]

- 設楽伸子総務課長(併) 選挙管理委員会事務局長** 私から、初めに議第53号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、特別職のうち市長、副市長、教育長及び議会の議員並びに病院事業管理者の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げのため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第54号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告を踏まえ、再任用職員を除く職員の期末手当の支給割合を0.1月分、再任用職員の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げのため、所要の改正をしようとするものであります。

以上、よろしく御説明申し上げます。

## 委 員 会 付 託

- 國井輝明議長** 日程第13、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第53号及び議第54号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しま

した。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第53号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第54号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第53号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議第54号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

○**國井輝明議長** 日程第15、議第55号損害賠償の額を定めることについてから、日程第29、議第69号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についてまでの15案件を一括議題といたします。

## 議案説明

○**國井輝明議長** 日程第30、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 初めに、議第55号損害賠償の額を定めることについてを御説明申しあげます。

平成31年2月に公表した寒河江市立病院における医療事故「肺疾患の画像検査を行った際に、CT画像診断報告書において肺画像の下端に映っていた肝臓に病変が指摘されていた所見を見落としした事案」について損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号及び寒河江市立病院事業の設置等に関する条例第9条第3号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた職員の期末手当の支給月数の改定及びふるさと納税の増加に伴う基金管理事業費の追加等を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ13億9,803万7,000円を追加し、予算総額を261億6,095万4,000円とするものでございます。

次に、議第57号令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の期末手当の支給月数の改

定及び介護認定審査会共同設置特別会計への繰出金の減額等を行うものでございます。

その結果、1,076万1,000円の減額となり、予算総額を歳入歳出それぞれ46億3,753万7,000円とするものでございます。

次に、議第58号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の審査判定会議の開催件数減少に伴う介護認定審査会運営費の報酬等の減額を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ111万円を減額し、予算総額を2,180万6,000円とするものでございます。

次に、議第59号令和3年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、医業外費用に医療事故に係る損害賠償金の追加を行うものでございます。

その結果、予算総額は収益的収入総額及び収益的支出総額でそれぞれ20億2,893万8,000円とするものでございます。

次に、議第60号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

職員の特別休暇に不妊治療のための休暇を新たに設けるため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第61号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の適用期間が令和4年1月1日で終了するため、固定資産税課税免除の適用期間を3年間延長しようとするものでございます。

次に、議第62号寒河江市家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第63号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第64号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

地方税法及び所得税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第65号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第66号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税均等割額の減額等について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第67号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

陵南アパートの新築に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第68号寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定について及び議第69号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についての2議案について、一括して御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものでございます。

以上、15案件について御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

散 会 午前10時03分

○國井輝明議長 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。



令和3年12月3日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
片桐勝元	税務課長	高林清美	市民生活課長
武田新二	建設管理課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
小林博之	商工推進課長	軽部修一	慈恩寺振興課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長	佐藤肇	学校教育課長
小泉尚	スポーツ振興 課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第2号 第4回定例会  
 令和3年12月3日(金) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

### 一般質問

再開 午前9時30分

○**國井輝明議長** おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○**國井輝明議長** 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

#### 一般質問通告書

令和3年12月3日(金)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	子育て支援について	(1) 子どもの国保税均等割の半額免除の拡大について (2) 中学校入学時にも、さがえっこスマイル応援事業の拡大について (3) ヤングケアラーの実態について (4) 全国学力テストの生活習慣や学習環境等に関する調査について (5) 給付型奨学金の創設について	2番 太田陽子	市長 教育長
2	燃料の値上げに対する支援について	灯油購入費助成金の上乗せを		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
3	大学生への支援について	困窮する大学生への支援について		市長
4	感染症拡大防止対策で混乱と混迷が続き、深刻な影響を受けてきた地域経済の再生、市民生活の再建に向けた「元気回復・健康増進」について	(1) 運動不足による市民の体力低下について (2) 児童生徒の体力テスト結果について (3) 新市民浴場・グリバーさがえを核としたスポーツツーリズム推進について (4) オクトーバー・ラン&ウォークについて (5) 100日健康づくり事業の特典ポイントとチェリンPayの連携について (6) 陸上競技場・野球場の整備計画について	7番 渡 邊 賢 一	市長 教 育 長
5	さくらんぼの里で市民が仕事を創り、地域を活性化させ、新しい公共を担う「労働者が主人公の持続可能な社会」実現について	(1) 多様な市民が協同で仕事をおこす「労働者協同組合法」について (2) 社会を変える生き方・多様な働き方の啓発について (3) さくらんぼ農家の担い手確保や耕作放棄地対策等の新たなモデル事業について		市長
6	高齢者が健康で元気に暮らすために	(1) 本市での老人クラブの推移及び現状について (2) 加入促進等の行政側のテコ入れ等について (3) 事業の計画、実施面での行政側のサポートについて (4) 県内自治体の加入率の差について	16番 伊 藤 正 彦	市長
7	史跡慈恩寺について	(1) 慈恩寺テラスの来館者数について (2) 本堂の拝観者数について (3) アクセス道の整備について (4) 通年観光のための整備について		市長
8	各施設の防犯対策について	(1) 防犯教育について (2) 安全管理について	5番 月 光 裕 晶	市長 教 育 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(3) 危機管理体制について		
9	寒河江市の「未来を育む教育」について	(1) 陵東中学校で行われている「未来の担い手育成プログラム」について (2) 地域や企業等と連携した学習の推進について (3) 寒河江の未来を担う子どもの郷土愛の醸成について	11番 阿部 清	教 育 長
10	児童生徒1人1台タブレットPCを活用した教育の推進について	(1) タブレットPCを活用した教育の目的について (2) 市内小中学校におけるタブレットPCの活用状況について (3) 市内小中学校のネットワーク通信環境について (4) 市内小中学校における電子黒板の整備状況について		教 育 長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

### 太田陽子議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号1番から3番までについて、2番太田陽子議員。

○**太田陽子議員** おはようございます。

日本共産党の太田陽子です。

この質問をまとめているときに、愛知県の田舎のほうの中学校で同級生を刺し殺すという事件が起きました。刺し傷が肝臓を貫通したなどと報道されておりました。

各教室には教師がいる時間で、廊下での惨事のようなものでした。この学校は、クラス以外の生徒はほかのクラスの教室に入ってはいけないというルールがあるということも報じていました。何があったのでしょうか。加害生徒は犯行を認めているということで、包丁を用意し、校則を守り、犯行に至りました。被害生徒に関しては、明るく礼儀正しいと近所の方も声をそろえてい

ました。本当に何があったのでしょうか。

いじめや不登校の問題など、寒河江市でも抱えている問題です。教育現場でこのような痛ましい事件が起きないように、きちんと検証して、二度と起こさないような対策を講じてほしいと思います。

私は、日本共産党とこの通告に関心を寄せている市民を代表して質問いたします。誠意ある答弁をよろしくお願いします。

通告番号1番、子育て支援についてです。

国民健康保険税の子供の均等割の半額免除の拡大についてです。

来年の春より、未就学児の均等割が、1人3万4,900円ほどですが、半額になるということは、全国市長会などが粘り強く国に働きかけてきた成果であると思います。しかし、この間、きちんと収入のある子育て世帯でも、国保税が大変な負担であるということが明らかになりました。ましてや自営業の方など、昨年の収入は

何とかあったが今年度は厳しい、しかし免除制度などの対象にならない、国保税を支払うために借金したなど、厳しい方が多くおられます。

そこで、未就学児だけでなく、市独自に子供全員の均等割を半額にすることができないか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

太田議員から、子供の国保税均等割について御質問がありました。今お話がありまして、全国市長会などの地方からの要望を踏まえて、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国の支援制度として、未就学児の国民健康保険税均等割の5割軽減が来年度から実施されるということになりました。我々の要望が功を奏したということで、まずはよかったのかなというふうに思っております。

太田議員からは、さらに未就学児だけでなく、子供、高校3年生まで全員について、市単独で均等割を5割軽減できないかという御質問でございますけれども、これまでも太田議員にも御説明申しあげましたが、国民健康保険の都道府県広域化というのが今行われて、おおむね順調に推移をしているわけでありまして。ですから、各市町村とも歩調を合わせて実施をしているという状況があるわけでありまして。

私も連合会の監事などを仰せつかっているところでありますけれども、そういった中で、寒河江市単独だけでそういう取組をしていくということについては、なかなか難しいのではないかと今思っているところであります。まずは、国の支援制度の未就学児でスタートをさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

しかしながら、我々もそれで満足しているということではもちろんありません。実は本年6月の全国市長会において、対象年齢、さらには軽減割合を拡大するなど、制度の拡充につい

て、国に対する重点提言としてしているところでございます。そういったことで、今後の国の動向などを十分注視していきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** やっぱり諦めては駄目なので、今後も国に何度でも働きかけてほしいと思います。やっぱり均等割は不公平な面が大変多くあると思います。ぜひ廃止を訴えていただき、私達も訴えていきたいと思っております。

次に、中学校入学時にも、さがえっこスマイル応援事業の拡大についてであります。

この春、高校入学時のさがえっこスマイル給付金10万円は、大変助かるという声が寄せられていました。そのとき、中学校に入るときもお金がかかるのよ、制服やかばん、部活の道具など大変だという声が寄せられていました。

制服など必要な経費はどのくらいなのか、私も子供を中学校には入れたのですが大分もう前のことなので、現在のことが分からないため、市内の制服業者の方、制服販売店の方にお伺いしてきました。男女とも入学時、全てそろえるのに10万円以上かかるということでした。昨年からは女子のスラックスもいいということで、スラックスも業者の方が用意しておりましたが、スラックスとか、部活の道具などは別途必要とのことでした。10万円は本当に普通の状態の制服代ということでした。

販売店の方のお話を聞くと、ここ二、三年くらい制服の値上がりが続いているということでした。負担が重くなっているというのは、こういうことも原因に考えられるということでした。

このような状況が、やっぱり負担感につながっていると推察されました。ぜひさがえっこスマイル応援事業を中学校の入学時にまで拡大できないか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、将来

を担う子供の健やかな成長を支援するため、これまで様々な取組を先駆的にも実施してきたというふうに思っております。

それで今、御質問の新生児、さらに義務教育でなくなって負担が多くなるにもかかわらず児童手当もなくなる高校生に対して、今年度から10万円ということで給付をさせていただいているところであります。

また、小中学生のお子さんに対してであります、今年度より、これは継続的にしているわけではありますが、給食費の完全無料化というものを実施して、保護者の方の負担軽減を図ってきているというふうに思います。

我々としては、小さいお子さんから高校生までのいわゆる子供さんを持つ保護者の皆さんの負担軽減をいかにバランスよく達していくのかということも踏まえて、さらに太田議員御指摘のとおり、経費がだんだんかかっていくという状況がありますので、そういったところに負担軽減の支援策を講じていくという取組をしてきているところであります。

御指摘の中学生に対する支援ということになります、経済的な事情で就学が困難な方を対象として、学用品や通学用品、クラブ活動費などの費用の一部を援助する就学援助制度というのがあります。入学に際して、新入学学用品などを準備するために、中学校入学では6万円が支給されるという制度が現在あるわけでありませう。

先ほど来申しあげておりますとおり、子供たちが安心して、そして充実した学校生活を今後とも送っていくためには、子育て世帯の経済的負担の軽減というのは、今後も大きな課題でありますし、我々としてはそういう軽減のための取組を一層進めていかなければならないというふうに考えております。

そういった中で、充実していく中で、今後どのような方策が効果的なのかということ

を考えながら、総合的にさらに検討していきたいというふうに思っております。太田議員からの御提案、御意見、十分参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 本来、義務教育は無償であるはずですが、ぜひ義務教育全てが無償になるような制度の充実を図っていきたくて私も思います。子育てするなら寒河江市ということで、ぜひ早期の実現を望みたいと思います。

次に、ヤングケアラーの実態についてです。

子供でありながら、通常の家事手伝いより過大な介護や家事、家族の世話を担い、年齢や成長に見合わない重い負担や責任を負っているヤングケアラーの存在がここ数年クローズアップされています。

昨年11月に埼玉県で行ったヤングケアラーの実態調査の結果が発表され、大きな波紋が広がっています。埼玉県内の高校2年生5万人を対象に調査したところ、4.1%、25人に1人の割合でヤングケアラーが存在することが分かりました。定時制や通信制の高校では、定時制では12人に1人、通信制では9人に1人と、全日制の4.1%を大きく上回りました。

ケアを受ける人は、祖父母が36.9%、次いで母親が24%、姉妹兄弟が22.5%でした。介護が必要になった理由は、一番が病気、次いで高齢による衰弱、身体障がいの順で、ケアの内容は家事が58%、次いで感情面のケアが41%という結果でした。平日4時間以上ケアを担っている生徒も8.7%おり、通信制では26%、その多くは医療的ケアと家計支援を担っていました。

このたび文部科学省や厚生労働省も初めて全国的な調査を行いました。その結果、中学生で17人に1人、クラスに2人程度、親兄弟の介護や世話に追われている子供がいるという結果になりました。ケアを担う時間は、平均4時間です。7時間以上の割合も1割を超えていました。

このような子供に共通することは、家計を支えるためのアルバイト、栄養管理などの医療ケア、通院介助、家計管理、家事、食事、洗濯、さらに認知症や精神疾患の感情面のケアも多く、子供によってはかなりの忍耐を要する実態です。多くの子供はどこにも相談できず、学校生活や成績にも影響し、進学や就職で遅れていくケースが現実に多いということです。

文部科学省や厚生労働省の調査を踏まえ、寒河江市におけるヤングケアラーの実態など、どのように把握しているのか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この件について市が独自に調査したというものはございませんが、県教育委員会による調査が実施されておりますので、その内容について、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市におけるヤングケアラーの実態についての御質問であります。市長より、県教育委員会の調査があったということで、今年5月にヤングケアラーの実態に関する調査というものを県の教育委員会が実施しております。

この調査は、文科省と厚労省が連携したヤングケアラーの支援に向けたプロジェクトチームの報告を受けたというもので、県内のヤングケアラーの実態を把握して、今後の教育相談体制の充実、適切な支援等につなげるということを目的に実施されております。

調査については、直接子供たちに聞き取りを行うというのではなくて、調査の時点において学校が把握している情報を基に学校に回答を求めるというふうなものでございます。

県教育委員会の調査でありますけれども、市の教育委員会に、当然市内の小中学校というふうなことで依頼がありますので、調査結果については市内小中学校12校についての結果という

こととなります。

それで、12校中2校がヤングケアラーの存在については分からないと、こういうふうに回答しております。その他10校が、いないというふうに回答しております。

分からないと回答した理由につきましては、家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しいと。それから、子供自身やその家族がそもそもヤングケアラーだというふうな問題を認識していないのではないかとということでありました。

ただ、この調査後に、学校が家庭訪問などを行って実態調査、実態把握を行ったところ、ヤングケアラーではないかと思われる事例が1件確認されておりますので、当該の事例につきましては、詳細な実態把握、そして生徒と家族の支援について関係機関と調整を図っているというところがございます。以上です。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ヤングケアラーの特徴として、自身が家族の介護は家族がしないといけないと思っている、家族への忠誠心を持っている、家族が好き、役に立ちたい、ケアが日常になっており自身もヤングケアラーという自覚がない、障がいや病気のある家族のことを隠したい、いじめに遭ったりレッテルを張られるのが嫌だ、こんなことがヤングケアラーの特徴だということです。

本当に、本人、家族とも当たり前と思いき、介護や世話をすることが日常的になっていて、自分がヤングケアラーという自覚がない、そういうところも問題ですし、相談したくても相談する場がないという問題もあります。今後、定期的な実態調査やヤングケアラーの支援策として、子育て、教育、福祉、医療など、ワンストップで相談できる窓口の開設など、お考えがないか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ヤングケアラーの問題については、議員御指摘のとおり、家族を助けるのは当たり前だと考えたり、家族のことを言うのが恥ずかしかったり、また自分がヤングケアラーであるという認識をしていないために相談するのをためらったりという、実態把握が遅れるケースがあるというふうに我々も認識をしているところであります。

学校や民生児童委員、さらには行政、市が情報を共有しながら、こうした環境にある子供を守るために、早期に発見をして、支援体制の構築をしていく必要があるというふうに思います。

ワンストップで相談できる窓口をつくってはどうかということでございますけれども、支援が必要な児童生徒などにつきましては、ヤングケアラーのみならず、現在、学校、それから先ほど申しあげました民生児童委員と十分連携をしながら情報を共有し、必要に応じて児童相談所、それから保健所、警察署、子ども家庭支援センター、そして行政、市が構成しております子育て支援ネットワーク実務者会議というものに登録をさせていただいて、適切な支援について関係機関で検討しているというのが実態でございます。

御承知かと思いますが、児童福祉法の改正によって、全市区町村に子ども家庭総合支援拠点の設置というのが、これは努力義務というふうにされていますが、寒河江市におきましては来年度、これを設置していくということにしております。この子ども家庭総合支援拠点というものが、子供家庭支援全般について、ワンストップで相談できる窓口になっていくのではないかとということで、今後その有効な機能を果たしていけるのではないかとというふうに思います。そういう意味で、ヤングケアラーの問題に関しましても、この拠点が大きな役割を果たしていけるのではないかとというふうに我々は考えております。

○國井輝明議長 太田議員。

○太田陽子議員 子供たちが言える場、やっぱりアンケートや実態調査を密に行っていて、早期に発見できる体制づくりをしてほしいと思います。

続いて、全国学力テストの生活習慣や学習習慣等に関する調査についてです。

寒河江市の子供の自己肯定感は全国平均よりも高い数値であるということ、私が1回目に質問したときに教育長より答弁をいただきました。数値も急激に下がっているということはないようですが、全国の傾向として、夢を持っていない子供が多くなっている傾向だと報告されています。

寒河江市では、高校への進学率もほぼ100%とお伺いしました。今回の調査結果などについて、心配されるような変化はなかったのか、お伺いいたします。

○國井輝明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 今年度の全国学力・学習状況調査における学力に係る結果については、9月市議会で荒木議員の御質問にも答弁させていただいております。全国平均を上回る良好なものだったというふうに申しあげております。

今回、太田議員より御質問をいただいたのは学習状況ということでありますので、その学習状況の調査の中には、自分にはよいところがあると思いますかという、いわゆる自尊心に係る質問があります。「ある」あるいは「どちらかといえばある」、こういうふうに回答した本市の小学校6年生の割合は84.8%、中学校3年生では79.5%で、国の結果と比べますと、小学校6年生では約8ポイント、中学校3年生では約3ポイント上回っているという良好な結果であったと思います。

また、将来の夢や目標を持っているかという質問もございます。これも「ある」あるいは「どちらかといえばある」を含めた割合であり

ますが、小学校6年生では84.8%、中学校3年生では74.0%ということで、これは小学校6年生が国を約4ポイント、中学校3年生では約5ポイント上回っているということで、これも良い結果だったんじゃないかと思います。

ただ、議員が御指摘されたように、将来に夢あるいは目標を持っている児童生徒の割合というのは、平成29年度以降は、国もそうですが、本市においても低下傾向があるというのが事実で、懸念しているところでございます。

また、先ほど市全体のことは申しあげましたけれども、自尊心に係る質問の回答を学校ごとに見ていきますと、全国平均を下回る小学校が2校、中学校が1校ございました。これらの学校では、将来の夢や目標に係る質問でも全国平均を下回っていると、連動しているということでもあります。

これらの学校について、前の年までの教育活動というのはどうだったかということをお子たちに聞いた質問がそのほかにもあるんです。その中で、課題の解決のために自分で考えて、あるいは自分から取り組んできたかという質問、それから自分の考えがしっかりと伝わるように工夫しているかと、こういう質問があるんですが、この質問への回答も、全国より下回っております。ですから、自ら考えて自ら課題を解決していくところは、子供たち同士が協働的にやっていくという、そういった教育活動が少し足りないのかなというふうなことを懸念しているところであります。

教育委員会としては、各小中学校に対して、授業とか教育活動の効果について、全国学力・学習状況調査や子供たちの話していること、あるいは行動、そういうものをしっかりと評価して、成果については子供たちがどう考えているのかという意識と関連づけたり、共有化したりしながら価値づけていくということが大事だと思いますので、そういったことを学校に促して、

子供たち一人一人が主体性をより伸ばしていきけるように、そして自尊心を高める取組というものにつなげていきたいと考えているところであります。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 残念ながら、やっぱり全国的な傾向にあるということは分かりました。ぜひ子供たちが夢を語り、かなえられるような社会の実現のために、寒河江市としても、私たち議員としても頑張っていかなければならないのではないかと思います。

それで、夢をかなえるための次の質問です。給付型奨学金の創設についてです。

10月27日の山形新聞に、「貧困の連鎖、絶てるか」という見出しの記事がありました。コロナ禍で格差が広がり、貧困対策の遅れが浮き彫りになった。苦しい生活を送る母子家庭や非正規労働者らが頼りにするセーフティーネットのほころびを繕うことができるか。コロナ禍さらに深刻化、人生は親ガチャ、嘆く若者たちなどセンセーショナルな見出しが躍っていました。結局、人生は親ガチャ。カプセルの中に入っているおもちゃのように、境遇など自分で選べないという意味です。親ガチャは、生きにくさを抱える若者を中心にSNS上で広がったということでした。

その記事では、生活保護世帯の母子家庭の子供が、貧困から抜け出したいと必死で勉強し、母親と世帯分離をして進学したということなどを報じていました。

これを見まして、寒河江市社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の中に、教育支援資金の貸出制度がありました。寒河江市の子供の現状が気になり、コロナ禍の中、そのほかの貸付けの問合せと一緒に教育支援資金の貸出数などをお伺いしたところ、令和元年度は5名だったのが、令和2年度は14名になり、おおよそ3倍になっていました。無利子ということですが、子

供本人への貸出しになるということでした。4名は高校入学時の貸付けとのことでした。僅か15歳で176万円もの借金を背負い、これでは大学進学などでさらに借金が増えるなど、本当にこれでいいのでしょうか。

教育支援資金は、大学の進学時は362万円の貸付けになります。そのほかにも、学生支援機構の併用もあるとのことでした。

大卒1年目の年額基本給は、日本は262万円、アメリカは629万円、スイスは902万円ということが報道されていました。優秀な人材は外資系の企業に就職してしまうということでした。これで借金を返し続けることができるのでしょうか。

河北町は、大学入学時に50万円を8名に給付し、村山市は大学、短大などへの進学時に一時金40万円という給付型の奨学金をつくっています。寒河江市は、好調なふるさと納税の一部を使い、いろいろな基準は必要であるとは思いますが、このような大きな借金を背負わないで済むよう、進学を希望し、こういう自分になりたいと、夢を語るような環境を整えていくためにも、給付型の奨学金制度の創設はできないか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市独自の奨学金創設につきましては、これまでも奨学金制度に係る国の動向や、本市でも実施しております、やまがた就職促進奨学金返還支援事業なども踏まえながら、給付型奨学金制度の研究を重ねてきております。

現在、運用されております奨学金制度は、日本学生支援機構や地方自治体、大学、企業等によるものがありますが、その中心的な役割を担っているのが、やはり国費を財源とする日本学生支援機構でございます。経済的な理由で修学が困難な学生等を支援することが奨学金の目的ではありますが、日本学生支援機構におきましても、利用者の活用状況や社会情勢の変化に応じて、その制度内容をその都度修

正しながら制度設計をしてきているというところでもあります。

この日本学生支援機構では、2020年に奨学金の新しい制度として、申込対象者の世帯収入と成績基準の引下げ、それから授業料、入学金の免除・減額の設定を行っており、学生の実態に応じて適宜対応してきているというふうに伺っております。

ここで、本市独自の奨学金創設というふうなことを考えた場合、給付を受ける学生の生活の基盤が、都会など市外となるケースが多い、それから大学卒業後も引き続き市外において生活の基盤があるという可能性が大きいことから、市の財源を活用した給付の場合、給付の在り方については、やはり市民の皆様としっかり合意を図っていくということが必要かなというふうに思っているところでもあります。

また、日本学生支援機構が随時制度改良を行っているために、なかなか本市独自の制度設計ということが難しいこともあり、引き続き他の市町村の状況あるいは日本学生支援機構の状況などを見ながら研究してまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 日本学生支援機構の奨学金を返還するため、賃金が低く山形に帰って来られない現状があります。正社員にならなければ返還は大変です。正社員でも返還猶予の制度が使えないなど、本当に返済に困っている人が多い状況であります。

学生支援機構の給付型は、枠が狭く500人という枠でした。ほとんどの学生は対象外になります。このままでは、きちんとした家庭の子供しか大学などに入れられない状況が来て、ますます格差が拡大していくのではないのでしょうか。

進学してもバイトをして、バイトも最低賃金で、格差が出てきます。学費を稼がなくてはならなくて、頑張ってもバイトをし過ぎて体を壊し

てしまう。後でもお話ししますが、この間、この11月に文科省でまとめた、大学をやめた学生は700人、休学は4,000人だそうです。こんな状況が本当に日本を駄目にするのではないかと危惧しております。

市民の皆さんの公平感などを考慮しながら、ぜひ給付型の奨学金の創設をお願いしたいと思います。

通告番号2番、燃料の値上げに対しての支援についてです。灯油購入費の助成金の上乗せをです。

灯油購入費助成金の通知が届いたと、独り暮らしの高齢者より感謝の声が寄せられています。しかし、この冬の灯油の値段は半端ないほど高騰しています。配達で1リットル105円と、ガソリンスタンドの店員さんが話していました。今回支援していただいた5,000円では、2缶と半分くらいしか買えません。

私もこの間、この通告をまとめるに当たり、寒い中、うちにいたのですが、1日灯油ストーブを燃やしていると1日で缶が空になるので、日中少し日が差してきたのでストーブを止めてみました。やっぱり寒くて1時間もちませんでした。

このようなときだからこそ、さらなる支援の拡大ができないか。総務省の方針としても、さらなる支援に対して国庫補助金を出すという通知が来ているようなので、ぜひ寒河江市でも実施していただけないか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問の灯油購入費等助成事業については、助成の対象については、市民税が全員非課税の世帯の中で、1つには65歳以上の高齢者のみの世帯、2つには障がい者世帯、3つには独り親世帯、そして4つには東日本大震災による避難者世帯という4つの区分の世帯の方々が対象になっております。

令和2年度、昨年度助成した世帯の合計は、

寒河江市で1,319世帯になっております。内訳は、高齢者のみの世帯が1,209世帯、障がい者世帯が51世帯、独り親世帯が59世帯、避難者世帯はゼロということでございました。

御指摘のように、今冬の灯油価格については、原料である原油の調達コストの高止まりということで、11月の時点でありませけれども、前年比3割超の高値となっており、家計を圧迫している状況にあるということは報道でも御案内のとおりであります。

こうした状況でありますので、さきに申しあげたこの助成事業については、灯油価格が値上がりした割合程度の増額支援が必要であるというふうに考えておりました、検討しているということでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮している世帯もございませるので、休業で収入が減少したことにより日常生活を立て直すための総合支援資金を借り入れた世帯などに対しましても支援をしていくことが必要であるというふうに考えておりますので、対象世帯を拡大した支援について検討をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 検討しているという件、大変ありがたいと思います。ぜひ生活困窮者も含めて多くの市民の皆さんにお知らせして、拡大していただきたいと思います。

通告番号3番、大学生への支援についてです。困窮する大学生への支援。

先ほども申しあげましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で今年度、大学を中退した学生が既に700人以上、休学が4,000人以上になっているということが、11月21日までに文部科学省の調査で明らかになりました。

昨年は県の支援策と一緒に1万円の物資を送ってもらいました。とても喜ばれているということでした。

今年度は、県として、米を支援したということです。

山大などの学生の支援活動に参加する機会があり、話を聞くと、出身県や出身の市町村からの支援はないという学生が多くいました。山形県も、寒河江市も、この点ではすごいなということを実感しています。

昨年の寒河江市の大学生に送ったふるさと宅配便は、大変好評だったそうです。私も企画創成課の課長からリストを頂いて見たのですが、箱を開けたら寒河江、箱を開けたら山形を思い出すような、本当に帰ってこられない学生たちは涙を流したのではないのでしょうかという品物ばかりでした。

オミクロン株など、また新しいコロナウイルスがはやり出しています。まだまだ帰省ははばかれるなどと思っている学生が多いのではないのでしょうか。ぜひ昨年並みに支援の手を差し伸べてほしい。物資などを送ることができないか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 太田議員から、今御指摘がありました。寒河江市におきましては、昨年度、コロナ禍によって経済的な影響を受けている本市出身で県外に在住をしている、大学生、専門学校生などでありまして、学生の皆さんに対して、本市特産品の詰め合わせをふるさと宅配便として送らせていただきました。食の面での生活支援を実施したところでございます。

これは先ほどありましたが、県が実施する山形県県外在住学生に対する食の支援事業と連携を図ったものでございます。県が示す補助対象額に、市独自に上乘せをさせていただいて実施をしたところであります。ふるさと宅配便の詰め合わせ食品の内容は、ブランド米のつや姫をはじめ、そばや麦切りなどの乾麺のほかに、すぐに食べられる各種のレトルト食品など、いずれもふるさと納税の返礼品として好評をいただ

いている食品で、これも多くの皆さんから大変評判がよかったというふうに聞いているところであります。

昨年度、コロナ禍によって、学生の皆さんはオンライン形式の授業が大半を占めるというようなところで、学生生活も大変多くの制約があって大変な思いをされたということに加えて、緊急事態宣言の発令などもあって帰省もままならないという状況でありました。ふるさとを離れて生活している学生の皆さんの気持ちを推察して、ふるさとを思い出していただいて、少しでも元気を取り戻してほしいという願いを込めて、本市特産品を送らせていただいたところでございます。

今年度について、先ほど御指摘ありましたが、学生さんが県に直接申請する形式の県単独事業として実施されているところでありまして、これは県出身で県外に在住している学生に対して、県産米はえぬき5キログラムを提供して食の支援をしているところでございます。

現在、コロナについては、新規感染者が大分少なくなってきたというわけで、社会経済活動なども動き出し始めて、好転の兆しが見える一方ではあります。先ほどありましたが、新しい変異株が出たり、また海外に目を転じますと感染が再拡大しているという隣国などもあるわけでありまして、予断を許さない状況であります。

今年度においても、さらに昨年度のような支援をしてはどうかという御意見でありますけれども、これから実施をしていくということになると、準備期間も限られていて、スケジュール的には大変難しいという状況にありますので、来年度以降について、社会経済情勢などを注視しながら、引き続き学生の皆さんが充実した学生生活を送られるように、そして地元とのつながりを感じていただけるように、先ほどもありましたが、Uターン支援なども含めて支援策の

充実について検討していきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** このふるさと宅配便は大変参考になりました。私の子供も2年ほど帰ってきていないので、お正月にこれをまねして送ってやろうかなと思っています。ぜひ継続して支援をしていただきたいと思います。

学費を半額に、世界に類を見ない入学金の廃止が、やっぱり今後必要です。諸外国のように安心して子育てできる環境の整備を急がないと、先進国の名を返上しなければならないことになるのではと憂えています。

2015年の内閣政策統括官の結婚、家族形成に関する意識調査報告書によると、子育てで不安に思うことは、「経済的にやっていけるか」。20歳から39歳までの男女7,000人に尋ねたところ、63.9%の人がこう答えたそうです。夫婦の年収が400万円未満の場合、子育てが経済的に不安という回答が78.2%にも跳ね上がりました。

子供が欲しくない理由も聞いています。対象は「現在子供がいるがこれ以上欲しくない」、「子供は欲しくない」と答えた人で、その理由は、将来の教育費が心配、育児にかかる費用が心配、経済的に難しいという答えが上位を占めていました。

どのような支援が必要かという問いには、上位は将来の教育費に対する補助、幼稚園、保育所などの費用への補助、妊娠出産に伴う医療費の補助でした。

コロナ禍の中、ますます困窮する世帯が増えている中、このような調査結果を基に、少子化に対して何をなすべきか明確ではないでしょうか。子供の夢をかなえるため、大学生を持つ親は食費を節約し、毎食納豆だけで食べているなどという現状があるそうです。

また、7人に1人、日本で貧困状態にあるとされている子供です。山新の記事では、「貧困

は社会的損失につながる」とされています。日本財団は、2015年、子供の貧困を放置した場合、国の所得が約43兆円失われ、財政収入は約16兆円減るとの推計を発表しました。子供の貧困は、かわいそうだから恵んであげるという問題でない、長期的には経済成長につながる投資と捉え直す必要があると訴えています。

先日、寒河江で活動する子ども食堂に参加してきました。まだまだ活動に対しての支援が足りないのではと思いました。この場を借りて、子ども食堂へのさらなる支援をお願いしたいと思います。

どの子も取り残さない。日本、寒河江市の子供が健やかに成長し、自己肯定感を持って生き生きと夢を語れるための施策の充実を願い、質問を終わります。

## 渡邊賢一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号4番、5番について、7番渡邊賢一議員。

○**渡邊賢一議員** 国民・立憲民主クラブの渡邊賢一であります。

会派を代表し、多くの市民の皆様の声を基に御質問をさせていただきますが、今年の大きなニュースといえば、歴史的な快挙、何といてもリアル二刀流、アメリカ大リーグ、エンゼルス大谷翔平選手の投打の活躍ではないでしょうか。

先月18日には、アメリカンリーグ最優秀選手 MVP に選出されました。20日の山形新聞には、『夢を実現』大きな目標、雪国のヒーロー『勇気をもらおう』という見出しで、県内の児童や野球関係者の憧れの思い、祝福の言葉が掲載されました。

本市の少年野球スポーツ少年団にしねドジャースのキャプテン、ショートとピッチャーを務める西根小6年、鈴木倅輝君。コウキのコウ

はにんべんに幸せと書いて倅、キは輝くと。12歳はこうコメントしています。「打撃は下半身で打ち、投球は腕だけじゃなく体全体で投げている。夢は大谷選手を超えること。食事や睡眠を大事にして、いっぱい練習したい」。私も胸が熱くなりました。かつてこのチームで15年間、指導者として少年少女たちと白球を追い続けてきたことを思い出しました。今年1年は公私とも様々な出来事があり、若干ですが疲れ切っていましたけれども、このキャプテンの記事、大谷選手のニュースを読んでとてもうれしくなりました。

さらに、9月3日発行の陵東新聞には、2学期始業式の横山和弘校長の講話の抜粋が掲載されておりましたが、高校時代に夢を達成するために書いた目標達成シートや、大谷翔平ノートを引用してこう述べています。「特に興味深いのは、一見野球に関係なさそうな目標も掲げていることです。例えば、人間性を高めるという中目標があります。その中には、『感謝』『思いやり』『礼儀』『愛される人間になる』などの小目標があります。ほかにも、『運』をよくするという中目標には、『あいさつ』『ゴミ拾い』『本を読む』『道具を大切に使う』『プラス思考』などの小目標があります。ゴミ拾いなどは、アメリカの球場で今も彼が行っている姿が話題になっていますね」と紹介していました。

今回の受賞は、野球の歴史的な快挙はもとより、彼の人間性や感謝の心をたたえたものであると、私たちが改めて大事にしなければならぬことだというふうに感じております。

昨今、県内で議員の不祥事が相次いでニュースになっていますが、さがえっこたちに、今だけ金だけ自分だけと言われない立派な大人になってほしいと願うばかりです。

さて、毎回ではありますが、質問のエントリー数が非常に多いわけでございまして、早速質問に入らせていただきます。

通告番号4番、感染症拡大防止対策で混乱と混迷が続き深刻な影響を受けてきた地域経済の再生、市民生活の再建に向けた元気回復・健康増進について、御質問させていただきます。

1つ目が、運動不足による市民の体力低下についてでございます。

近年の生活スタイル、意識の変化により、運動の機会が減り、体力の低下が見られています。特に、コロナ禍により外出自粛による巣籠もり生活や在宅勤務、リモートワークなどで、以前のように気軽に散歩することもできず、身体活動自体が減っています。身体活動が減ると、食事から摂取されたカロリーが消費されなくなる、いわゆるカロリーオーバーとなり、さらに筋力低下、脂肪増加による基礎代謝の低下から、生活習慣病になるリスクが高まります。リスクが高まれば、新型コロナウイルス感染症に感染した際に重症化しやすくなりますし、悪化により高血圧や心臓病、脳血管疾患等、罹患も考えられます。

本市でも、緊急事態宣言による活動の制限から、市民体育館をはじめ各種運動施設の閉鎖や利用制限、地区の運動会や多くの行事が中止となり、愛好者でつくるスポーツ団体の活動は休止に追い込まれ、さらに運動不足となり、市民の健康状態に大きな変化が出てきているのではないのでしょうか。

コロナ禍前の2019年の数値ですが、参考までに、健康さがえ21の健康増進計画中間評価アンケートで特に多かったのは、何らかの運動をこの1年間ほとんどしていない市民が52.2%でありましたし、総じてその傾向はどうなっているか、直近の数値を把握していないので単純比較は申しあげられませんが、こうした状況を踏まえ、市民の健康を守るため、運動不足による体力低下を防ぐための対策が必要なのではないのでしょうか。市長の御認識と御所見をお伺いします。

○国井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これまでコロナ禍による外出自粛によって、巣籠もり生活とか、在宅勤務をする方が多くなって、日常生活が大変大きく変化をして、健康づくりの在り方なども変わってきているというのは私も実感をしているところがあります。

令和2年11月、スポーツ庁で全国の18歳から79歳までの方を対象に実施したスポーツの実施状況等に関する世論調査というのがあります。去年の11月はコロナがもう始まっている最中ということになりますが、1週間以上、運動、スポーツをする人の割合は、全ての年代において前年度より上回っていると。特に、男子では20代、30代、女子では10代から40代が大きく増加をして、全年代平均実施率は60.0%で、前年より2.7%増えているという意外な結果になっています。

理由としては、コロナ対策による日常生活の変化と答えた人が36.4%で最も多く、次いで仕事が忙しくなくなったからが27.0%、スポーツ、運動などが好きになったからが16.4%と続いている。

運動、スポーツを実施した理由としては、健康のため、体力増進維持のため、それから運動不足を感じるからが大きな理由となっているようであります。もちろん、コロナ禍で施設の利用制限とか、いろんなイベントが中止になったわけでありすけれども、これまで健康に関心を持っていたが時間がなくて健康のために運動することを諦めていた人が、コロナ禍で時間ができたことによって実際に運動をした人が多くなったのではないかというふうに思っているところでもあります。

本市におきましても、コロナの感染拡大防止の観点から、集合形式でのいろんな健康教室とか、高齢者のいきいき100歳体操などは休止とか、あるいは活動制限をしてまいりましたけれども、制限があった時期も皆さん工夫を凝らし

て、適度な運動やバランスのよい食事を取るなどに気をつけて、健康維持に取り組んでいた方が多かったのではないかというふうに思います。

細かいことですが、すみません、ちょっとパーセンテージが、先ほど申しあげました日常生活の変化と答えた人が36.4%で最も多いということです。時間がありませんので先を急ぎます。

市としても、このコロナ禍でも気軽に運動ができる、こういうのあるんですけども〔資料を示す〕、寒河江市からだとプラス10というので、8種類の体操の紹介パンフレットを作成しております。また、昨年12月からは、この体操をユーチューブで配信しているところでもあります。さらに、高齢者の方向けに膝・腰らくらくカレンダーというのを作って、多くの高齢者の健康づくりに活用していただいていることでもあります。

それから、食事の話もありましたが、食生活改善推進協議会の皆さんから作成していただいて、ステイホームレシピということで、誰でも簡単にできる料理集というものを作らせていただいて、福祉と健康フェアのときなどに活用して、広くPRさせていただいていることでもあります。

我々としては、先ほどお話がありましたが、こういう生活がまだまだ少し続いていくのではないかというふうにも思われますので、運動不足の予防、それから健康維持、増進のための支援の在り方として、集合形式の教室などだけでなく、個人でも気軽に取り組めるような様々な支援策を講じていけるように一層努めてまいりたいと考えているところでございます。

○國井輝明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今ほど市長から、傾向としては、スポーツ庁の調査では若干増えたなんていうことでしたけれども、市の独自の政策も行われているのは重々承知の上で今回質問したのは、コ

コロナ禍という災い転じて、時間とお金に余裕ができて運動の機会が増えた市民は確かに自分の体と健康を見直す結果になったと思うのですけれども、一方でコロナ禍以前から現役世代を中心に、仕事が忙しい、運動をする仲間がいない、運動施設が少ないなどで、運動と健康に無関心の市民の皆さんも多うございまして、引き続き全庁的に、この健康増進の事業を進めていただければありがたいです。

次に、児童生徒の体力テスト結果についてお尋ねをしたいと思います。

2019年12月5日の12月定例会で私が質問させていただきましたが、スポーツの盛んなまちさがえっこの体力と生涯スポーツの振興についてということで、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果に対する教育長の課題認識と、当時の現状、市の小学校陸上大会、水泳大会などについて、お答えをいただきました。

最近のICT教育ニュースというのがあるんですけれども、7月実施のこの調査によれば、小学校低学年までの子供さんがいる保護者の方を対象にしたコロナ禍における子供の運動不足に関する調査結果が出ておりました。新型コロナ流行前と比べて、子供の運動量はどのように変化したかを質問したところ、とても減ったが24.4%、やや減ったが41.9%と、6割以上が新型コロナ流行前よりも子供の運動量が減ったと感じておられます。

そして、子供の運動量が減ることで不安なことということで、複数回答ですけれども、体力低下が80.9%で最も多く、次いでストレスが50.1%、免疫力の低下が43.7%、精神面への影響が37.9%、生活習慣の悪化が34.0%、食事、睡眠への悪影響が33.7%と続いたということでした。

本市の児童生徒の体力テスト結果について質問なのですが、コロナ禍における一斉休校や学校行事の中止、縮小、さらにスポーツ少年団や

部活動の練習試合の禁止、遠征試合の禁止などで、スポーツの盛んなまちさがえっこの体力低下が非常に危惧されております。

さらに、太田陽子議員からもありましたけれども、愛知県の中学3年生の事件について、私も大変ショックを受けました。子供たちのSOSサインを見逃さないよう、しっかりと心身の健康を守っていくことが私たちの使命であります。不自由な生活によるストレスやSNSの弊害が原因ではないかとの報道もありますが、体を動かして心地いい汗をかき、笑顔で学校生活を送れるような環境をつくってあげることが非常に大事なことでないでしょうか。

以上を踏まえ、本市さがえっこの体力に対する直近のデータと課題認識について、教育長にお伺いしたいと思います。

○**国井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市におきましては、国による全国一斉臨時休校の要請があつて、昨年2月下旬から5月下旬まで体育の学習、部活動を含めて、教育活動の全てを停止したというふうなことがございました。

休校明けも感染防止対策のために、できる範囲内での活動を、先ほども議員からございましたけれども、運動を含めて制限されたために、今年度の結果については大変心配していたところでございます。

コロナ禍以前の令和元年度と比較しますと、体力の状況であります。小学校5年生と中学校2年生のデータでございますが、小学校5年生では上体起こしと反復横跳び、20メートルシャトルラン、それから50メートル走、ボール投げの5種目で、男女ともに下回っております。

また、中学校2年生では、反復横跳びと20メートルシャトルラン、50メートル走の3種目で男女ともに下回っているという状況でございました。

小中学生ともに俊敏性と持久力、走力におい

て、コロナ禍以前よりも劣っているという結果になっております。加えて、小学校については、腹筋の周りにある筋肉の持久力と投げる力というものも劣っておりました。

体力については、運動部への所属の割合が高い中学生よりも、小学生への影響がより大きいものというふうになったわけではありますが、このことを踏まえまして、グラウンドや体育館での遊びを含めた子供たちの運動の機会をどういうふうに増やしていくかとか、あるいはまた体育の学習、体育的な学校行事についての質的向上、そして運動と子供たちの心のありよう、そういったものをしっかりと見ながら、評価しながら、どういうふうに見直していくかというふうなことを学校と共に検討してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** テレビやインターネットのゲーム、あとタブレットやスマートフォンのし過ぎで、睡眠時間が減ったり、最近では視力低下も心配されているということでもあります。

さがえっこの育み10か条を、家庭や地域でも私たち自身が実践していくことが非常に大事なんじゃないかというふうに思いました。ぜひ今後とも、体力増進に向けて頑張っていたきたいと思っているところです。

次に、新市民浴場、グリバーさがえを核としたスポーツツーリズム推進について御質問させていただきます。

2017年12月議会で、私は新市民浴場整備について、市民アンケートの結果を踏まえ、上山市のクアオルト構想など、先進地の実施例なども参考にしながら研究をしていくべきだというふうに御要望させていただきました。最近では、鈴木みゆき議員も、地元南部地区の要望も併せて質問されています。

さて、運動と温泉効果を組み合わせた健康づくりを推進していくことは、健康寿命の延伸、

医療費の軽減、そして介護予防につながります。

先般、新市民浴場整備に係る優先交渉権者が決定し、基本契約締結後には実施設計が行われる予定ですが、この新市民浴場周辺には、グリバーさがえをはじめ、最上川ふるさと総合公園があり、さらには、対岸ですが、中山町の河川公園、県野球場、温泉施設ゆ・ら・らに隣接するという好条件であります。コロナ禍の現象として、キャンプとか車中泊が人気で、最近休日にはお一人様や家族連れのオートキャンパーでにぎわいを見せています。最上川と月山、葉山、朝日連峰の眺望が素晴らしいというビューポイントで好評で、リピーターが多いようです。

これらの相乗効果を引き出すため、スポーツ施設利用者の入浴料の割引、あと訪日外国人旅行者のアウトドアスポーツや観光と結びつけていくためのスポーツイベントの開催、継続した健康スポーツ教室の出前講座の実施、またレンタサイクルはじめスポーツ用品のレンタルなど、様々な魅力づけをしていくことも必要なのではないのでしょうか。

本市がここを拠点としたスポーツツーリズムの様々な事業を進めていくべきだと思いますが、御所見をお伺いします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 渡邊議員からの御質問は、新市民浴場と周辺施設の連携、協働ということで、今おっしゃったことは、一つには誰もが体力、年齢、興味等に応じて気軽にスポーツに親しむことができる市民の多様な健康づくりの推進というふうなことと、もう一つは特色ある施設環境、自然環境を生かして、スポーツを通じた交流人口の拡大と地域活性化、いわゆるスポーツツーリズムの推進ということだと思いますが、このことにつきましては、今年3月に改定した市のスポーツ推進計画を具現化する基本方針にも一致するものであるというふうに考えているところであります。

2つ目に申しあげたスポーツツーリズムの推進としての市の取組としましては、イベントとしてグリバーさがえやチェリーナさがえをはじめとしたスポーツ関連施設の特色を生かした企画運営を行って、観光関連施設等の宿泊や飲食のお得クーポンの発行など、連携した事業を進めてきております。

先ほどございましたように、新市民浴場がオープンするわけでございますが、その暁にはさらに多様な事業展開が可能であると認識しており、議員御提案の入浴料の割引、インバウンド対策、スポーツ用品のレンタルなどについても、市民の健康増進とスポーツ振興、ひいては地域経済の活性化にもつながるものだというふうに考えております。

新市民浴場はじめ関連する施設を管轄する部署、それから管理事業者等の前向きな判断と積極的な参画というものを期待したいというふうに思っているところであります。

スポーツツーリズムは、スポーツ、宿泊、飲食、通信、運輸など、広範な観光サービス関連産業のほかに、医療、福祉まで幅広く関与して、地域資源を有効に活用することで、より効果的に推進されるものであるというふうに考えております。

いずれにしましても、スポーツツーリズムにはこうした大きな枠組みの中で、ソフト、ハード両面の幅広いステークホルダーによる協働、連携の下、進められるということが肝要でありますので、教育委員会といたしましても積極的に関与して推進してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時05分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 御答弁いただきましたけれども、市民浴場が開設した40年前は、私は18歳、まだ未成年でしたけれども、まさに日帰り温泉の先駆けとして、県内はもとより全国から脚光を浴びました。市民浴場に対する市民の関心が高いのはもっともなことでありまして、期待も非常に大きなものでありますので、健康増進、スポーツツーリズムの拠点となるように、ぜひ進めていただければありがたいです。

次に、オクトーバー・ラン&ウォークについて御質問をいたします。

このイベントが先般行われましたけれども、参加した県内の20自治体について、11月27日に結果が公表されました。私も参加させていただきましたけれども、いろんなことがありましてほとんど歩けなかったのです。それで戦力にもなれなかったということで後悔しているのですが、本市の参加者数は約100人程度で、まだまだ少ないと思います。また、県内自治体対抗戦順位も低いので、さらなる取組が必要ではないでしょうか。

各部門別で、全国3位の米沢市や全国第2位の高畠町、同じく大蔵村など、力を入れていますが、本市の取組について教育長にお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** オクトーバー・ラン&ウォークにつきましては、スマートフォンアプリを活用したランニングの距離、それからウォーキングの歩数を競うイベントであります。時間や場所を選ばず自由に参加できるため、コロナ禍の影響も少なく、またウォーキングにつきましては、昨年度実施しました本市のアンケートにおいて今後やってみたいスポーツでは群を抜いて多い回答となっておりますので、市民がスポーツを楽しみ健康増進につなぐ手段として、このイベントに参加したというところでありま

す。

このイベントにつきましては、今ありましたように、個人の成績のほか、自治体の成績も順位づけされております。本市の参加者数は、ウォーキングの部では、議員からございましたけれども、参加者は104名で、人口当たりの参加率が345の参加自治体の中で87位でありました。また、ランニングの部におきましては、27名が参加して、参加自治体中127位という結果でありました。ランニング、ウォーキングともに残念ながらも30歳代以下の参加者が少なく、一方では50歳代の参加者が最も多いというふうになっております。年代が高くなるほど、ウォーキングの歩数、ランニングの距離が伸びているというふうな状況にありました。

参加者のお話では、定期的に更新されるランニングにより競争意識が高まったであるとか、1日5,000歩を目標にして歩行を心がけるようになったという声もありまして、運動意欲の向上に一定の効果はあったのではないかと評価しております。

一方、参加数の増というのが議員おっしゃるとおり課題であります。このたびはPRチラシの全戸配布、それから各所窓口へのチラシの設置、健康福祉部門と連携した周知など、様々な機会を捉えて参加への呼びかけを行うとともに、慈恩寺や大江公ゆかりの推奨コースなども設定して魅力づけを行いました。残念ながら思ったように数が伸びないというふうな状況がございました。これはアプリのダウンロードとか、会員登録が単純でないために、特に高齢の方には抵抗感があったのではないかというふうに思いますので、アプリ導入のサポート体制の構築なども参加促進策の一つと考えております。

また、働く世代の参加率向上を図るための企業との連携や、独自の商品などの魅力づけを行うほか、健康への効果などもPRしながら参加者の増を図りたいと考えております。特に、ウ

オーキングにつきましては、スポーツ実施率向上のポイントであると考えておりますので、関連部門や民間との連携を図りながら推進していきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ福利厚生事業の一環として、企業や、また市役所内の職員の皆様にも参加をお願いしたいと思います。

10月17日に市陸上競技協会主催で、市一周駅伝の代替大会として、グリバーさがえの周回コースをお借りして、寒河江たすきリレーマラソン2021を開催させていただきました。おかげさまで最高の駅伝日和、快晴の青空の下で、小学生から県縦断駅伝や女子駅伝ランナー、シニアランナーまで、多くの市民の皆様から御参加をいただいたところでありました。菅原副市長にも御参加をいただき、大会を盛り上げていただきました。次回はぜひ佐藤市長、そして駅伝総監督の教育長からも走っていただきたいというふうに謹んでお願いを申しあげたいと思っております。ぜひスポーツのきっかけづくりを進めていただければ非常にありがたいです。

続いて、(5)100日健康づくり事業特典ポイントとチェリンPayとの連携についてお尋ねをしたいと思います。

市民100日健康づくり事業ということで、先ほど市長のほうからも取組については御紹介がありましたけれども、その参加者について、現在の取組状況はどうなっているか、お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** お尋ねの市民100日健康づくり事業というのは、20歳以上の市民を対象にして平成27年11月から県の健康マイレージ事業と一体的に実施している事業でございます。一人一人が自分に合った健康プログラムを設定して、取り組んだ日数を1日1ポイントとしてポイン

トを付与して、ポイントがたまると特典が受けられると、そういう内容になっております。

そのプログラムの内容としては、ウォーキングとか、ラジオ体操とか、ヨガなど、自分を取り組みやすい内容を決めて行っていただくということでございます。

そのプログラムで100ポイントたまっただけに、市や職場での健康診断を受診した方には、目標達成特典景品として、健康に関連した商品、例えば寒河江温泉の入浴券でありますとか、歩数計などを差し上げているということでございます。

事業の参加者数については、各個人の自主的な取組でありますから、そこまで把握できておりませんが、県のマイレージ及び市100日健康づくりの達成者については、平成30年度が63人、令和元年度が83人、令和2年度が70人、そして今年9月末現在で59名となっております。

今年もコロナ禍であるわけではありますが、最近では感染状況が落ち着いているということから、これまで以上の達成者が出る見込みになっているというふうに聞いております。先ほど申しあげましたように、コロナ禍であるために、かえって健康づくりに関心を持つ方が増えてきているのではないかとこのふうにも考えております。

今後も自分の健康はやはり自分自身で守るという意識づけの機会として、市民100日健康づくり事業をさらに充実させて、市民の健康づくりに役立てていけるよう努力してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 私もかなり前ですけども参加させていただいて、100日健康づくりの塗り絵、さくらんぼの形になるんですけども、これを1日ずつ塗り潰して、ハートフルセンターのほうにお持ちして商品を頂いた記憶がございます。

そうしたアナログ型といいますか、それも大事なことでありまして、さらに幅広い年代の参加者を増やす方法の一つとして、参加者の特典ポイントをチェリンP a yのシステムに連携して、デジタル化を進めていけないかというふうな質問でございますが、市長いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在、市独自のキャッシュレス決済アプリ、チェリンP a yを活用した商品券事業を行っているわけでありまして。今は飲食店などを対象にしてぜひ御利用いただきたいと思っておりますが、御案内のとおり、この事業については期限を限定して実施しているという特徴があります。このアプリの機能では、商品券発行のほかに、各種のポイントの付与でありますとか、地域マネーといった機能も持たせることができるというふうになっております。したがって、この機能の中に100日健康づくり事業の達成ポイントについても特典の選択肢の一つとして付与できるというふうになるのではないかと考えておりますが、先ほども若干申しあげましたが、そうしますとチェリンP a yによるキャッシュレス決済事業を毎年ベースで実施することが必要になってくると思っております。

今後、このチェリンP a y事業の目的の一つにもありますが、各種施策を、あるいは市民に対するサービスなどについてデジタル化を推進していくというのも一つの狙いになっております。あと、事務事業の効率化なども進めていく必要があるということで、そういった中で今後、御提案のありました件などについても鋭意検討を進めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** これが実現すれば、すごく地域経済の好循環にもつながっていきますし、市内の飲食店とかいろんなお店で使える、そういう選択肢も広がるというふうなことで、非常に商工会の皆さんもありがたいんじゃないでしょう

か。ぜひそうしたところを進めていただければと思います。

(6) 陸上競技場、野球場の整備計画についてお尋ねをしたいと思います。

新第6次振興計画の市民アンケートの中でも要望が多かった陸上競技場など、スポーツ施設の整備について、2020年3月の議会におきまして、市長から、両施設の具体的な整備方針を明らかにして後期行動計画の中で示していきたいという、力強い御答弁がございました。

また、今年1月の議員懇談会で、公共施設の個別施設計画策定に係る意向調査結果について御説明をいただいたわけですが、その中でも、陸上競技場については複合化を行い新規に建て替え整備を行う、野球場については現施設を改修し維持管理をしていくという御意見が一番多くなっておりました。このことから、両施設の整備については、早急に市民の皆さんが要望しているものだというふうに言えるのではないのでしょうか。

現在の両施設は老朽化が著しく、早急な対応が必要でございます。個別施設計画の策定から後期行動計画への反映まで、今後具体的にどのように進めていくお考えなのか、市長にお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 議員御指摘のとおり、両施設とも老朽化が進んでおまして、対応が必要だというふうになっているところでありますが、これまでも御答弁させていただきましたが、寒河江公園再整備の基本計画の中で、現在の陸上競技場の場所については多目的広場として整備をしていく、それから野球場については改修を行っていくということにしているわけでありまして、

御案内のとおり両施設とも教育委員会の所管の施設であります。今後整備の方針を固めて、整備プランなどを作成した上で、現在策定に取り組んでいる個別施設計画に反映させるという

ことになるわけでありまして。殊に、新たな陸上競技場の整備については、現在進めております小中学校の在り方の検討の経過、結果なども踏まえて、市有地の有効活用など総合的に内容を検討して、具体的な方向性を示して、それに合わせて後期行動計画に反映させていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 小中学校の今後の在り方検討というふうなことで、この個別施設計画によって今後その答申案が明らかになる予定だと思いますけれども、陸上競技場は教育施設との複合施設としてぜひ早期の整備を要望いたしますし、市民の皆さんの要望に応じていただきたいというふうに切にお願いしたいと思います。

次に、通告番号5番、さくらんぼの里で市民が仕事をつくり、地域を活性化させ、新しい公共を担う労働者が主人公の持続可能な社会実現について、御質問をさせていただきます。

1つ目は、多様な市民が協同で仕事を起こす労働者協同組合法についてでございます。

山形新聞の10月2日朝刊の記事に、「働き手が主役『協同労働』」として、昨年12月4日に成立した労働者協同組合法の特集が掲載されておりました。全国の地方議会において、これまで法制化の早期制定を求める意見書の請願採択も行われてきています。県や山形市、そして河北町でも採択されたようです。

さて、多様な市民というと、若者や女性、退職者、年金生活者だけでなく、障がい者、失業者、独り親など、いわゆる社会的弱者と言われる皆さんが、労働者協同組合をつくって、働く組合員として、出資、経営、労働という3つの役割を担うことで、組織の指揮命令下で働くだけでなく、組織運営にも携わることができる、働くことへのやりがいも期待されていると言われております。まさに新時代の新しい働き方と

言えると思います。

今だからこそ、起業、創業、スタートへの支援が必要だというふうに思いますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 働く人が自ら出資をして運営に携わるという、協同労働という新しい働き方を実現するために、先ほど御指摘ありました労働者協同組合法というのが令和2年12月の臨時国会で成立して、令和4年10月1日から施行されることになっております。

先ほどありましたが、この法律は、やりがいを感じられる仕事を自らつくって、働く人が自ら出資をして、それぞれ意見を反映し、事業運営に携わることができる協同労働に関し、組織の設立、管理、その他必要事項を定めております。多様な就労の機会を創出することや、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進して、持続可能な活力ある地域社会の実現に資するというのが目的とされているところであります。

御案内のとおり、少子高齢化が進んで人口減少が大きな課題となっている中で、介護、障がい福祉、子育て支援、地域づくりなど、地域課題があるわけでありませけれども、さらには住民のニーズに答えていくためには、非営利の法人を簡便に設立できる制度が法制化されるということになるわけでありませるので、仕事と生活の調和を図りながら、意欲と能力に応じて働くことができるようになっていくのではないかとこのように考えております。

それから、様々な年代の方がその知識や経験を生かした働き方の選択肢が増えていくということも期待されるわけでありませし、また幅広い分野で事業が実現でき、地域における多様なニーズに応じた事業展開が行われるのではないかとこのように、大いに期待できるというふうに認識しているところでございませ。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 今ほど市長からもありませましたが、本市の農業、福祉、環境、文化、スポーツなど、あらゆる地方創生の地域課題解決の可能性も高い制度の一つであると期待できると思ひませ。

また、少子高齢化が顕著に進む中で、市内の各地域における行政課題は非常に多くなっており、地域住民による主体的な取組も必要でせし、価値観の多様化が進む中で、多様な就労機会、この創出が大変重要なことというふうに思ひませ。

去る12月1日、おとといの山形新聞のやましんサロンには、「地域に貢献、協同労働」というタイトルで、本市在住の須藤庄一郎さんが、今日は傍聴席にもいらっしやっていますけれども、投稿されておりました。この先輩は、ワーカーズコープ労働者協同組合で働く人の思いや実践に学びながら、いつか若い人も参加する姿を思い描き、その道を一步ずつたどってみたいというふうに書かれておりました。

新年1月に再開予定のさんでーすてーじは、それを主幹されている五十嵐さんも今日傍聴席におられますけれども、市民の皆様や多くの企業が協賛していただいて286回の実績があつて、市民の文化、芸能、芸術の拠点になっていると言ひませますが、こうした活動においても、労働者協同組合として発展させ、次世代につなげていくべき宝だというふうに思ひませ。

先進地広島市では、協同労働個別プロジェクトを立ち上げ、支援事業として様々な業種の創業支援を後押ししてひませ。例えば、上限100万円で2分の1補助ということなどでプロジェクト事業の立ち上げの際に支援をしてひませというふうなことでござひませ。

来年10月のこの法の本格施行を見据えて、市民に対して積極的な起業支援、設立の相談など、啓発事業について行っていただきたいのですが、市長の御所見をお聞きいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この施行に向けて、いろいろと事前にメリットやら、あるいはデメリットなどについて、我々も把握させていただいているわけでありませけれども、労働者協同組合法の施行によって、協同労働という働き方が認知されることで、働き方の選択肢がもちろん増えていく、さらには3人以上発起人があれば組合を設立できて、仲間と協同して組合をつくって、自分たちが主体的に経営を担いながら働くことも可能になると、こういうことが期待されるわけでありませ。先ほどおっしゃったとおりであります。

一方で、組合は組合員との間で労働契約を結ぶことが原則となっているものの、その組合の業務を執行する組合員はこの対象となっておらず、協同組合で働く組合員が労働者として十分な保護が受けられないのではないかなどといった点、さらには協同で経営を担う人の集まりとなる仕組みであるために、意見の相違が生じないよう留意をして、採算が取れる組合にしていかなないと、協同労働は難しくなるのではないかなどといった懸念などもあるというふうに聞いているところであります。

こうした点も含め、先ほど御紹介ありませましたが、先進的に協同労働モデル事業に取り組んでいる広島も含めて、全国各地の事例などを十分参考にさせていただいて、寒河江市内ではどういふ事業に取り組むことができるかなどについて十分調査研究を行うとともに、先ほどありませましたが、市民の皆さんに対する研修の機会などについても幅広く検討させていただいて、啓発事業についても実施してまいりたいというふうに考えているところでございませ。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひ庁内に横断的な部署などもつくっていただきながら、今、市長からありませるように、幅広く市

民に啓発事業が行えるように進めていただければ非常にありがたいです。

もう一つ、市長からありませた人間的な働き方、ディーセントワークというものも非常に大事になってきますので、やり過ぎてしまつて労働者自らが規制できないなんていうふうにならないように進めていかなければならない組合の進め方だというふうに思っております。

さて、最後の質問になりますけれども、さくらんぼ農家の担い手確保や耕作放棄地対策等の新たなモデル事業としてできないかというふうな御提言でございませ。

今御紹介した広島市における耕作放棄地の利活用の事業として、かんきつ栽培、加工品、お土産品開発販売、農地の草刈り、荒起こし、あと花作り、花植え、景観づくり、休耕田の利活用、菊、ニンニク、コンニャク栽培など、いろいろ行っているようです。

本市において、労働者協同組合の事業活動において、人材確保や遊休農地の有効活用が期待できるというふうに思ひませ。先進自治体の取組を参考に、本市さくらんぼ農業の関連団体など、新たなモデル事業として支援していけないかというふうに思ひませ。

好調なふるさと納税の返礼品の中でも大変人気の高いさくらんぼですが、高齢化による離農者の増加と栽培面積の縮小、コロナ禍による営業自粛、異常気象による農作物の被害などで窮地に追い込まれている本市にとっては、若い力や熟年の力が今本当に必要ですし、将来のさくらんぼの里の存亡がかかっていると言つても過言ではないと思ひませ。ぜひとも御検討いただきたいと思ひませますが、市長の御所見をお伺ひしませ。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** お答え申しあげたいと思ひませ。

その前に、私、協同労働組合法と申しあげませましたが、大変失礼しまつた。労働者協同組合法

の間違いでありましたので、おわびして訂正させていただきますと思います。

今、農業のお話がありました、この協同組合では、農業に限らず様々な地域課題に対して柔軟に対応できる可能性があるのではないかと、いうふうにも考えております。

特に、御指摘の農業分野は、寒河江市でも今までさくらんぼなども特に苦勞しているわけです。労働力確保、それから遊休農地の解消などというのは苦勞して、まだまだ喫緊の課題としてあるわけでありますので、そういった点について、この組合が解決に向かっての大変効果的な役割を果たしていくのではないかと、いうふうにも思っています。

今年もそうですが、さくらんぼボーナス、それから県と連携したマッチングアプリ事業など、いうことで取り組んでいるわけでありますけれども、この法律の施行によってそういう取組が解消に向かっていければというふうに思っています。

現在、御案内かと思いますが、県の主導によって農業労働力確保対策というのを進めています。来シーズンに向けた労働力の確保と充実に向けた計画というものを進めているわけでありまして、その中には潜在的な労働力掘り起こしをはじめ、中山間地対策、それから農福連携、それから異業種連携なども含まれるというふうに聞いているところであります。

寒河江市としても、この法律の施行に向かって、農業分野のニーズなども十分酌み取りながら、農業分野のみならず、より効果的な幅広い支援策について、先進地などの取組も十分参考にさせていただきながら進めていきたいと思えますし、県の動向などについても連携して大いに前に進めていければというふうに考えているところであります。

○國井輝明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ぜひこれから、残り少ない期間

でありますけれども、その中でできることを進めていただければ非常にありがたいと思えますし、既存の団体などがそういう労働者協同組合にうまくシフトできるかどうかなんかも、そういう可能性も含めて、ぜひ御指導いただければというふうに思えます。

結びになりますけれども、最後に、これまで政府自民党の経済政策で、アベノミクスの残念ながらこの失敗、あと消費税増税による不況、そしてこのたびのコロナ禍やウッドショック、オイルショックにおいて、将来の夢や希望が見いだせず、残念ながら大学を中退した若者の増加、先ほど太田陽子議員から700名という数字も出されましたけれども、今休んでいる方も4,000名ですか、そうした方々、あとアルバイトやパートの非正規労働者で仕事を失った方、今も生活苦で食べるのがやっとという方々、また長年受け継いできた事業を本当に泣く泣くやめざるを得なくなった事業者が増加しているわけです。

前回の一般質問でも、女性や若者の全国的な自殺者の増大について社会問題になっていることを申しあげました。こうした喫緊の課題につきまして、いささかの猶予もないというふうに思っておるところです。

新年に向けて、新たな変異株オミクロンの脅威、第6波への備えもしっかりと行って、3回目のワクチン接種や本市独自の経済政策の二刀流で、引き続き市民の命と生活、地域経済を守っていかなければなりません。

最上川ふるさと総合公園で行われている、やまがた音と光のファンタジア2021の幻想的なイルミネーションの世界に私も行かせていただきましたけれども、レット・イト・ゴーを口ずさみ、ありのまま、自分を信じて、絶対大丈夫と、少しも寒くないわと、脱コロナに向けて一筋の光明を見いだしながら、今後とも弱者の救済のため市民の皆様と力を合わせ、この苦難

を乗り越えてまいる決意を申しあげて、今回の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 伊藤正彦議員の質問

- 国井輝明議長 通告番号6番、7番について、16番伊藤正彦議員。
- 伊藤正彦議員 寒政クラブの伊藤正彦でございます。よろしくお願いたします。

26日のやまがた音と光のファンタジア2021イルミネーション点灯式は、あいにくの雨でございましたけれども、大変幻想的でした。朝倉さやさんの最上川舟唄もすばらしかったです。2月14日までの長丁場ではありますが、多くの皆さんが観覧され、大成功に終わることを期待しております。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染者数も激減してきております。本市においても、ワクチン接種対象者の約90%、3万3,500人が2回接種を終える先月11月末をもって、集団、個別ともに終了という状況になりました。

そして、今月からは全国で3回目の接種が開始されております。日常生活も少しずつではありますが平常を取り戻しつつある今日、先ほど市長も言われましたけれども、欧州や韓国の現状、そして新たな変異株、オミクロン株の出現、第6波への不安等を抱えつつも、最近、天童市でクラスターが発生しましたけれども、全国的には感染者数が低レベルで継続していること、年明けからは本市でも医療従事者の先行接種を皮切りに3回目の接種が計画されていることに安堵感を覚えています。当たり前のことが当たり前にできる日々が一日も早く戻り、そして経済面を含むあらゆる面で、元気、活気、やる気が戻ることを心から期待しております。

通告番号6番、高齢者が健康で元気に暮らすためにについて、主として老人クラブについて

質問いたします。

11月30日の山形新聞に、未来からの警告、人口減少の衝撃として、3つ挙がっていました。1つは、日本の人口は現在の1億2,500万人から、2050年には20%減の約1億人となる。2つ目が、15歳から64歳の働く世代は人口の半分になり、高齢者は人口の37%を超える。3つ目が、行政サービスの維持が難しく、経済成長にマイナスの影響も出るという、この3つがポイントとなり、人口減少、高齢化急増という現実を直視し、急ピッチで対応しなければならないという記事です。近い将来大変な時代が来るということは間違いのないことなのでしょう。

さて、現在約4万5,000人の寒河江市民の中に、65歳以上の高齢者の方はいくらいるのでしょうか。9月30日現在では1万2,945人、高齢化率31.96%となっています。おおむね3人に1人が高齢者ということになります。地区ごとに見てみますと、高松、白岩、醍醐の西部地区、それと三泉地区はいずれも40%を超えており、5人に2人は高齢者という状況です。

現代において、65歳以上を高齢者とする定義が果たして妥当かどうかという議論もあります。現状を見てみますと、70歳ぐらいまではばりばり現役で働いているという方が多いのも事実です。

では、70歳以上の人口はといいますと、同じ9月30日現在で9,963人、約1万人となり、24.6%となります。4人に1人ということになります。75歳以上となると6,696人、16.5%で6人に1人ということになります。大体5歳幅で3,000人ぐらいずついるという状況です。

少子高齢社会をいかに克服するかが大きな課題となっている現状において、結婚、出産、子育てに焦点が当てられがちですが、私は今回、高齢者の方々が末永く健康で生きがいを持って長生きしていただくためにどうしたらいいのかという観点から質問いたします。

今の寒河江市の高齢者は、元気に生き生きとやりがいを持って生活していると言えるでしょうか。以前であれば、ある程度の年齢、65歳以上とか、70歳以上になれば老人クラブに入り、高齢者間の交流を図って元気を保っていたのではないのでしょうか。しかし近年、先ほど申しあげたとおり、70歳まで、あるいは70歳を過ぎても現役の方が多くなっており、自分は老人クラブにはまだ早い、または人間関係の希薄化からあえてそういった場での交流はしたくないと、老人クラブに入らない方が多くなり、老人クラブは減少傾向にあります。

私の住んでいる醍醐地区でも、日和田、慈恩寺、箕輪と老人クラブがなくなり、現在、単位クラブとしては1つありません。そういった現状を踏まえて質問させていただきます。

まず、伺いますが、単位老人クラブ、いわゆる老人クラブ連合会に加入している老人クラブは減少の一途をたどっているとお聞きしています。単位老人クラブの推移について、多いときは幾つあったのかも含めてお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 老人クラブについては、御承知のとおりいろんな活動をしていただいているわけですが、独り暮らし高齢者への一声がけなどの友愛活動でありますとか、道路清掃や草花の植栽などの清掃奉仕活動、さらには児童の登下校時の地域見守り活動、そしてスポーツ活動や教養講座開催などを通じて、健康で自立した高齢期を楽しく生きがいを持って過ごすために、身近な仲間と支え合いながら活動展開をして地域の活性化や地域貢献に努めていただいている、そういう団体であるわけがあります。

老人クラブのクラブ数、組織数というのは、これは全国的な傾向として今減少傾向にあるというふうに理解しておりますが、寒河江市における老人クラブ数も御多分に漏れず、会員の

高齢化、それから新規加入者の減少などによって減少傾向にあるわけでございます。

老人クラブ数の推移について御質問がありましたから申しあげますと、平成20年度頃には40を超える老人クラブがございました。手元にある資料で一番多いのは平成19年度で44クラブというのが一番多かったように思います。それから、平成29年度になりますと24クラブ、平成30年度は22クラブ、令和元年度は19クラブ、令和2年度は17クラブと、どんどん少なくなっております。そして、令和3年度は12クラブというふうになっております。極端に減っている、5つ減っているということになります。新型コロナウイルス感染症の拡大によって活動が減少したり休止したりしたことに伴って、廃止につながったクラブもあったというふうに聞いているところでございます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 老人クラブは、今、市長が答弁されたように、いろんな社会貢献をされているというクラブになりますけれども、数字的に見ると、コロナでの減少があったということですが、平成19年度を最盛期、44クラブと見れば、もう今は4分の1近くまで減っているということになります。このままの流れに任せていくと、果たしてどうなるんだろうなという不安を抱えるのは私だけではないんじゃないかと思えます。

では、いきいき100歳体操とか、あとは市から委託を受けている活動をしているクラブという団体もあるようですけれども、そういった活動の現況はどうなっているか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** いきいき100歳体操でありますけれども、平成28年度から始まって、100歳になっても住み慣れた地域で元気に過ごすために運動を行うということで実施していただい

りますが、現在26団体がございます。

また、市が委託をして身近な公民館、分館などを利用して活動する寒河江市ふれあい元気サロンについては、今年度、体操、健康講座などの介護予防の活動に力を入れるために見直しを行いまして、名称を寒河江市げんき広場事業というものに変更して実施しておりますけれども、この委託事業に参加していただいている団体は33団体ございます。

一方、寒河江市社会福祉協議会が行っているサロンについては、14団体となっております。

全部足しますと、延べ73団体というふうになっているところでもあります。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 今お伺いしたところでは、単位老人クラブという形ではなく活動しているのが73団体ということで、それなりに活発に活動されているかなという印象は受けまされども、従来のイメージからすると、やっぱり老人クラブという団体が何となくなじみがあるというか、地域に定着しているのかなという印象を受けるのですけれども、これは現実的には減少しているということになっています。

老人クラブ活動上の課題、問題として挙げられていますのが、会員の高齢化、就労者の増加に伴う参加者の減少、役員の成り手がいない、若手リーダーの不足、女性役員の不足とされています。

本市の単位老人クラブを地区別に見た場合、先ほど申しあげましたけれども、私の住んでいる醍醐地区、西根地区、柴橋地区、これは単位老人クラブとしてはゼロになっています。一旦なくしてからの復活というのは極めて困難だというのは誰でも思うことだと思います。

ちょっと老人クラブを離れますけれども、私のいる醍醐地区の敬老会は、去年と今年はコロナの関係でありませんでしたけれども、毎回市長にも御出席いただいてやっております。市長

も御存じのとおり、町会長連合会とか、交通安全母の会等が協力して、市内でも今では珍しくなりましたが、地区全体で小学校の体育館をお借りして敬老会を実施しています。小学生の子供たちの出し物等もあり、にぎわいのある敬老会となっています。例年約240名の招待者がおりまして、そのうちの半数ぐらいの方が参加されています。

こういった敬老会とか、意欲のある方は、先ほど市長が団体で言われましたけれども、いろんな団体、いきいき100歳体操とか、サロン事業という形で何とか交流を図って元気を維持しているという状況ではないでしょうか。

しかし、高齢になれば免許返納を勧められて足を奪われ、老人クラブもなくなり、仲間との交流の機会は減少する一方で、何を生きがいにして生きていけばいいのかというような状況なのではないでしょうか。また、老人クラブとして実施していた保育所との世代間交流事業も必然的になくなってしまおうでしょう。高齢者の方の生きがい、やる気は、奪われる一方ではないでしょうか。自分たちで頑張れと言ってしまうまでもですが、若者のようなパワーがないのも事実です。やはりそこには誰かが手を差し伸べてやる必要があるのではないのでしょうか。

老人クラブ加入者が減少していると申しあげましたが、地区によってはその年になったら入るものだと、入らなければいけないんだという雰囲気があり、まだまだ活気のある地区もあるようです。実情に任せてしまえば、どうしても地域差が出てしまいます。加入基準は、地区ごとで、60歳以上とか、65歳以上、あるいは70歳以上とか、あるでしょうけれども、地域差が大きくなるようにすることも必要かと思えます。

まずは、できるだけ多くの人に加入していただくことが現状においては必要かと思えます。そのためには、行政側が例えば市報で定期的に

老人クラブ加入への呼びかけをすとか、ホームページで加入促進の呼びかけをすとか、何か手助けをするなどのこ入れはできないのか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 老人クラブは任意の団体でありますから、行政側から加入を強制できるものではありませんけれども、市報や御提案のありました市のホームページなどで活動内容を御紹介したり、加入のお知らせを載せていくなどということは、我々も今後取り組んで支援をさせていただきたいというふうに思っています。

また、市では老人クラブへ補助金を交付して活動を支援させていただいているわけでありませけれども、これは来年度予算はこれから編成になりますけれども、そういった中でその補助金なり補助制度が、もっと効果的な補助制度となるように見直しをしていかなければならないということで検討したいというふうに思います。

いずれにしても、先ほど来申しあげておりますけれども、老人クラブの減少の問題というのは全国的な課題にもなっているわけでありまして、多くの老人クラブで会員の増加に向けた取組なども行っているというふうにも聞いております。そういった中で、ぜひ成功事例などを研究させていただいて、効果的な加入促進の方法でありますとか、取組などについて、連合会、それから社会福祉協議会などとも一緒になって、知恵を絞りながら検討していければというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 質問を続けます。

先ほど、市長から、効果的な補助制度の検討、あるいは先進地の取組の検討という御答弁をいただきました。ぜひお願いしたいと思います。

老人クラブ活性化のための方策として、楽しいクラブづくり、役員の負担軽減、女性会員の特色を生かす、若手会員の組織化の推進ということも言われています。

北海道内では、ちょっと古いデータになりますが、平成28年度で男性が4割弱、女性が6割強という会員の割合だそうです。女性会員ならではの視点やきめ細やかさが好影響を及ぼしているとの意見もあります。

一般的には、奥さんに老人クラブに入らなねべなと言われれば御主人も嫌とは言えないというのも事実じゃないかと思えます。そして、女性会員の増加が会勢拡大につながるというのは間違いないと思えます。また、若手会員が増えれば、新しい活動への取組、活動メニューの増加による活性化も期待されます。こういったところに行政がちょっとでも手を差し伸べることで、大きく違ってくるのではないかと思います。ぜひ御検討いただきたいと思います。

老人クラブの活動の面においても、これは社会福祉協議会なのかもしれませんが、例えば地区公民館が輪投げ大会、グラウンドゴルフ大会、そして東京パラリンピックで脚光を浴びたボッチャなど何でもいいと思いますが、活動、事業の計画、実施から移動まで、これは何から何までというふうには言いませんけれども、幅広く、そして充実した活動に向けてもう一歩踏み込んでサポートすることができないのか。そうすることによって、クラブ等の活動も活発化するのではないかというふうに思います。

具体的に提言できず申し訳ありませんけれども、こういったことに対する市長のお考えをお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 会員の増強というか、そういう

取組というのは、もちろん多くの市民に御理解をいただいくことによって、そうした興味を持って入会しようという人が増えてくるというふうに思いますから、先ほども申しあげましたが、老人クラブのすばらしい活動などを広く市民に知っていただく、そういう機会を市としてもいろんなところで情報提供の場を設けていきたいというふうに思います。

今後、高齢化はますます進展していくというふうに考えられるわけでありませけれども、そういった中で高齢者の皆さんがいつまでも元気に自立した日常生活を送っていただけるようにしていくためには、やはり我々としては、介護予防の取組などは大変これからはますます重要なテーマになっていくのであります。そういった取組などについて、各クラブで実践をしていただきたいというふうに、我々は日頃からそう思っているわけでありませけれども、例えば市の職員などが出向いて、講話、体操などを高齢者のための出前講座などを実施しているわけでありませけれども、それを老人クラブ活動の一つとして活用してもらおうなどが、そればかりではもちろんありませんが、様々な面で具体的な支援方策などについて検討していければというふうに思っているところであります。

何で会員が減ってきたのかという分析なども、我々もいろいろ検討しているわけでありませけれども、老人クラブあるいは連合会自体でもそういった点をやっぱり検証していく姿勢、先ほど伊藤議員からもお話ありましたけれども、楽しいクラブづくりとか、役員の負担軽減とか、女性会員を増やすなどということについては、クラブ自体が取り組んでいただかないと改善をしていかないという部分もあるわけでありませるので、そういったところも踏まえて、我々も一緒になってその取組を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 今、市長からいろいろ御答弁いただきましたけれども、出前講座というお話がありました。実は今日の午後、醍醐地区の社会福祉協議会の計画で健康づくりという講座を1時半からやる予定になっています。今回は社協ですけれども、それから老人クラブ、醍醐地区にはありませんが、老人クラブで主催ということになるかどうかは別にして、そういったことを増やしていただいて、交流の場を設けていただくというのも非常に重要な策かなと思いますので、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

そして、市長が今言われましたが、我々も一緒にというところで、ぜひ手を差し伸べるというか、そういうような形を取っていただくと、一歩活動が前に踏み出すことができるというよう形になると思いますので、ぜひその辺は御検討いただきたいと思います。

県内の状況を見てみますと、平成30年の35市町村の70歳以上の会員の状況は、市部よりも町村部の会員割合が高く、市部を見ても、村山市、東根市、尾花沢市が高いようです。自治体によって会員加入率は差が大きいようですが、本市は令和3年、今年の70歳以上の加入者数が766人となっております。先ほど申しあげました70歳以上の人口9,963人から見ると、加入率は僅か7.7%となります。西村山郡内でも、河北町や西川町は加入率が高いという状況のようです。

では、この加入率の差というのはどこから来るというふうに市長はお考えか、お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** なかなかそこは、はっきりはしないところもあるわけでありませけれども、例えば村山市とか東根市とか、北郡が高いというふうになっているようでありませけれども、これもあまりはっきりは分かりませませんが、県内で

も老人クラブの結成時期が早かった地域というふうに言われているところでもあります。そういったことから、老人クラブへの思い入れというのがほかの地域から比べると強い地域なのではないかというふうに聞いているところがございます。

これも近隣でも高い地域があるんだということではありますが、なかなかそこはまだ我々も分析をしていかなければならないと思いますが、いずれにしても人生100歳時代と、人生100年と言われるわけでもありますけれども、そういった意味で元気な高齢者が増えてくる、仕事を続けていく高齢者が増えてくるということですから、60歳はまだまだ現役で、70歳ぐらいでもまだ現役だと、こういう人もいらっしゃるわけですから、そういう意味では老人クラブへの加入者というのは、どうしても60代あるいは70代前半などについては、まだまだ増えてはこないのではないかというふうに思います。

また一方で、価値観の多様化というのは、若い人ばかりでなくて、ライフスタイルも大分変化をしている。そういう意味で、老人クラブ以外の活動の場というのも増えてきている、そういうふうになってきているのではないかと、これも事実なのではないかというふうに思います。

しかしながら、高齢者の皆さんにいろいろお話を聞くと、住み慣れた地域の中で元気で安心して生きがいを持って暮らせる、そういう地域社会をやっばり望んでいることには変わらないのではないかというふうに思います。その中で、老人クラブというのは、地域活動を通してやはり大きな役割を担ってきたし、またこれからも担っていくのではないかというふうに思います。

今後とも、老人クラブというのが地域を支える組織の重要な一員として魅力ある活動が行えるように、連合会、それから社協なども十分そこら辺を連携しながら支援していきたいというふうに思いますし、そういう会員の増強など

についても知恵を出していきたいというふうに考えているところでもあります。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 町内会によっていろいろ異なると思うんですけども、サロンといった同好会的な組織になると、場合によっては町内会の団体というふうにはみなされずに、公民館使用料を払わなければいけないというようなところも当然出てくると考えられます。このまま自主性に任せるということにはやはり限界があり、じり貧になるのは目に見えている。かといって、市長も言われたとおり、強制できるものではないというところで、何とも悩ましい問題ではあります。

しかし、新第6次寒河江市振興計画でも、第3章、元気に安心して暮らせるまち、第2節に高齢者支援体制の強化、第4節に健康長寿のまちづくりがうたわれています。少子化対策は当然のことながら、高齢化対策、すなわち高齢者が家に籠もることなく、いつまでも健康で元気にやりがいのある充実した人生を送れるように手助けすることも極めて大事なことだと思います。

人生100歳時代です。具体的な提案ならず申し訳ありませんが、ぜひ今御答弁いただいた内容を御検討いただくことをお願いして、この質問を終わります。

次に、通告番号7番、史跡慈恩寺について質問いたします。

今年5月にオープンした史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設、慈恩寺テラスは、すばらしい施設であり、関係者の方々には厚く御礼を申し上げます。

来館者数も好調で、11月20日の山形新聞では約7万人とのことでした。滑り出しは上々と言えるでしょう。寺そばも大変おいしいですし、誘客に大きく貢献しているのではないかと思います。今後はリピーターを増やしていくことで、

さらなる観光客の誘致が図れるものと思います。

一方、あえて言うまでもないことと思いますが、これがゴールではありません。国指定史跡慈恩寺旧境内全体の振興としては、まだ緒に就いたばかりとも言えるのではないのでしょうか。これから、史跡慈恩寺旧境内保存活用計画に基づき、逐次整備していかねばなりません。補助金の関係もあるでしょうが、ぜひ慈恩寺テラスの効果があるうちにスピード感のある整備を推進していただきたいと思います。

今回は、新型コロナが落ち着き、日常を取り戻しつつある現状において、いかに観光客を引き込むか、そのために当面何を整備しなければいけないかという観点から質問させていただきます。

新第6次振興計画第2章、活力と交流を創生するまち、第2節、新しい生活様式に沿った観光振興の施策の中で、魅力ある観光資源の活用には、主な取組の一つとして、チェリーランド等の観光施設との連携による慈恩寺ガイド施設を核とした慈恩寺周辺観光の推進とあります。先ほど申しあげましたが、慈恩寺テラスの状況を見れば滑り出し上々と言えるでしょう。テラスの駐車場には、連日多くの車が駐車しており、仁王坂を登っていく方も多数見かけるようになりました。

まず、慈恩寺テラスのこれまでの来館者の状況について伺いますが、私が聞いたところでは、土日祝日で約400人、平日で約200人ということです。実際のところはどのような数字になるのか、土日祝日と平日の平均、各月の状況について、概数で結構ですのでお願いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 慈恩寺テラスの来館者数でありますけれども、5月1日オープン以来、11月末現在で7万4,152名の方の来館者でございました。これは平均すると1日当たり358名の方に来館いただいたということになるわけでありま

すが、土日祝日の平均は1日当たり567名、平日の平均は1日当たり247名となっております。

また、月ごとに申しあげますと、5月は1万5,529名、6月が1万1,633名、7月が1万200名、8月が7,709名、9月が8,795名、10月が1万3,084名、11月が7,202名ということになっております。これを見ると、来館者が最も多かったのはオープン月の5月、その次が10月、そして6月というふうになっているわけでありまして。特に、さくらんぼシーズンと秋の行楽シーズン、本山慈恩寺でそれぞれ特別展が開催されたということで、その相乗効果から多くなっていると推測されるところでございます。

今後におきましても、慈恩寺テラスと本山慈恩寺との連携した事業の展開などが観光誘客に結びついていくものというふうを考えているところであります。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 本山の行事との相乗効果というお話がありました。新聞には、来春から新たに公開される予定の日本の映像、慈恩寺の四季と行事、あと慈恩寺の歴史を作成中ということで、主要行事がコロナ禍で中止という状況にもかかわらず作成中ということで、大変御苦労されているのではないかと思います。これができれば、その結果、来年はリピーターを含めて、間違いなく来館される方は増えるんじゃないかと思われ、非常に楽しみにしているところです。

観光客は慈恩寺テラスでとどまることなく、そこから本堂まで登って行って、本堂拝観をはじめとして史跡を周遊していただくというのが理想の形です。この期間の本堂の各月の拝観者数はどうだったのか。また、人の流れでどのような傾向、特徴があったのか、お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 本堂の拝観者数でありますけれども、慈恩寺テラスがオープンした5月1日か

ら11月末まで合計しますと1万8,331名ということでございます。この数字は前年比で114%でございます。去年も7月23日から10月23日まで特別展が開催されておって拝観者数が多かったということがありますが、それよりもトータルで多いという形になってはいますが、特別展がなかった5月から8月ぐらいまでの間の拝観者数を比べると、前年の倍ぐらいになっているということでもあります。11月末までで1万8,331人ということですから、先ほど慈恩寺テラスの来館者数が7万4,000人とお答え申しあげましたから、慈恩寺テラス来館者の25%、4人に1人が本堂内を拝観されているという計算になるわけであります。

月ごとに見ますと、5月が2,457名、6月が3,811名、7月が2,429名、8月が987名、9月が2,000名ちょうど、10月が4,957名、11月が1,690名となっております。拝観者が多かったのは、秋の行楽シーズンの10月、そしてさくらんぼの6月、そしてオープンの5月という順番になっております。

今年10月7日の木曜日から10日の日曜日までの4日間でありますけれども、慈恩寺テラスから本堂境内への来訪者数、それから本堂の拝観者数の比率を現地にてカウント調査をしてみたところではありますが、単純計算ではありますけれども、慈恩寺テラス来館者の69%が本堂の境内に入っている、それからその人数のうち45%が本堂拝観をしているということでございます。つまり、この10月の調査では慈恩寺テラス来館者数の31%が本堂内を拝観されているという数字になっております。

特別展が開催されていた時期でもありますが、通常、平均よりも高い数字になっているところがございますけれども、いずれにしても我々としては、もちろん本山と連携をしていかなければなりませんけれども、テラスに来たお客様をできるだけ多く本堂のほうに連れていく、

これからそういう作戦というか、より魅力的な事業展開などを連携して進めていかなければならないというふうに感じているところでございます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 今お聞きした数字が、まさに市長が言われたとおり、テラスでとどまることなく本堂まで登って、なおかつ拝観をしてもらうというための取組と申しますか、方策というのが今後の課題になるのかなというふうに思います。

それにしても、やはりテラス効果というのは出てきているというふうに思っています。安堵しているところではあります。

今年は境内のライトアップも実施され、厳かな雰囲気醸し出して大変すばらしかったと思います。そして、木造持国天立像も約2年半ぶりに本堂に帰ってきました。慈恩寺振興に日々努力されている関係者の努力には敬意を表したいと思います。

第6次振興計画では、慈恩寺テラスの年間入館者数の目標を令和7年度に10万人としていますが、これは近いうちに軽々とクリアするのではないかと申します。

さて、滑り出しは上々とはいへ、これから史跡慈恩寺全体の整備という大きな事業が控えています。慈恩寺振興を進める上で解決しなければならない大きな課題は、アクセスのしやすさ、通年観光への取組、つまり冬期間の誘客ではないかと思っております。

まず、アクセスのしやすさのための道路の整備について伺いますが、慈恩寺の中を通る道路の拡幅等は、これはなかなか一朝一夕にはできないと思っております。比較的早期にできることは何だろうかというふうに考えてみますと、やはり箕輪から上まで登る農道の整備ではないかと思っております。これも大がかりな拡幅工事というものはできないと思っておりますが、両サイドの側溝、こ

れは今、蓋がなっていませんけれども、この側溝蓋をすることで大体1メートルぐらいの拡幅効果があると考えられますが、いかがでしょうか。この要望は町会からも上がっているというふうに伺っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 議員御指摘のとおり、ただいまの件に関しましては、箕輪町会長のほうから御要望をいただいているところでございます。

箕輪地区の慈恩寺地区と箕輪地区を結ぶ農道、寒河江中央幹線農道というふうに呼ばれておりますが、平成10年から平成23年にかけて整備されております。延長が1,068メートル、車道幅員が4.0メートルの一定要件農道ということでございます。今、市の管理農道となっております。

この路線の側溝の水路については、路面、のり面周辺の雨水などを排水するという農道の機能として蓋を載せられない構造になっているわけでありまして、御案内のとおりです。また、幅員についても、農耕用車両の往来に対応して整備されたということでありまして、生活路線としては若干狭い感じのものとなっております。

現在、この当該農道については、農耕用車両、それから周辺住民の方の生活路線としてのニーズに加えまして、先ほど来ありますが、慈恩寺観光へのアクセスルートとしての活用がこれからも期待されるということでありまして、その整備についてどうしていくのかということで、今検討しているところであります。

現在の幅員などでは十分な安全確保が難しいということでありまして、御要望にある側溝への対応、蓋かけなども含めて、より効果的かつ効率的な手法について鋭意検討していきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 中央幹線農道という形で整備してから、いろんな時代の流れで慈恩寺の史跡指

定というようなこともあって、いろいろ使い方が変わってきたのかもしれないけれども、今現在見ると、やはりあそこが非常にアクセス道としては有効な道路だろうというふうに考えられますので、市長が今答弁された十分な安全確保というのは大前提になるかと思っておりますけれども、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

通年観光、冬期間の誘客という観点から伺いますが、冬期間は年末年始以外の観光客というのは非常に少ないというのが実態です。特に、本堂へ行く坂道が大変なことを知っている人は来ませんし、知らずして来られた方は車が立ち往生してしまう危険性があります。しかし、雪の本堂もなかなかのもので、仏像は屋内で拝観できます。冬期間のアクセスのしやすさを考えると、やはり農道を利用するのがベターかなと思っております。

しかし、農道ということで、市道とは除雪の違いがあるのではないかと思います。現在は、必要により除雪をしていただいて、観光客のアクセスに支障のないようにしていただいておりますが、今後、冬でも連日観光客が訪れるようになることを想定した場合、市道に認定格上げして除雪することが望ましいと思っておりますが、いかがでしょうか。何か農道の補助金の関係での制約等があるのでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、この農道は、整備は県がしたわけですが、平成24年度に県より寒河江市のほうに譲渡になったと、移管されたということで、市の管理農道ということになっているわけでありまして、冬期間の除雪については、地元の皆さんからの要望などもあって、市道の除雪基準に合わせて除雪を実施しているところであります。

ただ、農道としての基準で整備をされているということがありますから、のり面からの雪崩とか、道路勾配などについては、農道のまま

の状態になっているわけですから、積雪時の通行などには十分注意していただきたいと考えております。

今、この農道を市道に認定する考えはないのか、してほしいという御要望があったわけでありますけれども、これは先ほど申しましたとおり、整備は県、今は市で管理していますが、当時の事業主体の県などにも相談を仰いでいかなければならないというふうに思いますし、また先ほど来申しあげておりますが、道路構造上、市道にしても差し支えない基準になっているのかなどについて、精査をして検討していかなければならないというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 除雪につきましては、市道の除雪基準に合わせて実施していただいているということですので、実態としては大きな問題はないと。私も耳に入ってきておりませんので、そこは日々やっただいて、非常にありがたいというふうに思います。

今後、いろいろ構造上の問題とかを調べる必要があるということですので、その辺も調べた上で、あそこを何とかして有効に使えるかという方向で検討していただければというふうに思います。

さて、農道の整備と今申しあげましたけれども、実際、人の流れとしては、慈恩寺テラスで事前勉強してから本堂に登ってもらうというのが本来の流れですので、農道から行ってしまうと、ちょっとルートが狂ってしまうという形になるかと思っておりますので、やはり集落、部落の中を通る道路の整備というのは必須ではないかというふうに考えます。

集落内の道路整備について、これは両側にうちも建っていますし、難しい問題だと思っておりますけれども、当然現段階で具体的な計画策定には

至っていないと思います。中にはチェリーランドから慈恩寺テラス経由で本堂までケーブルカーを通せという話も、夢を語る方もおられましたが、それは別にして、集落内の道路整備について、イメージでも結構ですので、どのようなお考えか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 集落内の道路整備については、これまでは町内会、町会などの皆さんからの要望などに基づいて、側溝整備あるいは一部道路拡幅などを行ってまいりました。

今のお尋ねは、今後どうしていくのかと、道路整備をどういうふうに考えているのかということではありますが、具体的な整備計画というものは進んでいないわけでありますけれども、今現在あるのは平成26年3月に策定した慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画の中で、集落内の道路を含めた主要観光コースの路面舗装とか植栽などの整備というのが計画の中に記載されているわけであります。これは慈恩寺の歴史的財産を保全し、生かしながら、観光振興、地域づくりに役立てていくという内容になっていますので、そういったものを一つの計画として今後どうしていくのかということを考えていかなければならないというふうに思います。観光の話をしましたけれども、当然観光のコースには史跡地が含まれているわけでありますので、整備に伴い、現状変更申請が必要な場合などは、文化庁との調整をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

そういったことで、その計画などに基づきながら、またこれも地域の皆さんの御要望などもこれからももちろんお聞きをしながら、さらには訪れる人などからの御意見なども、アンケートなども調査をしながら、地域の皆さんにとっても、また観光客の皆さんにとっても、よりよい魅力的な慈恩寺の道路整備などについて進められるように検討していきたいと考えていると

ころであります。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 慈恩寺の大みそかの花火、去年ちょうど10回目という記念すべき年でしたけれども、新型コロナの影響でできませんでした。しかし、今年は現在の状況から、できる、ぜひやろうということになり、実行委員会が鋭意準備中です。花火を上げるかどうかで、本堂の参拝客も全然違ってくるというお話もありました。

そのほか、慈恩寺十景詩ウォーキングや、市長も参加されました、雨の中でしたけれども、慈恩寺修験の道ウォーキングをはじめ、9月の地元醍醐小学校6年生10人によるガイド、それと今、慈恩寺に行けばどこでも食べられる悠久の里おもてなし料理というのを開発、取り組んでいます。地元の人もしっかり頑張っています。ぜひスピード感のある検討をお願いいたします。終わります。

### 月光裕晶議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号8番について、5番月光裕晶議員。

○**月光裕晶議員** 月光裕晶です。よろしくお願いたします。

通告番号8番、各施設の防犯対策について質問させていただきます。

この頃、多くの事件がテレビやニュースで報道されております。その中でも私的には一番印象に残り、その後のいろんな事件のはしりとなった京王線の刺傷放火事件がありました。その後の11月8日には、熊本県内を走行中の九州新幹線の車内で液体をまき、ライターでレシートに火をつけたとして放火未遂の疑いで逮捕者が出ております。京王線のニュースを見て、まねしようと思ったと言っているそうです。同じ電車内の事件では、東京メトロ東西線の走行中の電車内で千枚通しを出し、逮捕される事件

もありました。そして、24日には、先ほどほかの議員よりもありましたとおり、愛知の中学生刺殺事件。

このような思いもしないような事件が次々と起こる中、先月、11月9日、私たち小さな子供を持つ親が最も恐れる事件が起きました。宮城県登米市の認定こども園に刃物を持って侵入した男が職員に取り押さえられて現行犯逮捕されたニュースが大きく報道されました。犯人は子供を殺す目的で侵入したと話しているということに、大きなショックを受けた保護者や保育関係者も少なくなかったと思います。

そのほかにも、過去には2006年に、鹿児島県にある保育園にカッターナイフを持った男が侵入した事件や、2017年に大分県にある認定こども園に刃物を持った男が侵入し、保育士や児童が切りつけられた事件など、保育施設への不審者侵入のケースがありました。

そのほかにも、過去には恐ろしい事件は時々起きております。附属池田小事件、そのほかにも障がい者施設津久井やまゆり園で入所者19人が殺害され、職員を含む26人が重軽傷を負った事件などがあります。

こういった施設を狙った事件に共通しているのが、自分より力の弱い者を狙った犯行だということです。やはり心理的に、強い者より弱い者を狙うというのは理解はできます。だからこそこういった標的となりやすそうな施設には、それなりの防犯対策が必要なのではないかと考えます。

こういった場所の安全確保の3要素として、ある警備会社のホームページでは、防犯教育、安全管理、危機管理体制の確立の3つの項目がありました。今回は、この3項目に関連して質問させていただきます。

まず、防犯教育についてお聞きします。子供たちが通う施設では、児童生徒を犯罪から守るため、危機管理について日常的に意識を高めて

いくことが大切であります。防犯教育は、児童生徒が自ら危険を回避し、安全に行動するための教育で、保護者や地域の方々を含めた組織的な取組が必要です。子供たちにも分かりやすいのは語呂合わせのような覚え方で、代表的なのが通学、外出時の約束「いかのおすし」です。そのほかにも、留守番する前の約束「いいゆだな」、連れ去り防止の合い言葉「つみきおに」など、いろいろあるようです。どれも覚えやすく子供たちにはいいのかもしれないし、保護者も覚えやすいかと思います。

防犯ブザーも効果的なようです。子供たちにしっかりと使い方を教え、通学路近くの住民の方にこのブザーの音を覚えてもらっているだけで、かなりの防犯効果があるようです。

そこで、質問させていただきます。本市では、幼稚園や保育所、小中学校の防犯教室や保護者への啓発、その他の施設では防犯講習などは、どの程度行っているものなのでしょうか。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 自分たちが住む、暮らすまちが、犯罪のない安全で安心なまちであることは、誰もが願っているわけでありませけれども、こうしたまちをつくっていくには、日頃から防犯に対する意識を高めていくというのは、おっしゃるとおり大変必要だと思います。

また、自らの安全は自らが守るという意識づけとか、いざというときに備えて防犯意識を向上させるということも大事でありますし、さらには地域全体で犯罪を未然に防ぎ、犯罪のない安全な社会を築いていくという取組も重要であるというふうに考えているところであります。

ちょっと前置きが長くなりましたが、初めに、保育所、幼稚園、小中学校での防犯教室の取組についてお尋ねがありましたが、保育所や幼稚園では、子供たちや保護者に不審者からの声かけなどをされた場合の対応として、知らない人にはついていけない、声をかけられても車に乗

らない、知らない人に連れられそうになったら大声を出す、さらに声をかけられたり追いかけられたりしたらすぐに逃げる、怖いことがあったり見たりしたらすぐ大人に知らせるなどということで、子供にも大変分かりやすく、先生方が日常的に話をしている中で防犯教育がなされているというふうに聞いているところであります。

また、市内の小中学校におきましては、寒河江警察署の生活安全課、さらには県警本部の生活安全部の少年課の職員の方を講師として防犯教室を実施していただいて、防犯教室に取り組んでいるというふうに聞いているところであります。

なお、市内の小中学校では、市内で声かけ事案が発生した場合などは、小中学校全てで情報を共有して、学級活動などで生徒や児童に対して注意喚起及び指導を実施しているということでもありますし、加えて全ての学校で保護者の方へは事案の発生を把握した時点でメールにて注意喚起をしているということもございます。

そのほか、市で管理している市民浴場あるいは慈恩寺テラスなどでは、独自に職員を対象にした防犯講習などを実施しているところでございます。以上であります。

○**国井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ありがとうございます。防犯教育、防犯講習などは、かなりしてくださっているようで、安心をさせていただきました。

やはり保育所や幼稚園などは、子供たちに繰り返し教えるということが、先ほど市長がおっしゃったように、ふだんから声かけをして意識を高めているとのことで、その繰り返し言うということがすごく効果的であればいいことだとは思っております。

しかし、それに特化した防犯教育、講習など、実際行われていない施設での今後の実施や、実施を促す取組などというのは考えておりますで

しょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** いろいろ聞いてみますと、保育施設あるいは小中学校などについては、先ほど申しあげましたが、子供さんの年齢やら、あるいは学年や理解度などに応じて防犯に対する教育がきめ細かになされているというふうに認識をしたところでありますが、その他、実施されていない施設につきましては、その施設の利用状況とか、特性なども十分考慮をしながら、職員への防犯講習会などの開催について、警察あるいは防犯対策の専門家などにも相談をさせていただいて、実施を検討していくこととしていくところでございます。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 専門家も含めて検討して下さるとおっしゃっておいりましたので、ぜひお願いしたいと思います。そこまでしっかりとやっていただければ、働いている方も安心なのかなと思っております。

次に、防犯訓練についてお聞きします。

今回の登米市の事件で、子供たちを守ったのは、「いかのおすしが届きました」という危険を知らせる合い言葉でした。不審に思った職員は、園児に「そろそろ雨が降りそうだから中に入りましょう」、さらに中にいた職員に「いかのおすしが届きました」と声をかけたといいます。これは、そのこども園で不審者がいたときの合い言葉とされていて、園児は無事に避難できたといいます。

不審者の侵入が確認されたとき、そのまま不審者が侵入しましたと周知してしまつては、相手を刺激することになるかもしれません。そのため、あらかじめ園内だけで通じる合い言葉を決めて、職員全員で共有しておくことも有効な手段だそうです。

ほかの合い言葉の例では、「蜂が侵入しました。子供たちは教室に入ってください」。実際

には存在しない先生の名前を呼んで「何々先生、職員室へ来てください」。それと、実際にはない活動名を使って「何々の時間になりました。みんな教室に戻りましょう」。それと、合い言葉ではありませんが、決まった音楽を流すのも効果的とされているようです。これは日頃の訓練によるもののようですが、防犯訓練といっても職員と子供たち、職員のみ、子供たちのみなどのパターンがあるようです。

そこで、質問させていただきます。本市では市が管理する各施設での防犯訓練はどの程度行われているものなんでしょうか。また、民間の施設などでの防犯訓練の有無は把握しているものなんでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、市が管理している各施設での防犯訓練の実施状況ということではありますが、保育施設は不審者対応訓練を実施することが保育指針で定められておりますので、これは実施しているということでもあります。

また、小中学校では、全ての学校で不審者の侵入を想定した防犯訓練が実施されています。

その他の市の施設におきましては、管理者が研修の中で講習を受けているということになっております。

また、社会福祉施設あるいは学童施設などの状況ですけれども、ほとんどの施設で実施されているというふうに聞いているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 寒河江市では防犯訓練がともしっかりと実施されているようで、安心しました。

例えば、民間の施設に関しては、訓練の実施を促していくなどの今後の対応など、そういったものがあればお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 実施している施設が多いわけで

ありますけれども、御指摘のとおりまだ実施がされていない施設などもあるわけでありましょうから、そういった施設については、利用者の安全対策を図っていくために、外部からの侵入者の防止とか、不審者情報を得た時点での対応などをどうしていくのかというものを十分点検していただいて、実践的な防犯対策を講じていただくことが必要かと思えます。

そういった意味では、防犯訓練の重要性、必要性というものを再認識していただいて、施設を利用される方々の安全確保に努めていただけるように、不審者対応への体制づくりとか、マニュアルの整備などについて、我々としてもお願いをしていきながら、そういう対策の強化と一緒に頑張っていければというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** とても具体的で心強い御答弁ありがとうございます。警察官の指導の下、地域住民を交えた防犯訓練が理想的なようです。ぜひ御検討いただきたいと思えます。

では次に、安全管理についてお聞きします。

安全管理の代表といえば、防犯カメラです。

9月議会で安孫子議員も質問なさっていたように、防犯カメラの力はとても大きいと思えます。カメラがあるというだけで抑止力につながります。実際、中郷地区の国道に設置してくださった防犯カメラのおかげで、ごみの不法投棄が減ったと町会長さんから話を聞いております。

そこで、市が管理する各施設での防犯カメラの設置状況と民間の施設などの防犯カメラの有無など、把握してありましたらお聞かせ願いたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 防犯カメラの設置状況については、去る9月議会で安孫子議員からの御質問でもお答えさせていただいたところではあります。寒河江市では施設管理上の防犯、あるいは

利用者の安全確保などを目的として、市が管理している施設について、25か所、71台の設置をしておりますけれども、この11月には新たに市役所庁舎へ複数台設置を行いました。また、本庁の駐車場、駅前駐車場なども設置を確認させていただいておりますから、11月末現在で28か所、90台となっております。引き続き、市民や利用者の安全安心の確保に努めていきたいと思えます。

また、民間施設などへのカメラの設置状況でありますけれども、一まとめに申しあげますと、防犯対策の配慮が必要となっております保育所、こども園、幼稚園、学童施設、介護施設、障がい者関連事業所、養護施設については、各施設において設置の状況は異なっておりますものの、防犯カメラの設置というものについては確認をさせていただいているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 外部からの侵入者への対策として、防犯カメラはとても重要ですが、そのほかにも先日、保育園バスに閉じ込められ子供が死亡した事件がありました。そういった虐待などへの抑止力にもなるかと思えますので、防犯カメラはかなり重要になってくるかと思えます。設置されていない施設、それと台数がまだ足りないような施設への今後の導入や導入を促す取組などは御検討いただけないものか、お聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 犯罪の未然防止、さらには抑止に大変効果があるということで、防犯カメラの有用性に対する認識というのは大変高まっているというふうに思っておりますし、各施設においても導入促進の機運、さらには必要性が生じているというふうに我々も認識をしています。

未設置の施設に対しましては、我々も会議なども含めていろんな機会を捉えて、その導入の有効性、有用性についてPRをさせていただき

たいというふうに思いますし、また導入を促す支援策ということだと思いますけれども、支援策などについては他の自治体の有効例なども十分参考にさせていただきながら、効果的な支援策を検討していきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** また今回も心強い御答弁でした。ありがとうございます。

市が管理している施設などでも着々と防犯カメラが増えていっているようですので、ぜひ市民の安全のためにも、このまま、危ない箇所などには設置を検討いただければと思います。

次に、来訪者管理として、幼稚園や保育所は送り迎えをする保護者など出入りが多い状況にあるかと思えます。介護施設でも家族の出入りが多いでしょう。そういった場所や小中学校の門や玄関の施錠、来訪者の情報記入、来訪者の身分証明などはどのように行われておりますでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 民間事業者も含めた保育所、こども園、幼稚園に関する来訪者の管理ということでありまして、送り迎えをする保護者の方は身分証明書を身につけていただくことになっているというふうに聞いておりますし、送迎時間などの情報記入をお願いしている施設がほとんどだというふうに聞いております。

また、社会福祉施設、介護施設、障がい者施設、養護施設などでは、現在はコロナ禍ということもあって氏名などの情報の記入をお願いしている状況と聞いております。

また、各施設においては、必要性に応じて、玄関などは施錠したり、内部から操作しないと開かないようになっている介護施設もあるというふうに聞いています。介護施設というのは、徘徊の防止という意味も含めてありますが、そういうことのようにございま

す。

また、小中学校でございますけれども、全ての小中学校において児童や生徒が登校後に、昇降口を施錠する対応をしているということでもあります。

また、来訪者の管理については、職員室で防犯カメラの映像を確認して、インターホンでの呼び出し対応を実施する、さらには全ての学校で来訪者名簿へ氏名などの記入をお願いしているという対応をされているというふうになっております。以上であります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 各施設でそれぞれに、各施設に合った対策があると思えます。ぜひ今後も継続して続けていただきたいと思っております。それと、身分証ですとか、そういったものをつけることに関しては徹底して、そういった啓発のほうもよろしくお願ひしたいと思えます。

先ほど申しあげました登米市の事件では、たまたまそのこども園に男性の保育士がいて、その方たちが取り押さえ、事なきを得ました。うまくいってとてもよかったとは思いますが、一歩間違えれば、その保育士さんたちが被害に遭っていたかもしれません。

今でこそ男性の保育士さんもいらっしゃいますが、やはりほとんどが女性の保育士さんかと思えます。やはり女性は男性に比べ力は弱いです。一番よいのは安全に避難していただいて、そういった侵入者と対峙しないということだと思いますが、もしも万が一、保育士さんたちが侵入者に対抗しなければならなくなったとなれば、最低でも防犯用具のさすまたや防犯スプレーなどが必要になってくるのではないかと考えます。

そこで、お聞きします。各施設の護身用の道具の整備状況、また民間の施設のそういった護身用の道具の整備状況など、把握してございましたらお聞きしたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、保育所、保育施設、それから幼稚園でありますけれども、全ての施設でさすまた、それから防犯スプレーなどの護身用道具を設置している、整備しているということでございます。

それから、小中学校の施設では、全ての学校でさすまたを複数本配備しておりますし、さらにネットランチャーということで、簡単操作で網が飛び出して不審者を絡ませることで動きを抑制するという道具、それから催涙スプレーなども配備している学校もあるというふうになっております。

それから、社会福祉施設、学童の施設でありますけれども、これも大半の施設において、さすまたなどの護身用の道具を配備しているというふうに聞いているところでございます。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ほとんどのところでさすまた、防犯スプレーなどがあるということで、とても安心しました。さすがにネットランチャーがあるとは知らなかったの、びっくりしましたけれども。

しかし、そういった護身用の道具があることによって、職員の方々が自分がどうにかしなければいけないとなってしまう、さらに負担になってしまうことなど、そういったことももしかしたらあるかもしれません。しかし、ないよりは、やはりあったほうが安心感があるかと思えます。

いまだ整備されていない施設で、これからもし導入の予定などありましたら、そういった導入のお考えなどをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 護身用品というのは、あくまでも相手と戦うものではなくて、なるべく時間を稼いでその場から逃げる手段として使う道具であります。そういった意味では大変有効な道具

だというふうに言われておりますから、まだ整備がなされていない施設については、整備を図っていただけるように働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ありがとうございます。ぜひよろしく願いたいと思います。

でも、そういったさすまたですとか、護身用の道具は、侵入者に設置場所が知られると逆に利用されてしまうことにもなりかねませんので、置き場所なども慎重に決めていただきたく思います。

そして、今後はその護身用道具が整備されたら、その道具を使った防犯訓練ですとか、先ほど御答弁いただいたように、さすまたに関しては不審者を取り押さえるためではなく、警察が来るまでの時間稼ぎや威嚇目的に使うものという道具の使用目的の把握などの講習なども必要になってくるのではないかと思いますので、御検討をよろしく願いたいと思います。

では、次に危機管理体制の確立についてお聞きします。

9月25日の新聞で、110番非常通報装置の記事が載っておりました。この装置は、強盗や不審者侵入といった重大事件が発生した場合、ボタンを押すと、施設名や住所とともに非常通報が警察本部の通信指令室に送られて、指令室から折り返し電話がかかってくるが、その電話を取れなくても最寄りの警察官が迅速に駆けつける仕組みになっているというもののようです。

全国では、社会的に弱い立場の人が利用する施設への導入が進んでいる一方、県内のこうした施設への設置は多くないようです。主にこの装置を取り扱い、指導、助言する団体が調査したところ、今年7月末現在、県内531か所があり、約97%が金融機関や駅、高速道路などの公共スペースに設置されており、社会的弱者と呼ばれる障がい者、高齢者が利用する福祉施設、

病院は2か所、女性、少年の保護厚生施設1か所、保育所、幼稚園、学校1か所の計4か所と少なく、全国平均の62か所、東北平均の22か所と比べて大きな差があるとしております。

こういった装置があれば、その施設を利用する利用者やその家族、もちろんそこで働く職員の方々も安心できるのではないかと思います。

そこで、設置することに対する費用の問題などもあると思います。こういった装置の導入や導入を考えている民間の施設に対する補助など、そういった取組はできないものか、お聞かせ願いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり、不審者侵入事件などでは、思うように行動ができず、落ち着いて通報できないでありますとか、また通報そのものできない状況なども考えられるわけがあります。また、電話機を操作することを禁止されたり、電話をかけることができたとしても必要な情報をうまく伝えることができない場合なども想定されるということでもありますから、そうした場合に、おっしゃる非常通報装置を設置していれば、非常時でもボタン操作で簡便に事件の発生場所などの情報を自動的に通報できる。そのことによって、警察のほうも素早く活動を開始するというところで、それが犯人の早期検挙につながったケースもあるというふうに聞いているところであります。

このような装置を各施設に導入するという点については、保育施設などについては国の補助制度などもあるということでもありますから、我々としてもそういったことに十分関心を持ちながら、各施設とも協議をさせていただきたいというふうに思いますし、またその他の施設に関しましても、必要に応じて検討させていただいて、あるいは御指摘のとおり経費もかかるという状況がありますから、その辺のところを十分支援ができるかどうかも含めて検討してい

たいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 確かに、そういった侵入者が来たときなどは、落ち着いて通報するのはやはりなかなか難しいのかなと思っております。警察でも、ボタンを押したことによって、結果的に空振りになってもいいので危ないと感じたらすぐボタンを押してというアドバイスをしているようですし、女性が多い職場では特に安心感はあると思いますので、ぜひ導入に向けて、あと各施設が導入しやすいように御検討いただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

地域における児童の安全安心確保へのニーズが高まっている中、地域活動を通じて児童を見守ることが重要となっています。しかし、地域によって多様な課題があり、児童の見守りが十分に行えていない地域もあります。保護者の中には、危険な場所があるため、そこまで迎えに行っている保護者もいるようです。しかし、全ての保護者が毎日迎えに行けるわけではありません。

今、ごく僅かな数ではありますが、自治体で導入をし始めているのが、児童見守りシステムです。このシステムは、地域が抱える課題などを総合的に考慮して、必要な機能を組み合わせで選択し、導入できるようになっております。

その中でも特に、ランドセルなど、児童が学校に持っていく持ち物にICタグを取り付けるシステムはとていいのではないかと感じました。児童の登下校時にICタグをつけたランドセルなどが学校の玄関先を通過すると、玄関に設置したセンサーがICタグを検知し、あらかじめ登録された保護者のメールアドレスにメールを送信します。受信したメールに記載された専用アドレスにアクセスすると通過時の画像を確認することができるようです。各小学校のほか、通学路にも設置できるようですし、本市で

言いますと図書館やゆめはーとなどの子供向け施設など、様々な場所にもセンサーを設置できるようです。こういったシステムがあると、子供は安全ですし、保護者はとても安心できるかと思いますが、こういったシステムの導入は検討できないものでしょうか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 月光議員から今お示しいただきましたICタグを活用した見守りシステムにつきましては、県内の状況を確認しましたところ、米沢市、それから山形市の小学校での導入事例がございました。

米沢市では、平成19年度の総務省の地域児童見守りシステムモデル事業として、小学校1校であります。全国16か所の1つに選定されて、ICタグを活用した児童の見守りが行われておりました。ただ、モデル事業が終了してからは、予算等の関係もあり、現在はこのシステムは活用されていないということでございます。

また、山形市では、小学校1校で令和元年度に導入した学校から、保護者宛てのメール配信システムの有償のオプション機能ということで、希望する保護者のみが契約して利用しております。利用している保護者の皆様からは、共稼ぎの家庭で家にいなくても子供の安全を確認できる、あるいは学校を出たことをメールで知ることでおおよその帰宅時刻が把握できるといった声が学校に寄せられているということございました。

ほかにも調べてみたところ、議員から御提案がありましたICタグを活用した方式のほかに、見守り用のGPS端末を活用して、受信機を設置しなくても保護者のスマートフォンなどを利用してリアルタイムで子供の居場所を確認できるというようなシステムもございました。

子供たちの登下校の安全を見守るシステムの一つとして貴重な情報をいただきましたので、

方式別のメリットやデメリット、あるいは経費、その効果など、導入に関わる課題について、さらに情報を収集しながら、市としてどのようなシステムが構築できるのか、今後も研究してまいりたいというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 今御答弁いただいた、例えばGPSを使ったものですか、あとICカードを読ませるタイプとかもあるようですので、こういったものでも子供の安全に関わるものであれば、保護者としてはとてもうれしく思いますので、ぜひ導入に向けて御検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

今、何が起こるか分からない、誰が何をするのかも分からない時代ではあります。弱い者を狙う犯罪、そういったものを未然に防げるよう、そして被害を最小限に抑えられるように、これからは市として対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

これで、一般質問は以上になります。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時35分といたします。

休 憩 午後2時21分

再 開 午後2時35分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 阿部 清議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号9番、10番について、11番阿部 清議員。

○**阿部 清議員** 寒政クラブの阿部 清です。本日最後の一般質問になりました。

師走に入り、寒さも一段と厳しくなり、体調には十分気をつけて活動しなければならないと考えています。

日本国内の新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種の効果もあり、一段落してくるものと思っ

おりました。本市においても、11月30日に新型コロナウイルス接種の新しい報告がありましたが、感染状況もレベル2になり、コロナ感染症対策に十分気をつけながら、少しずつ反省会や新年会等を考える時期に来ていることを感じております。

そんな中、南アフリカなどで確認された新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株が世界中に広がる可能性を指摘しており、その危険性は非常に高いと警戒を呼びかけておりますので、我々のできる対策は、マスクを着用し、3密を避け、手洗い、換気に注意し、ワクチン接種も行いながら、早く収まることを見守るしかないようであります。

通告番号9番、10番について質問をいたします。

通告番号9番、寒河江市の未来を育む教育について伺います。

10月15日、陵東中学校において、学区議員との意見交換会が行われました。9月に軽部教育長から、未来を育む教育の在り方について講話をいただく機会があり、その内容が会議の資料の中の陵東新聞に掲載されておりました。

陵東新聞には、それぞれの学年でテーマを設けて、地域に関する学習を進めていくことが分かりました。こうした学習は、将来の自分にとって大きな財産になるものと考えます。

そこで、次の3点について質問をさせていただきます。

初めに、陵東中学校で行われている未来の担い手育成プログラムの詳細について伺いたいと思います。

○**国井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 陵東中学校の未来の担い手育成プログラムということでございますが、陵東中学校では、学校教育目標に、自ら考え正しく判断し行動できる人間性豊かな生徒の育成ということ掲げて、課題解決育成能力、情報活用能力、言語能力の育成というものを狙いとした

教育活動が行われております。その中心となっているのが、地域を柱にした探究型学習だというふうに認識しているところであります。

1年生では地域を知る学習、お宝発見プロジェクトとっております。2年生では地域の企業に学ぶ学習、課題解決プロジェクト、3年生では地域を考える学習、まちづくりプロジェクトと、それぞれ学年でテーマを設けて、未来の担い手となる資質、能力を育てているところでございます。

特に、2年生の課題解決プロジェクトでは、7月に地域の企業4社の方に御協力をいただいて、生徒に対して各企業の現状と課題について講話をいただくとともに、生徒の探究心で解決してほしい課題というものを提示していただいたところです。すし職人の方からは、日本伝統のすし文化を守るにはどうすればよいのかについて、それから酒造業者の方からは、酒かすを有効に活用した商品の開発について、理容師の方からは、理容師の減少を受けて、その魅力を伝える方法について、洋服販売業の方からは、未来の制服の在り方について、いずれも正解のない課題であります。そういった課題を提案していただいたところです。

生徒は、社会との接点を持ちながら、グループごと、アンケートや調べ学習を行って、解決策を検討して、昨日私も見せていただきましたが、課題を出題していただいた講師の方にプレゼンテーションをしながら、自らが導き出した答えについて提案をしておりました。講師の方からは、子供たちが精いっぱい課題に向き合ってくれたことへの感謝の言葉と、今後企業経営にも大いに参考にしていきたいというような講評をいただいたところであります。

陵東中学校の未来の担い手育成プログラム、とりわけこの課題解決プロジェクトにつきましても、企業の方が日々課題に感じ、追い求めている答えを、生徒の探究心に基づいた調査研究

や協働的な学習によって解決していくというプロセスでありますので、寒河江の未来を担う人材に必要な資質、能力の育成に、間違いなくつながる取組であるというふうに感じているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ただいま軽部教育長から、詳しく説明をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、地域と企業等と連携した学習の推進について伺いたいと思います。

陵東中学校以外で、このような地域や企業等と連携した学習が行われている学校があるのか、またその内容について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市におきましては、コミュニティスクールを導入している学校で、地域コーディネーターを活用して、地域の方を講師とした、地域や企業等と連携した学習が行われております。

今年度は、小学校において、柿の樹上脱渋等の農業体験、それから学区内の史跡や遺跡巡り、学区内にある塩泉を原料にした塩作り、また慈恩寺の歴史や文化について学んだことを生かして訪れてきた人たちへ案内のガイドを行うということなど、様々な価値ある学びを展開しております。

また、子供たちが様々な職業に触れることを通して、仕事の楽しさを感じながら、これから先の将来を考えるとともに、それらの職業に携わっている人々が地域をつくる大切な役割を担っているということを知る機会として、学校やPTAと市商工会青年部等が連携した職業体験授業、いわゆるコードモシゴトを実施するということも増えてきております。

また、本市では、市内外の各界で活躍している方から、講話や体験等を通して自分の生き方を見詰め、自分の将来について考える、さがえ

っこライフデザインセミナーを令和元年度から実施しており、今年度は11月末現在で市内全体で29回、第一線で活躍されている73名の方から御指導をいただいたところであります。

このように、地域や企業の方と関わりながら、自分たちが住む地域のことや職業、これからの生き方など、一人一人が未来を考える主体的、探究的な学びが市内全ての小中学校で展開されているところであります。

これらの取組につきましては、子供たちにとっては、講話や体験を通して、地域や仕事などに対する興味関心を高め、これからの自分の生き方を考える貴重な機会になっているというふうに思いますし、授業を企画したり講話をしていただいた講師の方にとっても、自らの仕事やこれまでの人生を振り返る機会となっているだけではなくて、子供たちに自らの人生観、職業観を伝えることで、寒河江の未来への思いや願いを託されているように感じているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。市内の多くの小中学校で、未来を育む教育が行われていることが分かりました。そして、これからの子供たちにも貴重な授業となったのかなと思います。

そこで、(3)寒河江の未来を担う子供たちの郷土愛の醸成について伺いたいと思います。子供たち一人一人の未来を育む教育から、さらに広げて、寒河江の子供たちに郷土愛をどのように醸成していくのか、教育長の考えをお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 現在、市内コミュニティスクールにつきましては10校で導入しているわけですが、地域コーディネーターの方より大変御尽力をいただいて、それぞれの学校が独自に地域、企業等と連携しながら、子供たちの

学びや成長につながる学習を進めております。

現在、市内各小中学校では、価値ある学習の創出のために、単独で学習素材、講師を選定しておりますが、学びの質をより高めるためには、今後、コミュニティスクール間、あるいは地域コーディネーター間の横の連携というものをより一層強化していく必要があるというふうに感じております。

そこで、本市では今後、市内の小中学校だけでなく高校も含めたコミュニティスクール間の連携に加えて、企業、大学、芸術文化、福祉、スポーツ、観光、ボランティアなど、各種団体との連携協働を進め、価値ある教育活動を仕組むための講師の発掘とか、あるいはカリキュラムのマネジメント、そしてコーディネートする組織として、仮称であります。寒河江未来コンソーシアムを立ち上げて、できるだけ時間と労力をかけずに、魅力的で質の高い学びができる環境を整備していきたいと考えております。

そして、この仮称寒河江未来コンソーシアムが中核となって、小中高大が連携した学びの充実、学校と企業が連携した探究的な学習の推進、放課後の学びや部活動への支援等を進めることで、子供たちに自己有用感あるいは企業、地域等への憧れ、リスペクトといった心情を醸成するとともに、学びの協働と深化を進め、さらなる郷土愛の醸成に努めていきたいと考えているところでございます。

○**国井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ただいま軽部教育長から考えを伺いました。子供たちの学びの質を高めて強化していくということでしたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

これからの子供たちは、主体的に学ぶ力を求められると言われております。先生は教えるのではなく、問いを投げかけ、生徒は見たもの、聞いたもの、考えること、自分なりの意見を見いだすこと、対話することで、思考力、表現力や

コミュニケーション力などが育まれ、総合的な生きる力が育まれるとも言われております。

未来を育む教育は、これから必要な教育であると考えておりますので、よろしくお願ひをいたしまして、この質問を終わりたいと思ひます。

通告番号10番、児童生徒1人1台タブレットパソコンを活用した教育の推進について伺ひます。

GIGAスクール構想の推進により、寒河江市では昨年度末に小中学校に1人1台ずつのタブレットパソコンが導入され、タブレットパソコンを活用した教育が全ての学校で始まりました。

授業などで日常的にタブレットパソコンを活用することで、変化の激しい社会の中で活躍できるための資質、能力である情報活用能力を子供たちが身につけることや学習効率を向上させることなど、子供たちにも先生にも多くのメリットがもたらされると考えられます。

寒河江市では、県内でもいち早い段階でタブレットパソコンの配付や家庭への持込みが行われたと聞いています。タブレットパソコンが学校に導入されてから、まだ数か月しかたっておりませんが、市内の学校ではコロナの影響により学校に出席できない子供たちのためにリモートでの授業も行われています。

また、子供たちが自宅に持ち帰ったタブレットパソコンに宿題が出され、宿題が終わるとその日のうちに先生に提出する、それを子供たちが操作をして行っているとお伺ひしました。

その話を聞いて、デジタル技術はあっという間に私たちの日常に広がっていることを実感しております。私もその一人ですが、使い慣れていかないと、世の中に置いていかれるような気がしております。このような学習が可能になったのは、タブレットやスマホはもちろんのこと、インターネットやそれを支える光ファイバー通信などの技術が既に社会基盤として普及してい

るからだと思えます。

今日では、テレワークで業務を行う企業も増えてきています。今後は、このような働き方が当たり前となる時代がやってくるものと思われまます。子供たちも、タブレットパソコンを活用した授業を進めていく中で、これからの時代を生き抜くために必要な力を身につけていくものと思えます。

そこで、タブレットパソコンを活用した教育について、4点質問いたします。

初めに、タブレットを活用してどのような教育を目指していくのか、その目的について伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** タブレットP Cを活用した教育の目的についてという御質問でございますが、国においては、令和時代のスタンダードな学校像を構築する上で全国一律のI C T環境整備が急務であるとして、令和元年にG I G Aスクール構想を打ち出しております。

この構想につきましては、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、クラウドの活用等も推進しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるということを目的としております。

当初、国は1人1台の端末を令和5年度までに整備する計画で進めておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、I C Tを活用して全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、前倒しをして令和2年度に整備することになりました。

本市におきましては、先ほどございましたが、令和3年2月に整備した端末を子供たち一人一人に配付し、学校や家庭での学習に活用してお

ります。

また、タブレットP Cと一体的に整備したクラウド型の総合学習支援ソフトウェアも活用することで、子供同士による意見交換や議論など、互いに高め合う協働的な学びを通して、思考力、判断力、表現力を育成するということともに、一人一人の理解や習熟の度合いに応じた学習も構築できるようになっております。

また、本市は、先ほど議員からも御指摘がございましたが、端末の配付と同時に、県内他市町村に先駆けて家庭への持ち帰りも進めてきております。新型コロナウイルス感染症の影響で出席できない子供さんに対しても、オンラインで授業配信も行うなど、子供たちの学びの保障に努めているところでございます。

これからの子供たちの学びにとって、タブレットP CなどのI C T機器は必須アイテムであります。I C T環境は、鉛筆、ノートなどの文房具と同様に、教育現場にとっては不可欠なものとなっているということを各学校の教員としっかりと認識を共有化して、I C T機器を活用した教育を一層推進してまいりたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 詳しく説明いただきました。今後とも御指導よろしくお願ひしたいと思います。

(2) 市内小中学校におけるタブレットパソコンの活用状況について伺いたいと思えます。これまでなかった1人1台の端末を学校で使うことになり、先生方も御苦労されていることと思えますが、市内の学校におけるタブレットパソコンの活用状況について伺いたいと思えます。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市におきましては、既に令和元年度に、各小学校に1学級分のタブレットを整備しておりました。そのため、このたびのG I G Aスクール構想で1人1台端末が整備される以前から、小学校ではモデル学年を設定し、

クラウド型の総合学習支援ソフトウェアを活用した授業の在り方について研究してきたところでもあります。

また、中学校におきましても、教員に授業での活用をイメージしてもらうために、令和2年度にクラウド型の総合学習支援ソフトウェアの操作、活用の研修も行ってまいりました。

さらに、ICTを活用した教育実践に関心が高く、各学校で推進的な役割を果たしている教員で構成する市のGIGAスクール構想推進プロジェクト会議というものを立ち上げて、会議、研修などを通して各学校でのタブレットPCの活用を推進できるように、市の教育委員会としても働きかけをしてきたところでございます。

現在、各学校では、自分の考えや学習の振り返りなどを画面に書き込むことや、ノートに書いたものを写真に取り込む、そしてそれらを他の子供たちと共有する、また画面上の複数の考えを比較検討したり、協働的に意見を整理したりすること、さらには自分が作った作品とか育ててきた植物の成長を写真に撮って記録する、体育では自分の動きを撮影して確認するというようなことなど、デジタルのよさを生かした活用が積極的に行われているところであります。

家庭におきましても、タブレットを持ち帰ってドリルの問題を解いたり、それから先ほど議員からございましたが、次の時間に学習する内容について予習をして、その内容について自分の考えをタブレットでまとめたりするなどの活用も行われております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、元気であっても登校できない状況の子供さんへの学びの場を保障するために、学級での授業を配信するというものもしております。運動会や文化祭等の様子の配信、オンラインでの家庭訪問を行ったというような学校もございます。

このような本市の取組は県内でも進んでいる状況にあり、9月には県の教育委員会の教育長

が西根小学校、それから11月には市議会の厚生文教常任委員会の委員の皆様が中部小学校を視察していただいております。

市としましても、今後もタブレットを積極的に活用した、子供たちにとって個別最適化、協働的な学び、こういったものを推進してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 詳しく説明ありがとうございました。

本市の取組は非常に先進的な取組であると思いますので、一人の落ちこぼれのないように御配慮をお願いして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(3) 市内小中学校のネットワーク通信環境の状況について伺ひます。

多くの子供たちが一斉にネットワークに接続することもあるかと思いますが、各学校でインターネットにスムーズに接続できるのか。問題があるとすれば、どのような対処をしていくのか。ネットワーク通信環境の状況について伺ひたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 校内の高速大容量の通信ネットワーク化の整備工事は、国の補助を受けて令和2年度に全ての学校で実施しております。これによって、各学校に無線LANのアクセスポイントを設置するとともに、校内のネットワークを最大10ギガバイトで接続できるケーブルにするなどして、1人1台端末に対応できるようにするとともに、動画を活用した授業や遠隔教育等においてもストレスなく利用できるよう校内のネットワーク環境をより高速なものに整備してきました。

本市では、各学校でのタブレットPCの活用が進んで、多くの子供たちが学校で同時にインターネットに接続することが多くなったことにより、正直言ってインターネットにつながりに

くい状況も見られるようになりました。

そこで、児童生徒数が多いなどの理由でインターネットにつながりにくい学校につきましては、学校から外に出る光ファイバー回線を増強して通信環境の改善に努めてきたところであります。

他の学校についても、来年度以降に工事を行って、支障の生じないように対応する計画でございます。

より安定してインターネットに高速で接続でき、学習に支障が出ないように、通信事業者ともやり取りを行いながら、プロバイダーとのインターネット接続方式の見直しなども含め、通信環境のさらなる改善に向けて引き続き努力してまいりたいと思います。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

私も今、西根小学校で、げんげの会という会をつくりまして、毎週水曜日に読み語りをさせていただいております。そして、水曜日の日に4年1組の教室で読み語りがあつて、ちょっと時間がありましたので、子供たちに質問をさせていただきました。その中で、今、タブレット授業は楽しいですか、「楽しい」と。これが今、学校で一番楽しい授業なんだそうです。そういう話を伺った中で、今、タブレットをすぐいろいろなところに対応できるのかという話をしたら、「いや、時によってはタブレットがくるくる回ってなかなか入れないときがあるんだ。だから、そういうことになると、時間も1時間で終わってしまうので、きちっと入ってもらおうと僕らうれしいんだけどもな」という話を伺いました。そういうこともありましたので、きちっと環境整備をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(4) 市内小中学校における電子黒板の整備状況について伺ひます。

教科書や資料、そして子供たちのタブレット

パソコンの画面を拡大して提示したり、画面に書き込んだりできる電子黒板を活用することで、子供たちの学習への興味関心を高め、学習内容をより理解させられることと考えます。学校における電子黒板の整備がどのように進んでいるのか、その状況について伺ひたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 文部科学省が示す教育のICT化に向けた環境整備5か年計画、これは2018年度から2022年度までであります。その中には電子黒板等の大型提示装置は、各普通教室に1台、特別教室用として6台整備するということが目標水準として掲げられております。

本市におきましては、平成26年度から校舎の各階に1台の割合で各学校に電子黒板を整備し始め、年次計画でその台数を増やしてまいりました。現在では普通教室の約5割で電子黒板等の大型提示装置が使えるようになっております。

しかし、学級に常設されていないために、使用する際には教室まで運んでこなければならないということがあり、授業で使いたいときにすぐ電子黒板を使うことができないといった声も学校から寄せられているところであります。

第2次寒河江市教育振興計画におきましても、普通教室への大型提示装置の設置率を令和7年度までに100%にするということにしておりますので、今後も継続的に整備を進め、各普通教室に1台の環境を実現してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 今、軽部教育長から、現在5割ぐらいの電子黒板が整備されている、そして令和7年度までは全体的にそろえていくというような話でありました。

今、学校のタブレットを使った授業の中で、先生と子供たちがタブレットの中で子供たちの話を聞こうとする場合には、子供たちがタブレットから先生のタブレットの中に送信して、そ

して先生のタブレットの小さい枠の中全部に埋まるんだそうです。その中から拡大して、子供たちの意見を聞いたり、それから質問したりしているそうなのですが、なかなか時間がかかるという話もありましたので、令和7年度とは言わずに1年でも早く設置できるような対策をお願いしたいと思います。

現在の状況とは大きく変化していく社会の中で、今の子供たちがその中心を担って活躍する時代になってくると思われます。各学校の先生方には大変な御苦勞をおかけすると思いますが、子供たちが情報活用能力を十分身につけられるよう御指導をよろしくお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後3時09分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。



令和3年12月8日（水曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	木村三紀	農業委員会会長
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	小林博之	商工推進課長
鈴木隆	健康福祉課長	佐藤肇	学校教育課長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局 局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係 主任	古谷駿幸	総務係 主事

議事日程第3号 第4回定例会  
 令和3年12月8日(水) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○国井輝明議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○国井輝明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和3年12月8日(水)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
11	通学路の安全対策について	(1) 今年度の点検の概要について (2) 在校児童から得られた情報の活用について (3) PTAから報告される危険箇所の対応について	6番 後藤 健一郎	教 育 長
12	学校教育におけるICTのより良い利活用について	(1) 学校と家庭をつなぐ情報共有システムについて (2) 小中学生1人1台端末の今後とさらなる利活用について		教 育 長
13	本市の中央工業団地の現況と将来について	(1) 昭和49年度に開発が始まり、47年も経過し市民からも順調に推移していると高い評価を受けているが、市長としての所見を伺う。	15番 木村 寿太郎	市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
14	中学校運動部部活動について	<p>(2) 山形県内にも多くの工業団地があり、それぞれの市町村が企業誘致を図っているが、県内の状況や、中央工業団地の状況や位置付けは。</p> <p>(3) 中央工業団地は、本市にとっても財政基盤の礎である。税収としては法人税・固定資産税・償却資産税・所得税等が挙げられるが、年間概算でいくらくらいか。</p> <p>(4) 先日の新聞報道によると11月末で94.79%の分譲率であり、未分譲地が7.88haになったとのことである。土地開発公社に問い合わせると今以っていろいろな企業から土地の内容照会を受けているとのこと。</p> <p>今後は新たな土地を求め、展開を検討すべきと考えるが市長の所見を伺う。</p> <p>(1) 本市の中学校運動部部活動の指導員は平成30年度から各校それぞれ1名配属をすると当時は伺っているが、その経過と実績はどうなっているのか。</p> <p>(2) 市内3中学校の運動部へ入部している生徒数の割合と新たな部活動や少子化により廃部になった部活動等はあるのか。</p> <p>(3) <u>令和5年度から</u>、新指導員の選定方法などが変更になるような話もお伺いしているが、どのように処遇や待遇が変わるのか。</p> <p>(4) 本市では「学校のあり方」もこの12月に答申される訳だが、教育委員会として今後の少子化が急激に進む中での各中学校の部活動のあり方</p>		教 育 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		についてどうお考えか。		
15	米消費拡大について	(1) 米概算金の下落に対する支援策について (2) コロナ禍における業務用米及び家庭用米の需要拡大について	9番 佐藤耕治	市長
16	中心市街地の活性化に向けて	(1) 空き店舗対策支援事業について (2) さがえちえりーマルシェ等の開催について (3) 起業創業支援事業について (4) フローラ・SAGAEの利活用状況について (5) 中心市街地の活性化に向けての今後の取り組みについて		市長
17	HPV（子宮頸がん）ワクチン問題	(1) 本市内HPVワクチンの現況 (2) 積極的勧奨再開後の対策	13番 荒木春吉	市長
18	農業問題	(1) 本市内荒廃農地の現状 (2) 本市内荒廃農地の対策		農業委員会会長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

### 後藤健一郎議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号11番、12番について、6番後藤健一郎議員。

○**後藤健一郎議員** おはようございます。後藤健一郎です。本日も一般質問4名おりますので、早速ですが、質問に入らせていただきます。

通告番号11番、通学路の安全対策についてです。

私は、同じテーマで2年前の2019年9月定例会にて一般質問を行っております。2019年は、4月に東京池袋で車が暴走し、横断歩道を渡っていた母子をはじめ12名が死傷、5月には滋賀県大津市で保育園児の列に車が突っ込み、2人が死亡する痛ましい事故が起きており、その事故を受け、国は緊急に安全確保策の取りまとめを市区町村に指示し、その結果を一般質問で伺

った次第であります。

残念ながら今年もまた小さな命が犠牲になる交通事故が発生いたしました。今年6月、千葉県八街市において、下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、男女5名が死傷する事故が発生、飲酒運転が原因でしたが、この現場となった通学路にガードレールや歩道の設置を求める要望書がPTAから何度も提出されていたと報じられております。

国も、この事故を受け、通学路における合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出を9月末、対策案の検討、作成を10月末をめどに実施するよう要請しております。

前回、平成24年度に国で実施した通学路の合同点検では、見通しが悪い、道路が狭いなどの基準で危険箇所の洗い出しをしておりましたが、千葉県で起きた事故は見通しのよい道路であったことから、今回の点検では見通しのよい道路

や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所などについても点検するよう要領に記載されております。

まず、本題に入る前に伺います。

緊急合同点検が要請された2019年から今年までの直近3年間、本市においてこういった児童生徒が死傷するような交通事故はあったのか。

もしあった場合は件数や内容を教えてください。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** おはようございます。

今、後藤議員より本市における交通事故の件数、内容という御質問でありましたけれども、2019年度から今年度まで、登下校中に発生した児童生徒と車との接触事故の件数につきましては、2019年度が6件、2020年度が15件、今年度は11月末現在であります。その多くが自転車等で登下校中の中学生によるもので、交差点内や丁字路での接触、脇道から出てきた車との接触などがほとんどでございます。

けがの状況は、いずれも擦り傷、打撲、捻挫等であり、骨折や命に関わるような大きなけがはなく、ほっとしているところでありますが、登下校時の交通安全につきましては今後も機会を捉えて引き続き指導してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。大きな死亡事故がなかったということで、非常に、ちょっと胸をなで下ろすところではありますけれども、ただそれにつながるような事故、車との接触事故が6件、15件、11件あったということでしたので、多分保険とかではよく言う「ヒヤリ・ハット」というんでしょうか、300件のちょっと危ないところの上に30件の危ない事故があって、そのうちの1件が大きな事故につながるという法則があるかと思っておりますので、小さな事故を見逃さず、ぜひ指導のほうをしていただければと思います。

それでは、本題に入りますけれども、おとし一般質問を行った際の教育長の答弁では、交通安全及び生活安全、防犯の観点などから、毎年、学校、市PTA連合会、関係機関それぞれが主体となって通学路の安全点検を実施しているとのことでした。

今回の合同点検依頼には「児童生徒の安全確保のための効率的、効果的な実施の観点から、また教員の必要以上の負担とならないよう、その実施に当たっては在校児童から得られた情報を活用するとともに、保護者、スクールガードなどの見守り活動者及び自治会などの協力を得て通学路の点検を行い、危険箇所をリストアップし、教育委員会に報告する」と記載されております。

まず1点目です。

毎年、安全点検を行っているという答弁でございましたけれども、今年、国の依頼を受けて、これまでの安全点検と内容を変更しているのかどうか、もし変更や追加している場合は、新たな点検項目で対策が必要と報告された箇所、その対応などについて伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市におきましては、各学校の通学路の危険箇所につきまして、毎年4月から5月に各学校から教育委員会に報告をさせていただいて、報告があった箇所については関係機関が連携する形で通学路の安全点検を行っております。

今年度は、先ほどございました千葉県八街市での事故を受けまして、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討して、通学路における合同点検等実施要領が作成されております。

このことを踏まえて、7月に文部科学省から、先ほど議員からも御指摘がありましたが、1つには見通しのよい道路や幹線道路の抜け道にな

っている道路などで車の速度が出やすい箇所、2つには大型車の進入が多い箇所、3つには過去に事故に至らなくてもヒヤリ・ハット事例があった箇所、4つには保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村へ改善要望があった箇所、これらの観点について確認が必要であるということで、これまでの合同点検の蓄積を十分に活用して地域の実情を踏まえた効率的で効果的な対応を行うよう依頼があったところであります。

この依頼を受けて、市内の各学校に先ほどの観点に基づいて再度危険箇所について確認をお願いしたところ、醍醐小学校から1か所の報告がございました。それは、県道379号日和田松川線において幹線道路の抜け道となっており、スピードを上げて通行してくる車がある箇所で、学校からの報告を受けて、追加して合同点検を実施しているところであります。

その結果、警察におきましては、進入してくる車に対して時速30キロ規制の路面標示を既に実施しておりますし、道路管理者である県におきましては、児童が歩くスペースを確保するために、雪解け後に通学路の外側線を引き直すということを計画していると伺っております。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。今回の要領で特にこういうところ、もちろん今までの蓄積を十分に活用してということなので、そうそう道路の危険な箇所というのはすぐは変わらないと思いますが、今回このようなテーマで見直してほしいというところ、新たに1か所見つかって、それに対しては対処している、もしくは側線の引き直しは雪解け後にやるということでしたので、そのように、ぜひ子供たちの安全のために、より具体的に実像に沿った状態でしていただければと思います。

2点目なんですけれども、今回依頼には、先ほど文書を読み上げましたけれども、「在校児童から得られた情報を活用し」という記載があ

ります。確かに子供と大人の目の高さや恐怖を感じるポイントは異なって当然ですし、登校や下校の時間帯によって危険度が変わることあると思います。子供たち自身が感じる通学路の危険箇所を学校や市に伝えることはとても重要だと思いますが、そういった子供たちの意見を集約しているかどうかについて伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 議員御指摘のとおり、危険箇所を子供たちの目線で感じて把握するということにつきましては大変重要であると教育委員会としても捉えているところであります。

市内の各小学校ではこれまでも一斉下校時に地区担当の教員も子供たちと一緒に歩きながら通学路の状況を確認しております。また、通学班会や一斉下校時に、子供たちから見て危険だと思われる箇所についても担当教員が情報収集をしており、それらの結果を踏まえた上で各学校が危険箇所について教育委員会に報告しているところでございます。

今後も、危険箇所を把握する際には子供たちの声を反映していくように努めてまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。今ちょっとお話を伺ったところ、一斉下校のときに、要は児童たちと一緒に帰っている教員から、それを通じて学校、そして教育委員会に上がるということでした。

私の認識がちょっと足りないのか違っているのか分かりませんが、多分、小学校はこのとおりだと思います。ただ、先ほどの事故をお伺いしても、どちらかというと小学生よりも中学生のほうが事故が多いと。しかしながら、多分、中学校では一斉下校とか地区担当と一緒に帰るなんていうことはないと思うんですが、中学生たちからこういった意見は、集約とか、上がってきているということはないのでしょうか

か。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 計画的に中学生から聞き取りを行うということはこれまで意図的にはやっていなかったのかなど反省しているところであります。ただ、様々ヒヤリ・ハットの事故とか、こういった危ないことがあったよという情報はしっかり学校で集約して、それを事故報告であるとか、あるいは事故報告にならないまでも注意喚起という形では子供たちに伝えていたと思いますけれども、議員から御指摘あったように、年度初めとかそういったときの各学校でやっている通学路の点検あるいは子供たちへの安全指導の中でそういった情報がないかということをしっかし吸い上げて、それを集約した形で報告していただけるような体制を組むことは必要だなと感じたところがございます。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。そうですね、特に中学生ともなれば自分たちで「ここは危なかったよ」なんていう話は小学生よりは上がってきやすいものだと思います。

また、もちろん全ての中学校は小学校学区の集まりではありますけれども、中学校ごとに見ると非常に学区というのは大きいので、なかなか教員の方たちが隅から隅まで全て把握するなんていうのはなかなか難しいことだと思いますので、ぜひその通っている子供たちから意見を吸い上げて、学校として、もちろん分割して見れば小学校ごとに危険度は把握していると思いますけれども、中学校としてもそういった危険箇所を把握するような意見の吸い上げをぜひ実施していただければと思います。

それでは、3点目になりますけれども、先ほど述べましたように、P T Aから危険箇所が毎年報告されているかと思っておりますけれども、保護者の方からは「点検結果がどのように生かされているのか」とか「報告後、市の対応につな

っているのか分からない」といった声も聞こえてきます。冒頭に述べましたが、通学路にガードレールや歩道の設置を求める要望書がP T Aから何度も提出されていたという八街市の話がまさにこういうことではないかと思えます。

この件に限らず、通学路に限らず、人は自分が話したことが伝わっているかどうか分からないと不安にもなりますし、不満にもつながります。通学路点検の結果についての回答を市はどのように学校や保護者にフィードバックしているのかを伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** まず、各学校から危険箇所として報告いただいた地点につきましては、関係機関が合同で点検をしているわけでありまして、その結果については寒河江市通学路安全プログラムに基づいて、年度ごと、各学校ごと、合同点検箇所の実施状況、それから対策の内容を一覧表にして市のホームページ上で公表しているところであります。

それから、議員からの御指摘にありました市P連の要望事項ということではありますが、各学校のP T Aによる通学路の危険箇所については、市P T A連合会が要望事項ということで取りまとめて、毎年9月に市に提出をさせていただいております。提出された要望につきましては、関係各課が道路管理者や警察とも協議しながら対応策を検討して、その結果につきましては市P連宛てに回答しております。市P連でも各学校の単P、各学校のP T A宛てに回答内容をお知らせしているということでもございました。

ただ、今、議員から御指摘があったような心配はもちろんだなと思っておりますので、教育委員会としましては、要望事項の回答内容が各学校のP T Aから保護者の皆様に確実にフィードバックされるように今後お願いをしまいたいと思っております。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。そうですね、この後の質問にも出てくるところも少しあるんですけども、通学路点検の報告については多くの保護者の方が協力してくださっている非常に関心の高い事案ですし、この対応によっては学校とか市への不安、不満にも直結いたします。私もそれを見たときに、ちょっとこれ、問題として保護者から出すのは分かるけれども、私は行政の立場としてはちょっとこれは対応が難しいんじゃないかなというところもやはり中の要望事項を見ているとあるんですけども、できるなら「こういうふうにしてできる」もしくは「今後このようにします」と、できない場合は「こういうことがあるのでできない」という根拠的なものをしっかりとお示ししていただいて、学校任せとかではなくて、しっかりと一人一人の保護者の方に結果や対策をフィードバックしていただきますと不安や不満が少しでも解消されるかと思っておりますので、ぜひそういった取組をしていただきますようお願いいたします。

続きまして、通告番号12番、学校教育におけるICTのよりよい利活用についてです。

まず初めに、学校と家庭をつなぐ情報共有システムについて伺います。

文部科学省が2020年10月、学校と保護者間の連絡手段をデジタル化するよう全国の教育委員会などに通知したことを受け、メールやアプリを導入する自治体が増えており、寒河江市ではさくら連絡網というシステムを今年度から運用しております。

御存じない方のために簡単に説明しますと、このシステムは、小中学生の保護者がスマホにアプリをインストールまたはメールを登録し、学校から家庭へのプリントでのお便りを電子書類で受け取ったり、検温や体調チェックの結果を家庭から毎朝学校に送信、遅刻や欠席を連絡できるといった、これまでプリントや連絡帳、

電話で行ってきたアナログな連絡手段をデジタル化したものです。

先日、多数のインターネットに掲載された「脱プリント地獄、学校の連絡がアプリに変わったら『聞いてないよ』がなくなった話」という記事を読みました。記事の冒頭、このように書かれておりました。「仕事ではペーパーレス化がされて久しいのに、ランドセルから出る出るわの紙の束、B4やA4などサイズもばらばらで、1つの行事で数枚のプリントが五月雨式に届くことも、なくしたり忘れてしまうのもしょっちゅうで、親子ともプリントに振り回されてきました。それが欠席や検温の報告がスマホで完結し、判こも不要に。ランドセルの底からプリントの束を引きずり出していたあの苦労は何だったのか。もっと早く導入してほしかった」と。

3人の小中学生を現在育てている私も保護者の立場としてまさにこの記事のとおり感想でしたし、学校側としてはプリントの印刷や電話連絡などの負担を軽減できて、保護者にも学校にも非常に好評なのではないかと私は推測するのですが、この情報共有システムを導入後、学校や保護者の反応や効果について伺います。

○國井輝明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 今年度、本市で導入いたしました学校・保護者間情報共有システム「さくら連絡網」であります。議員から御指摘ありましたので繰り返しになるかもしれませんが、このさくら連絡網につきましては、市内の小中学校及び児童生徒の保護者等を対象に、子供たちの安全安心の実現に資するためということで、学校から保護者に対しては、学校行事のお知らせ、自然災害時や新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業の情報、不審者情報などの配信を一斉に行うとともに、保護者から学校に対しては、災害発生時の安否確認、新型コロナウイルス感染症対策の検温報告など、健康状況調査な

どの情報収集ができるようになっております。このことで学校と保護者が双方向に情報共有できるシステムが構築できたと感じております。

このシステム導入によって、電子メールやアプリを通じて各学校と保護者が迅速かつ効果的に情報の共有ができるようになったなと思えますし、利便性の向上とデジタル化によるペーパーレス化など、業務の効率化が格段に進んだと認識しております。

11月に全小中学校と全保護者を対象に、さくら連絡網の使い勝手、効果について、さくら連絡網にアンケートの機能がございますので、その機能を活用して調査を行ったところ、子供がお便りを学校で出さないときがあっても困らなくなったとか、あるいは欠席の連絡をわざわざ毎朝学校に連絡しなくてもよくなり、助かったなど、多くの保護者の皆様から肯定的に評価する声が多く届いているところでございます。

また、学校からは、毎日の検温、欠席連絡、ワクチン接種での早退などの連絡についても担任が直接タブレットで確認できるということから、電話応対に使う時間が激減したということで、この時間を授業の準備の時間に充てられると好評を得ているところでございます。

○**国井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。今、11月に取ったアンケートの結果をお伺いしましたけれども、やはりそうですね、保護者の皆さんも学校の皆さんも非常に肯定的にこの導入については受け止めてくれて、好評であると。

私自身も、子供が朝になって「いや、そんな話聞いてない」とか、うちに大きなホワイトボードを壁にくっつけて、プリントを今まで磁石で貼っていたんですけども、あれ、あのプリントはどこに行ったかなと毎回探したり、非常に煩雑になってしまっていたんですけども、自分のスマホに取ってあると、ああ、あのときのプリントはこれだったねとすぐ見ることもで

きて、もちろん今ハイブリッドで、クラスごとの例えばお便りだと紙、学年全体、学校全体だと電子メールで届くというような形になって、どちらも今ある状態ですけれども、非常に私はこのシステムは便利だし、今後もぜひ使っていただいて、できるだけそういった時間の節約ですね、使っていただければと思います。

ただ、保護者の方から、さくら連絡網を使って欠席の連絡をしたんだけど、なかなか確認済み、この方はアプリだと思うんですけども、アプリだと連絡すると上にボタンで「確認済」と、学校で開封すると表示がされるんですが、その「確認済」という表示がされなかったもので、結局電話してしまったという声をいただいております。

学校に人がいない夜間や早朝でも保護者の方が連絡を残せたり、あるいは学校側としても朝の忙しい時間帯に個別の電話対応をしなくてもよいという大きなメリットがあると、先ほどいただいたとおりでありますが、大きなメリットがあると考えられるんですが、電話ではないので、伝わったかどうか不安になり、やきもきしたりする方というのもやはりいらっしゃるようです。

今年度、ここまで運用経験を積んできましたので、例えば出欠の連絡については何時頃に確認していますというような学校側の運用ルールなどを具体的に保護者に提示できるような段階になっているのではないかと思います。こういった運用についていかがでしょうか。

○**国井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 保護者がさくら連絡網で欠席あるいは早退などの連絡を行った場合には、学校側はアプリ上でその送信内容を確認することができているわけでございます。また、担任がタブレットで保護者からの送信内容を既読したと、確かに読んだといった場合には「確認済」の表示と「欠席の連絡を受け付けました」という連絡メッセージが保護者の方に送信されるこ

とになっています。

ただ、後藤議員からあったように、いつ確認してくれるんだというようなことは保護者の方にとっては大切な情報だと思いますので、議員から御指摘がありましたように、担任がさくら連絡網の通信内容を確認する時刻、それを例えば職員が朝出勤した直後に確認するというようなことを学校から保護者に周知などすれば、保護者の皆様にはストレスなく利用していただけるのではないかなと思っておりますので、このような検討を学校に呼びかけていきたいとおるところです。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。やはり全く新しいシステムですので、もちろん保護者たちもそうですし、学校の方もそうだと思うんですが、今までどうしても手探り状態だったところがあると思います。ただ、今年使ってみて、よかったねと。ここまで半年以上使ってきたので、そろそろ、こうしていけば非常に効率的かなとか、こうやればいいのかというのが大体見えてきたところだと思いますので、そういった運用のルールについて、これまでの運用の結果、このようにしますと保護者の方に伝えていただくと保護者の方も安心して今後も使えるようになるかと思えます。

このシステムは、先ほど教育長からもありましたけれども、アンケートの機能もありまして、今まで例えばアンケートというと紙のプリントだったり、もしくは電子書類であってもワードとかエクセルのデータが送られてきて、それを書いてメールとかで返信するなんていうことがあったわけですが、今、このアンケートのシステムはフォームで行っておりますので、書く側も集計する側も最も効率的な方法になっていると思います。こういったデスクワーク系には極力時間と手間をかけない、時短で同じかそれ以上のパフォーマンスを出す手段が今は

多々あるわけですから、省力化できるところはどんどん使用していただき、必要なところに時間をかけるようICT化を今後もより一層進めていただければと思います。

次に、小中学生1人1台端末の今後とさらなる利活用について伺います。

先日の阿部議員の質問で1人1台端末を活用した教育の目的と現在の活用状況について、教育長の答弁がございましたので、重複する部分は割愛させていただきます。

他国に比べて日本は教育分野でのICT活用が著しく低いと指摘されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響でGIGAスクール構想が前倒しされました。現代社会を生きる子供たちは、あらゆる場面でICT機器の活用が日常化されておりますし、新学習指導要領の目指す「主体的、対話的で深い学びの実現」にはICT機器は必要不可欠であり、私は今後も必要な事業だと思っております。

そこで、まず、この後の質問の大前提として伺いたいのですが、寒河江市では今後も小中学生1人1台端末整備を継続していく考えかお伺いたします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市におきましては、全小中学校に御案内のとおり1人1台のタブレットPC端末を貸与するに当たり、家庭への持ち帰りも前提とした整備を実施させていただいております。

これによって、授業における活用はもとより、家庭学習と授業を効率的、効果的に連動させるという活用も可能となっております。先日の阿部議員の質問にもお答え申しあげましたけれども、これからの子供たちの学びにとってタブレットPCなどのICT機器は必須アイテムであり、ICT環境は鉛筆やノートなどの文房具と同様に教育現場にとっては不可欠なものとなっておりますので、本市としましてはこれからも

引き続き1人1台端末の整備を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。継続していくという答弁で、よかったです。じゃないと、私、残り30分で、ここで一般質問を終わってしまうところでありました。継続していくということでしたので、この後もう少しこのことについて質問させていただきたいと思います。

国で行ったG I G Aスクール構想についてのアンケートの取りまとめを見ますと、今年7月末までで約950万台の端末を整備し、約2万台、割合にして0.2%がスタートから三、四か月で破損、紛失しているようです。これはあくまでも報告されている数字ですので、現場レベルではさらに多くの破損、紛失があるのではないかと思いますし、整備初年度の半年でこの状況なら、年を経るごとにこの割合はだんだん高くなるのではないかと思います。

また、パソコンやタブレット端末は、国税庁のサイトを見ますとサーバー用として使用するパソコンの耐用年数は5年、それ以外のパソコンの耐用年数は4年と耐用年数表に掲載されておりますし、G I G Aスクール構想で整備された端末は五、六年をめどにしているようですが、現時点では国が更新費用を負担するか否かは明らかになっておりません。

以上の点を踏まえますと、今後も1人1台端末整備を継続するというのであれば、いざそのときになったらお金がなくてできないとならないよう計画を今から立てておかなければならないと思いますが、見解を伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 今回、タブレットPC端末の整備に当たっては、本市としましては国の補助制度を活用して、買取りにより整備をしているところであります。

今後の整備についてということですが、

議員から御指摘あったように、現段階では国では更新費用等については明らかにしていないという状況がございますので、国の動向なども注視しながら、そしてその上で、再度、買取りにするのかあるいはリース契約にするのか検討を重ねながら、児童生徒の学習活動に支障のないよう計画的に進めていきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。そうですね、当市では国の補助を受けて買取りということなんですが、他市の仕様書を見ますと5年間リース契約なんていう市もたくさんありますので、皆さんどこも大体五、六年、5年ぐらいをめどにしていらっしゃると思うんですが、やはりどこの市も結局は自前のお金だけではなくて、国から補助を受けて今回の事業というのはやっているんで、その5年後、国がやらないと言うかどうかわかりませんが、そうなったときにこの端末はどうするのかというところは今のうちから考えておかなければいけないところだと思います。

私は、子供は国の宝ですし、費用対効果の高い投資という目線でも教育については国が最大限配慮すべき予算だと思っております。日本がもっと大胆に子供や若者に予算を投入できるなら、今、日本を覆っている閉塞感というのは打破できるのではないかなと私は思っております。

前述のG I G Aスクール構想に関する教育関係者へのアンケートを見ますと、児童生徒について感じる課題として最も多かったのが「学習以外の用途に利用してしまう」、次いで「情報モラルが不足している」を挙げております。これらについては以前から言われてきたことですが、私たちが学区議員として陵南中学校の授業参観をさせていただいたとき、ちょうど授業で取り上げているクラスもありましたので、これらの問題については把握及び対策は進んでいる

と思います。

私が危惧するのは、教職員について感じる課題のほうです。最も多いのが「リテラシーの高い教員に業務負担が偏る」、次いで「担当教科でのICTの効果的な活用方法が分からない」というのが挙げられておりました。

先ほど申しあげたとおり、新学習指導要領の目指す「主体的、対話的で深い学びの実現」にはICT機器は必須であり、全ての教科で情報活用能力の育成にはICTは欠かせないと思います。したがって、先ほどの教育長の答弁にもありましたけれども、当市におきましてもしっかりとICTを活用して進めていただきたいのですが、例えば新聞に取り上げられたり、山形県の教育委員会の方々が視察してお褒めいただいた西根小学校と同じレベルで他の市内小学校でも行えているのか、また例えば同じ国語、もしくは同じ算数の授業でも、佐藤先生はICTを使いこなしているけれども、鈴木先生はあまり使わないということはないのか、学校間や教員間のスキルや意識の格差によって、同じ寒河江市に住んでいる子供たちの学習格差につながってはならないと思いますが、現在の状況について伺います。

○**国井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** タブレットPC端末を整備し当初は、活用状況に学校間での格差が見られました。市内各学校における教員の活用状況調査を8月に行ったり、あるいはタブレットの中にあるアプリをどのように活用しているかという状況もこちらで把握することができますので、そういったデータによりますと、西根小学校同様、多くの学校で授業での活用が進み、学校間の差は縮んできていると感じております。

ただ、今申しあげた調査から、校内の教員間の活用状況ということにつきましては開きがあるなということも分かっておりますので、各学校の管理職、それからGIGAスクール構想推

進プロジェクト委員と、各学校に中核になる教員がおりますので、そういった教員を通して引き続き働きかけを行って、教員同士互いに授業実践を参観したり、実践事例を交流したりするなど校内研修の充実を図ってまいりたいと思っております。

また、本市では、小中学校におけるGIGAスクールタブレット授業への活用を支援するために、GIGAスクールタブレット支援員を各学校に派遣しております。具体的な業務としましては、1つに、1人1台タブレットやインターネットを活用した授業の円滑な推進のための支援を行っています。2つには、児童生徒の課題や提出物の作成の補助、3つには、電子黒板など情報機器活用に係る支援、4つ目は、教職員のマルチメディアの利活用や安全なコンピューター使用のためのアドバイスなどを行っております。

また、故障、トラブルが発生した場合には、迅速に対応できるようにということで、本市専用の電話及びメールでの問合せ窓口を設けて、教職員がサポートを受けられる体制も整えているところであります。

いずれにしましても、GIGAスクールタブレット支援員を各学校で活用していただくことで、学校間あるいは教職員間の格差解消に努めていきたいと考えているところであります。

○**国井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。スキルの標準化というのか、それとも平準化というのか分かりませんが、ぜひそうしていただきたいところであります。

でないと、例えば今、私、例でも挙げましたけれども、西根小学校というのが非常にICTを使うのが進んでいるとなると市内でみんな西根学区に引っ越したくなる。「西根小学校に入るとICTばりばり活用できるから、その後の人生が変わってくるよね」なんていう話にな

ってしまうと、市内の中でこっちの学区だけ人がいるなんていうことにもなりかねませんし、また、私は保護者の立場として申し上げますけれども、やはり教育がしっかりしているところには引っ越してでも子供をやりたいという動きは、別にこの事例ではなくて、これまでも幾つか、県内とかでも有名な学校ができると「あそこに通わせたいから、じゃあ、あっちに引っ越してしまおう」なんていうことは多々ありますので、どの小学校に行っても寒河江市ではしっかりとICTに取り組みられていると言われるように、そしてどの先生から受けてもしっかりとICTを通じた授業を受けるというようにレベルの標準化をしていただきたいと思います。

ただ、さっき申しあげた、教職員が感じる課題の一番多い回答の「リテラシーの高い教員に業務負担が偏る」というのは、やはりこれはどうしてもそういうのはあるよなど、先生たち分からなかったら、分かる先生に聞く、そうすると分かる先生だけがどんどんどんどん業務負担が偏ってしまうというのはいり得ることだと思いますので、ぜひ支援員の方もしっかりフル活用していただいて、みんなができるような状況にしていいただければと思います。

それでは、次に、オンライン授業について伺います。

新型コロナウイルス感染症などによる臨時休校措置はもとより、自然災害など様々な緊急事態が生じた際であっても、学校に整備された端末を最大限活用し、児童生徒の学びの保障に円滑に取り組めるようにするために、今回1人1台端末というのが国を挙げて進められました。

整備後、幸いなことに寒河江市では一斉休校して自宅にいてオンライン授業を行うような状況にはなっておりません。今のところ主に学習ツールの一つとしてこの端末は使用されているかと思います。

コロナ前までは、少々の熱や多少のせきが出

る程度なら学校へ行くのはよくあることでした。しかし、現在、毎朝検温して、平熱を上回ったりせきが出るならば休まなければならない。また、警戒レベルが上がっていれば、兄弟や家族のうち誰か一人でも体調が悪ければ、元気であっても学校に行けない時代となりました。感染症を蔓延させないためにはこれは正しい措置ではありますが、これから冬の時期になれば小さい子ほど具合が悪くなりやすいものですし、それによって兄弟が多いほど、家族が多いほど学びの時間が少なくなる可能性が高くなってしまふというのは、この事業を進めている私たち行政が対策を立てなければならないことだと思います。

阿部議員の一般質問の現在の活用状況への答弁では「元気だが学校を休まなければならない児童へ授業のライブ配信を行っている」とのことでしたが、朝の検温の結果、今日欠席させるという連絡を受けてからこういったことがすぐに準備できるものなのかどうか、また先ほど申しあげましたが、学校によってその差はないものかどうか、オンライン授業やライブ配信の現状について伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市ではGIGAスクール構想で配付いたしました1人1台のタブレットPCを自宅に持ち帰っての活用を基本としておりますので、これまでの学校で行ってきた従来の対面授業に加えて、ネットワークを活用した遠隔授業であるオンライン授業を実施することが日常的に可能となっております。

オンライン授業は、コロナ禍で、本人は健康であるにもかかわらず、家族の体調不良によって出席停止となっている子供もおりますし、学校に行けない不登校の子供もおります。そういった子供など、あらゆる子供の学びを支えるツールとしての役割を果たすことが期待されております。

本市の学校の多くでは、タブレットPCに付随しているビデオ会議機能を持つアプリを使って、教室にいる子供たちに対面授業を行うと同時に、自宅や教室以外にいる子供たちにもライブ配信をする、いわゆるハイブリッド型授業とありますが、これを実施しております。

ハイブリッド型授業につきましては、自宅や教室以外にいる子供たちにとっても教室での学習と同じぐらい対話的になっております。また、子供たち同士、あるいは子供と教師が画面越しではありますが、直接会って互いに授業を受けている感覚にもなっております。子供がそういった意味では疎外感を感じることも少なく、また発言する機会が教室にいる子供たちと同様に与えられておりますので、学習機会の保障にもつながっていると感じております。

各学校ではハイブリッド型授業を常に行える体制を整えておりますので、議員から御指摘あった、当日急に欠席となる児童生徒に対しても、そういった子供が出たとしても担任の判断ですぐにハイブリッド型授業を実施することが可能になっているということでございます。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。いいですね、非常に……。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** ちょっと付け加えさせていただきます。

それから、ハイブリッド型授業に加えて、授業以外につきましても申しあげたいと思いますが、運動会や文化祭などの学校行事などでもリスクを回避するためにライブ配信を行ったり、あるいは会場で参観できない保護者に画面越しに見てもらえる機会も生み出したり等、担任と保護者の面談もオンラインで行っている事例などもありますので、各学校で様々な形を工夫しながら効果的に活用しているという事例が報告されております。

市としましても、今後とも、ウィズコロナ、ポストコロナ時代を見据えて、ニューノーマルにおける有効なオンライン授業やライブ配信について、学校と教育委員会が一緒になってさらなる研究を進めて、子供たちの新たな学びの充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。非常に、今伺った状況は素晴らしい状況だなと思います。特に、担任の判断で常に行えるというのは非常に大事なことだと思いますし、どうしてもやはり子供が体調悪くなるなんていうのは前日から分かるものではなくて、朝にならないと分からない。なので、朝の体調、状況によってこういった対応をしていただけるというのは非常にありがたいことだと思います。

ただ、そうなると、子供たち、うちでその操作をしなくてはいけないので、もし欠席する場合は、こうすると例えば学校の授業が見られるよなんていうことをしっかりと子供たちにも説明していただいて、子供たち、受ける側も、配信している側だけではなくて、受ける側の運用についての学びをしていただけるとよりスムーズに、こういったオンライン授業、もしくは授業のライブ配信というのがスムーズにできるのではないかなと思います。

オンライン授業や授業のライブ配信は、先ほど申しあげました兄弟や家族が具合悪くて、本人は健康だけれども登校できない児童生徒のためだけではなく、教育長からさきの答弁の中にも少しありましたが、何らかの事情で登校ができていない、いわゆる不登校の児童生徒、または登校したくともできない、病院で長期治療、療養している児童生徒にも学びの機会を広げる素晴らしい可能性を持った取組だと思います。こういった何らかの事情により登校できていない児童生徒へのオンライン授業や授業のライブ

配信について見解を伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 先ほども申しあげましたけれども、市内におきましては、不登校あるいはコロナ感染症に関連する欠席等の児童生徒に対してオンラインでの授業ライブ配信を実施している学校が増えてきております。また、登校できても教室に入らず、別室、保健室で学習している児童生徒もおります。これらの子供たちに対しても教室での授業を配信しているという学校がございます。

ある学校では、教室に入りづらく、保健室で学習している子供が、教室から配信されてくる授業の様子を見て、自分が参加できそうだと判断できたときには自ら教室に足を向けたり、あるいは同級生と共に学習するという事例も報告されているところであります。

今後もオンライン授業の持つ可能性を探りながら、誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人の学びを保障していくために、効果的なタブレットPCの活用について各学校に働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。不登校の方もしくはいわゆる保健室登校されている方もこのライブ配信を見て、それがきっかけで教室で授業を受けられるようになればというのは非常に大事な取組だと思います。

私も以前、不登校の児童の保護者の方、その方は克服された方でしたけれども、何が理由で不登校になったのかもよく分からない、そして何がきっかけで不登校が治ったというんでしょうか、解消されたのかもよく分からないというようなお話をお伺いしたことがあるんですが、何がきっかけで学校に戻れるようになるかどうかというのもよく分からない、何かがうまくきっかけが作用して、ふっと行けるようになる方というのももちろんいらっしゃるかと思います

ので、これが一つのきっかけとなって教室で授業を受けられるようになってくれればいいなと思います。

例えばオンライン授業とかライブ配信を受けた場合、自宅で受けた場合、出席をどうするのかどうかとか、どうしてもライブ配信がメインだと双方向というのはなかなか難しいので、どちらかというオンライン授業というよりは授業のライブ配信をまず見るというような形にならざるを得ないなど、課題はいろいろあるかと思いますが、日本の教育、日本の未来が大きく変化する事業だと思いますので、子供たちの学びの保障のためにも教育のICT化はしっかりと進めていただきますようお願いいたします。

さきにも述べましたが、子供は地域や国の宝ですし、地域への費用対効果の高い投資という意味でも、また若い世代の移住定住政策としても教育については最大限配慮すべき予算だと思いますので、今後も充実させていただきますようお願い申しあげ、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

## 木村寿太郎議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号13番、14番について、15番木村寿太郎議員。

○**木村寿太郎議員** おはようございます。寒河江創生会の木村でございます。ただいま同じ会派の後藤君がすばらしい質問をしていただきました。私とちょうど親子の年齢の違いあるんですけども、私は私なりに真剣にやりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

最初に、私、訂正がありますので、申し訳ありません。議長、よろしくお伺いしたいと思います。

通告番号14番の(3)、「令和4年度から」となっていますけれども、これは「令和5年度から」でございますので、大変失礼しました。訂

正をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、通告番号13番、本市の中央工業団地の現況と将来についてお尋ねいたします。

寒河江中央工業団地として開設したのが昭和49年で、47年を経過しております。商工推進課の資料によりますと、今年度の資料でございますけれども、総面積が174.2ヘクタール、立地企業数が88社、この団地の従業員数が3,869名、そのうち男性が2,798名、女性が1,071名、全体従業員の居住割合は、寒河江市内が39%、西村山4町が23%、その他が38%であると詳細に御報告をいただきました。

1市4町から当然高い評価を受け、企業数が現在では今申しあげたように88社で、90社になるうとするくらいに順調に推移していると思われるが、今までの経過なども踏まえた市長の御所見をまずお伺ひいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江中央工業団地のこれまでの経過ということで、木村議員から御質問をいただきましたが、寒河江市では御指摘のとおり昭和49年度に寒河江中央地区農村地域工業導入実施計画というものを策定させていただいて、工業団地としての開発を進めてきたところであり、以来、取り巻く社会経済情勢の変化などに的確に対応しながらこれまで4次にわたる拡張、そして造成を行ってまいりました。

その際、この土地が地理的な優位性を含め交通の要衝であること、また地盤のよさや自然災害に強い安全面など、工業団地としての魅力を大いに内外にアピールして、さらには企業立地促進補助金でありますとか固定資産税課税免除などの優遇措置というものを整備しながら優良企業の立地を進めてきたところであり、

これまでおおむね順調に企業誘致が進んで、立地環境や規模におきましても県内有数の工業団地となつて、製造業を中心とした産業の集積が進み、本市の経済を牽引する重要な役割を果

たしてきているところでございます。

今後におきましても、先ほど御指摘ありましたが、本市のみならず、西村山地域における魅力ある就業の場を安定的に提供して、活力に満ちた、そして住みやすいまちづくりへ、その役割がさらに高まってきていると認識をしているところであります。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** ただいま市長から御答弁いただきましたとおり、本当に交通の要衝であるということが第一条件だったのではないかなと思ひますし、その後の発展を見ても明らかでございます。

平成3年には寒河江・宮城県村田間の高速道路も開通し、交通アクセスもしっかり確保でき、市長からも話ありましたように、団地の地盤も固く、周りの自然環境もよく、好評を得るようになり、誘致もだんだん進んできたとお聞きしております。

議会としても、誘致された企業を順次視察させてもらい、企業人との懇談会や意見交換会を何回かやらせていただきました。限られた時間でしたが、それぞれの自己紹介や入所なさつてからの感想なども伺っております。その中で一番多い御意見は、「地元には工業高校がありながら、もう少し求職が多いのかと思ひていたが、なかなか求職者が集まらない。どうしたら集まるのか教えてください」などという質問もありました。「この地域の労働力の価値はすごく高いのに、地元で就職を求め方が少なく、大変残念である」とおっしゃってございました。その裏には、若い人がどうしてこんなに集まらないのかと本当に何回も何回もおっしゃってました。

5年後ぐらいには寒河江工業高校も現在の校舎を現地に改築し、新たなスタートを切るとお聞きしており、そこに私も大いに期待しているところでございます。

そのほかいろいろ要望もございました。何点か挙げてみますけれども、まず1番に、良質な地下水が欲しいというような御意見もございました。それからトラックターミナル設備が欲しい、そこには宿泊・仮眠室やシャワー、洗濯機などの設備が欲しい。3番目に、お客さんが見えたときに接待し食事をするところが少ない。4番目に、団地内の夜間照明や街灯がなく、夜間の歩行は防犯上大変な危険を感じるというようなこともありました。今後、なお検討していただきたいと思います。

次に、2番目に入りますが、山形県内には多くの工業団地があり、それぞれの市町村が企業誘致を図っているが、県内の状況や県内での寒河江中央工業団地としての位置づけはどうかをお聞きいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 県内の工業団地の状況と寒河江中央工業団地の位置づけということでありますが、県内における工業団地というのは69か所あるというふうになっております。総面積は約2,500ヘクタールということになっております。そのうち100ヘクタール以上の大規模工業団地は6か所ございまして、総面積は約1,300ヘクタールということであります。

その中で寒河江中央工業団地は、分譲の対象となる工業用地面積においては、酒田臨海工業団地、米沢八幡原中核工業団地に続く3番目の規模となっております。村山地域の中では最大級の工業団地でございます。

また、現在、大規模立地に対応できる5ヘクタールを超える区画を持つ工業団地は、内陸では天童山口西工業団地、新庄中核工業団地と我々の寒河江中央工業団地の3つの工業団地のみとなっております。村山だけでなく、山形県内における大規模立地の受皿としての貴重な役割を担っているところであります。

県内の立地動向については、経済産業省が製

造業等の立地状況の取りまとめを行った2020年工場立地動向調査がありまして、その結果を見ますと県全体では東北6県中最多の20件となっております。うち県内工業団地への立地は11件となっております。

直近の動向では、電気自動車EV関連の今後の需要増加を見込んだ電子部品メーカーが県内において大規模な立地を決定しております。残念ながら寒河江中央工業団地ではありませんでしたが、今後は半導体関連も含めたEV関連業種などの動向にも十分注意をしながら、企業誘致活動を一層進めてまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 御答弁ありがとうございます。

本定例会でも市長より行政報告にありましたように、コロナの影響により経済は本当に冷え切り、少し回復の兆しが見えようとしておりますが、そこに追い打ちをかけるように今度は感染力が強いとされる新たなオミクロン株が発生しております。世界的に感染が広がらずに早い収まりを期待したいものでございます。

続いて、(3)に入ります。

(3)、中央工業団地の税収は本市にとりましても財政基盤の礎であります。税収の主なもの、法人市民税、償却資産を含んだ固定資産税などが挙げられます。そのほかに、設備の新設などを行い、生産性が上がる部分、例えば工場の固定資産税を3年間、進出工場に免除する独自の減税制度があるということも先ほど市長からありましたけれども、最近5年間の税額というのはどれぐらいであるのか、それをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 中央工業団地における直近5年間、平成28年度から令和2年度までの法人市民税と固定資産税及び都市計画税の税額というこ

とでお答えをしたいと思います。まず法人市民税は法人税割額と均等割額で構成されるわけでありすけれども、法人税割額につきましては、各年度によって企業収益が増減いたしますので、5年間でばらつきがあるものの、全体的には減少傾向にあるんであります。一方、均等割額については、企業立地が進んで法人数が増えてきておりますので、全体としては増加傾向でございます。

一番税額が多かったのは平成28年度でありますけれども、概算で法人税割額が1億3,800万円、均等割額が1,500万円、合計1億5,300万円、法人市民税全体の41.3%となっております。一番税額が少なかった令和2年度につきましては、令和元年10月からの税率の引下げや新型コロナウイルス感染症の影響もあるため減少しております。概算で法人税割額が7,900万円、均等割額が1,600万円、合計9,500万円、法人市民税全体の33%となっております。

先ほど均等割額「1,300万円」とお答えしましたが、「1,500万円」の誤りでございました。大変失礼いたしました。

中央工業団地の税額としては、制度改正によって減少しているわけでありすけれども、法人税割額につきましては、市全体に対する中央工業団地の割合は令和2年度で46.5%と大きなウェートを占めているという状況でございます。

次に、固定資産税及び都市計画税でございますが、中央工業団地に立地する企業の令和2年度の固定資産税、都市計画税課税額は概算で6億4,000万円となっております。その内訳は、固定資産税として土地が1億2,800万円、家屋が2億3,300万円、償却資産が2億300万円、都市計画税は7,600万円ということでございます。

市全体の課税額と比較しますと、中央工業団地の課税額は、市全体の課税額が26億9,000万円でありすので、それに占める割合は23.8%でございます。特に企業の設備投資等に課税さ

れる償却資産の固定資産税において中央工業団地が占める割合は42.5%と大変高くなっているところであります。

また、平成28年度から令和2年度の5年間で比較をいたしますと、令和2年度が課税額では最も大きく、評価替えや土地下落等の影響で市全体の課税額が2.2%程度の上昇にとどまっているところ、中央工業団地の課税額は12.4%上昇しているということになっております。

こうしたことから、市全体の課税額に占める中央工業団地の割合が高まってきて、大変貴重な財源となっているところでございます。

次に、市独自の企業誘致策として平成22年度から実施しております固定資産税の課税免除についてでありますけれども、令和2年度においては18件の申請がございました。22億円の設備投資等に対する固定資産税額3,000万円を免除いたしておるところでありまして、企業誘致及び設備投資の促進に着実につながっていると理解をしているところでございます。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村議員。

○**木村寿太郎議員** また1点、申し訳ございませんが、訂正をお願いしたいんですが、先ほど私、聞く際に「商工振興課」と申しあげたと思いませんけれども、「商工推進課」の誤りだそうございまして、大変失礼申しあげました。

それでは、引き続き質問させていただきますけれども、固定資産税の合計が大体5億6,000万円ぐらいだとお聞きしました。先ほど市長から固定資産税の23.8%ぐらいということもお聞きしましたけれども、これがコンスタントに安定的に入ってくる、もちろん税収だけでなく、

就業人口の獲得による市民税収、そのほかに地域の活性化を生み、若い人口増にもつながり、寒河江市のイメージアップにも当然大きくつながっていくわけです。本市にとりましていろいろな波及効果がある事業であると思っております。

次に、(4)に入らせていただきます。

先日の新聞報道によりますと、中央工業団地も11月末で174.2ヘクタールの94.79%が分譲され、未分譲地が7.88ヘクタールだけになったとありますが、土地開発公社に問い合わせると、今もっているいろいろな企業から土地の内容照会があるとのことである。今後も積極的に新たな土地を求め、展開を検討すべきと考えるが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江中央工業団地の今後の展開ということですが、新第6次寒河江市振興計画及び都市計画マスタープランなどにおきましてお示ししているわけではありますが、新たな工業団地の展開を検討していくということにしているところであります。

今後は、寒河江市産業用地可能性調査において適地とされた工業団地西側などを第5次拡張の計画予定地として想定をして、今ある残りの区画に対する企業からの引き合い状況などを踏まえながら、新たな工業団地の造成に向けた各種手続を進めていきたいと考えているところでございます。

また、先ほどいろいろ現工業団地に対する要望などのお話もありましたが、1つに、地元企業への就職を求める高校生が少ないというお話でありましたが、工業団地の企業のみならず、市内の優良企業の存在などについて、お聞きをすると、生徒、保護者の方々があまり十分にそのよさを分かってない、浸透してないということが一因ではないかと言われるところでありますので、寒河江市が進めております雇用対策事

業として実施している高校生対象のインターンシップ、それからセミナーなどの実施の際は、市内の優良企業の紹介でありますとかさらに進めていきたいと思っておりますし、高校の進路指導の先生方などにも本市の優良企業のPR、地元企業への理解を一層進めていく必要があると思っております。

それから、工業団地からの要望ということも先ほどお話ありましたが、トラクターミナルの整備でありますとかレストランなどというお話は前から我々も聞いて、工業団地振興協会などともいろいろお話をさせていただいているところであります。我々もそういう要望を踏まえて、今後いろいろな対応をしていきたいと思っております。

いずれにしても、寒河江中央工業団地は、今後におきましても、寒河江市のみならず、西村山地域全体の経済の振興、雇用確保の場としての役割は引き続き大変大きなものがあると思っておりますので、企業誘致を一層推進して、その維持発展に関係者一丸となって努力してまいりたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 御答弁ありがとうございます。

それは、私らも常に企業とお話をしながら、出てくるのはその問題だと思いますし、西側に新しい工業団地ということで、高松の駅の裏側になるんですか、あちらを求めていると。あそこに7.8ヘクタールぐらいあるというお話は聞いております。ただ、工業団地の中でもエフピコさんなんかは結構土地がありますよね。ああいうのは将来的に大きなものが入ってくるということが考えられるわけですので、その辺も十分考慮しながら、新しく拡張した土地をどんどん求めてほしいなと思います。よろしく願っています。

このたび天童市にも、新聞にもございました

とおり、天童市と上山市に大きい誘致が成功したと出ておりますので、その辺の面積も聞きま  
すと天童市ですと6ヘクタール、上山市は幾ら  
でしたか、5.7ヘクタールですね、そうなっ  
ておりますので、ぜひ、7.4ヘクタールしか残っ  
てないということがございますので、活発にひ  
とつ活動をよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほども申しあげましたように、総務産業常  
任委員会でも何回かお話しさせていただきました。  
やはり本当に労働力は高いと評価してあり  
ますので、その辺も十分考慮しながら、ぜひ活  
用をお願ひしたいと思ひます。これでこの質問  
は終わらせていただきます。

次に、通告番号14番、中学校運動部活動に  
ついてお伺ひいたします。

平成30年度からスタートした部活動指導員の  
在り方については、学校教育法施行規則の一部  
が改正されました。その当時、本市の中学校運  
動部活動の指導員は各学校にそれぞれ1名配  
属されたと記憶しております。その後、3年余  
りが経過しましたが、経過や実績はどうなっ  
ているのかを教育長にお伺ひいたします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市における中学校の部活動  
指導員という御質問でございますが、部活動指  
導員の制度につきましては、議員からございま  
したように、学校教育法施行規則の改正によっ  
て、校長の監督を受けて、実技指導のほか、大  
会等の引率、部活動の会計管理などへも従事で  
きるとして、平日2時間、週3日勤務を想定し  
て制度設計されております。

この制度設計された背景については、部活動  
顧問のうち保健体育以外の教科を担当し、かつ  
部活動の競技経験がない者が半数以上に上ると  
いうこと、日本の中学校教員の勤務時間がOE  
CDに参加する国、地域の中で最も長くなっ  
ているということがございます。

県の教育委員会では、国・県、市が経費を3

分の1ずつ負担して、平成30年度に県内の半分  
の中学校に1名ずつ、翌令和元年度に県内全  
ての中学校に1名ずつ配置するという事業を始  
めたところであります。

本市につきましては、平成30年度に陵東中と  
陵南中に2校兼務という形で1名を配置して  
おります。翌令和元年度にはさらに陵西中に1  
名を配置して2名体制、そして令和2年度はさ  
らに増員して3つの中学校に1名ずつ合計3名  
配置しているということで、教員の働き方改革  
の一助になっていると認識しているところで  
あります。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 御答弁ありがとうございます。  
た。

現況は全ての学校に1人ずつ部活動指導員が  
配置されているということですが、各学校の部  
活動の数を考えれば、指導員の数は全然足り  
ていないと思ひます。生徒の自立心とか外部の  
手助けなどでカバーしていると思ひますが、競  
技を専門的に指導できる人が必要だと思ひま  
すので、これからも配置について御検討をよ  
ろしくお願ひしたいと思ひます。

小学校ではいわゆるスポーツ少年団に入っ  
ていた子供が中学校に入学するときは、その競  
技の部活動に期待を持って入部してくるのがほ  
んどではないかと思ひます。しかし、いざ入部  
して月日がたつにつれ、活動が想像していた  
ものと違って、そのギャップに悩む生徒も当  
然出てくるかと思ひます。

今、野球のリトルリーグやサッカーのジュ  
ニアリーグなどへの入部が全国的に激減し、  
比較的個人プレーである卓球やバドミントン  
などへの入部が増えているとのこと。オリン  
ピックなどでの日本選手の活躍から、親や生  
徒自身が上を目指そうとしているのが社会現  
象の流れかと思ひております。

全国的にはただいま申しあげたとおりですが、

寒河江市の中学校の運動部活動の状況についてお尋ねいたします。

3つの中学校の運動部に入部している生徒の割合と、新たに創設した部活動や、少子化により廃部になった運動部などはあるのでしょうか。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 市内3中学校において運動部活動に入部している生徒の割合はおよそ8割でございます。また、運動部活動が新たに創設されたり廃部になったりした例があるかということでございますが、過去10年間で新設されたとか廃部になったという学校はございませんでした。ただ、3つの中学校ともに生徒数の減少が課題となっており、現有の運動部活動を今後も継続した場合に、来年度地区総体や新人総体の団体戦であります、チームとして出場できるかどうか危ぶまれている部活動をどの学校も複数有しているというのが現状でございます。

このような状況が来ることを予想して、陵西中学校の例でございますが、原則、基準をつくっております。陵西中学校の基準といいますのは、1つは、新人戦と次年度の地区総体に参加できなければ休部にする、2つ目は、2年連続して新人戦に参加できない場合はこれも休部にするという基準を設けております。

また、近年、3つの中学校で顕著になってきているのが、学校に設置する運動部活動に参加せず、外部のクラブチームなどに所属している生徒が増えてきているということでもあります。その数は3つの中学校を合計しますと82名で、全生徒に占める割合は約7%であります。3つの中学校とも部活動全員加入ということが原則となっておりますので、クラブチームに所属する生徒は、活動の実態がないままに何らかの部活動に所属しているということになるかと思えます。

このように、生徒や保護者の放課後や休日における活動への選択肢が増えて、その結果、運

動部活動に所属する生徒数が減少しているということも運動部活動の持続可能を難しくしているということも確かであると思いますので、今後の運動部活動の在り方について、市としても課題を早急に整理していく必要があると認識しているところであります。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 教育長からお話を伺う中に、やはり私らの父兄の時代には考えられないような運動部活動かなという感じがしております。ましてや、今のお話を聞くと陵西中学校がそういうふうが減るといふようなこと、どちらかというど部活は偏る傾向はあるでしょうけれども、そういうふうになるというのは大変残念ですね。

それから、私も体育系なものですから、スポーツ少年団の創設に携わってきました。男の子は野球、女の子はバスケットボールに決まっておりました、私の小学校の場合は。本当にそれは部活動には全員が入るといふ形でした。だから生徒に事欠くなんていうことはなかったんですけども、やはり世の流れかどうかは分かりませんが、携わった者としても大変残念に思います。そのときは寒河江市内も大した数じゃなかったんです、少年団そのものがね、だから学校全部ではなかったんですけども。

そして、最後に私がやめるときには、寒河江市内だけでなく、山形県の大会で何日間かかかってやったんですけども、2回優勝しました。それで全国大会に行くと、白岩地区はそのときは盛り上がり、父兄から大分寄附も集まって戸惑ったという現実もありますけれども、それはこの地区にとっても大変な展開があったということ、大変うれしく思って、今思い出しているところでございます。

6日の新聞報道にもありましたが、ミズノスポーツサービスの協力を得て、チェリーナさぐえで小中学生によるソフトボール日本代表の金メダリストからの指導の記事が載っております。

た。これを見ても、今後はまさに指導料を払ってスポーツ塾になる傾向がどんどん進んでいくなど個人的には考えていますけれども、大変残念なのかな、いいのかなと考えて、ちょっと戸惑っているような状況です。

それでは、(3)平成5年度から新指導員の選定方法、処遇などが変更になるようなお話をお聞きしていますが、どのように変更になるのかをお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 令和5年度からの部活動指導員の在り方についてという御質問だと思いますが、現在国で進められている令和5年度からの部活動の在り方について、まずその状況をお話しさせていただきたいと思います。

令和2年にスポーツ庁から示された学校の働き方改革を踏まえた部活動改革では、部活動につきましては学校教育の一環であり、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会として、多様な生徒が活躍できる場としてその意義を認めている一方で、部活動の設置、運営は法令上の義務として求められているものではなくて、必ずしも教師が担う必要のない業務だとも位置づけられております。また、運動部活動は休日の活動を含めて教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の原因にもなっているということや、特に先ほど申しあげた指導経験がない教師には多大な負担になっているということにも言及しているところであります。

このような運動部活動の意義と課題を踏まえて、国は持続可能な部活動と教師の負担軽減、この両立をする、両方を実現できる改革の具体的な方策を示しているところであります。

その一つが、これまでの部活動指導員の配置の支援に加えて、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を実施するというものがその一つであります。このことについては、県内

では山形六中、鮭川中において、複数の部活動において地域と連携した実践研究が行われております。

もう一つは、合理的で効率的な部活動の推進として、他校との合同部活動の推進、また地理的制約を超えて生徒指導者間でコミュニケーションを行うICTの活用の推進、そして地方大会の在り方の整理ということでもあります。合同部活動の推進につきましては、先日も新聞紙上で取り上げられていましたけれども、天童市内の4つの中学校の野球部で関係団体と連携した実践研究が行われているということでもあります。

県におきましては、10月に開催した運動部活動と地域等の連携の在り方に関する検討会議において、来年度、研究の拠点校を増やしたり、生徒が自由に地域スポーツ活動の場を選択したりできるなど、環境整備のために、総合型スポーツクラブやスポーツ少年団、民間クラブ等の実態調査を行って指導者の確保に努めるなど、さらに部活動改革の研究を進める方向性を打ち出しております。

これらのことが進めば、部活動指導員の運用が現在の状況からさらに一歩進んだ形になっていくということも想定されますし、それだけではなくて、部活動の在り方そのものについて議論が始まっていくものと考えております。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 教育長から御答弁いただきましたけれども、何だかんだいってもやはり生徒数が少なくなっているから当然教職員も少なくなっている、その結果がこういう状態になってきているのかなと考えていますけれども、いろいろ中学校の話もお話しいただきましたけれども、我々父兄、私は父兄ではないんですけども、保護者の立場からすると本当に残念なことばかりがいっぱいです。

子供だって先ほど申しあげましたように中学校では新しい部活動に入るんだと、それを何と

かして成し遂げていきたいというような考えでしようけれども、それは学校側とのギャップが大きく入ってしまうというようなことがあるんでしょうけれども、御案内のように学校の先生を見ていても、放課後なんかはほとんど部活なんか見ている暇はないですよと、これは言っているいいもんだかどうかわかりませんが。そういう状態で、やはり多忙が先に立つと。そうすると当然そういう結果になるのは目に見えてくるわけですが、いろいろな課題が出てくるわけですから、それは時代の流れで、しようがないのかとは思いますが。

それでは、最後の質問になりますが、この12月に寒河江市立学校のあり方検討委員会の答申が出るのですが、中学校の体制によっては部活動の在り方が大きく変わってくると考えられます。教育委員会として、今後の少子化が急激に進む中での各中学校の部活動の在り方についてどうお考えかお尋ねします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市では学校の在り方について答申されるわけでございますが、教育委員会としまして、今後の少子化が急激に進む中での中学校の部活動の在り方については、課題整理、そして改革ということへの検討が必要であると思っております。もちろん国や県の動きを踏まえてそのような検討は必要であると考えているところであります。

具体的には、生徒数の減少に伴う部員数の減少と教職員定数減による部活動顧問数の減少によって、今後、現在ある運動部活動の存続が困難になっていくであろうということや、放課後、休日の活動への興味関心が多岐にわたってきているという生徒のニーズにどう応えていくかなどといった、本市においても今後予想される課題については早急に検討していく必要があると考えているところであります。

このような様々な課題に対応するために、来

年度より教職員と地域の関係団体の代表者などから成る検討会を立ち上げて、令和5年度からの休日の部活動の地域移行の段階的な実施のほか、合理的で効率的な部活動の推進や休日の指導及び大会への引率を担う地域人材の確保など、生徒、学校にとって望ましい部活動はどういったものか、そして部活動が持続可能なものになるためには何が必要か、こういったことについての検討に入っていきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 教育長のお話を伺って、全くそのとおりでございますけれども、先ほども話が出ましたように、我々がスポーツ少年団を担当するときも全部ボランティアでした。皆さんも経験のある方ばかりだと思いますけれども、全くボランティアです。だから、先ほども申しあげたように全国大会に行くにしたって、バス3台を連ねて行くって大変な金額になるわけですが。

それを考えてみると、やはり本当に中学校の運動部というのは、スポーツ塾、先ほども申しあげましたようにスポーツ塾というような形にするしかなくなるのかなという感じがしますよね。だって、土日という今度は、先生は今まではボランティアで土日も出ていたわけですが、そういう時代ではなくなってきたわけですので、ぜひそこら辺も考えて、教育委員会としてもいろいろなことを考えながら、そして保護者とも話をしながら、ぜひ、真っ当なと言うと失礼ですが、真っ当というより、今まで私たちがやってきたのが真っ当かどうか、そんな失礼な言い方はできないんですけど、スムーズな運営になるように、頑張っていたでくようにお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

**佐藤耕治議員の質問**

○**國井輝明議長** 通告番号15番、16番について、  
9番佐藤耕治議員。

○**佐藤耕治議員** 寒政クラブの佐藤耕治です。よろしくお願いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種などの担当をされました全ての方々と、地元経済の活性化に向けて御尽力いただいている皆さんに感謝と敬意を申し上げます。

早速、一般質問をさせていただきます。

通告番号15番、米消費拡大についてお伺いたします。

(1) 米概算金の下落に対する支援策について。

農家は、農作業を始める前に五穀豊穰、豊作祈願をしておりますが、今年は大雪によるハウスの倒壊や果樹の枝折れ等で悔やんでいるところに4月の数回に及ぶ凍霜害に見舞われました。その後、歯を食いしばって営農を続けてまいりました。夏場には天候にも恵まれ、かつ徹底した肥培管理のかがあり、出来秋では本県における米の10アール当たりの反収は全国1位の626キロとなり、作況指数では全国2位の104で「やや良」となりました。このことは、生産者の御努力が実ったものであり、喜ばしいことです。

しかし、JAさがえ西村山の米概算金は、つや姫においては前年比600円安の1万5,200円、雪若丸は2,300円安の1万円、はえぬきでは2,200円安の9,500円と大きな値下げ幅となっております。今後、米作りが見通せないことや、経営の存続と米作りの放棄に拍車がかかるのではないかと危惧しております。米の概算金の下落に対する支援を市長はどのように考えておられるのかお伺いたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 佐藤議員御案内のとおり、米農家の方々が米の出荷によって得られる収入とい

うのは、直近の消費動向や米価の推移から年間の販売額を予測し設定される概算金と、実際の販売状況などから概算金との差額が支払われる精算金という2つあるわけでありすけれども、中でも米の収入の大部分は概算金ということになっているわけでありまして、その中から今年産の生産経費のほか1年間の生活費や次期作の準備に充てられているということになっているわけでありす。

今年、先ほどもお話ししたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で外食向けの業務用米は需要が低迷しているわけでありまして、本来年間で最も高値となる9月の令和3年産米の相対取引価格の速報値では前年同月比12%下落するというところで、今年産米の概算金は全国的に非常に大きな下げ幅となっているわけでありす。

山形県における令和元年産米の1俵当たりの生産費というのは1万2,422円ということになっておりますので、今年産はえぬきの概算金9,500円との比較をすると2,922円の大幅な赤字となるわけでありす。作れば作るほど赤字になるという状況、議員御指摘のように、稲作農家の営農意欲の減退が懸念されるということで、危機的な状況にあるわけでありすので、寒河江市独自の支援策を検討する、さらには国や県に対しても、県市長会、東北市長会を通じて米価下落対策の緊急要望をこれまで行ってきたところでありす。

そして、今般の補正予算として、国のならし対策や収入保険の交付が見込まれる6月までの県と連携したつなぎ融資に対する利子補給、また市独自支援策として、次期作に向けた種もみ等の費用に充てるため、主食用米作付面積10アール当たり2,000円の支援について計上させていただいているところでありす。あわせて、県においても緊急応援給付金として10アール当たり1,000円の支援が示されているという状況

であります。

日本人の主食である米の生産の維持というのは、もちろん毎日の食生活に直結していただくだけではなくて、水田そのものが田園風景の保全といった景観、さらには大雨時の洪水調整、そして気温上昇の緩和といった非常に幅広く多面的な機能、役割を担ってきているわけであります。そうした観点も含めて、稲作農家の方々在今后とも安心して米の生産が継続できるように、必要な施策について国・県、市、合わせて取り組んでまいらなければならないと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ただいま2,000円の支援ということで、大変スピード感をもって対応していただきまして、ありがとうございます。

本来なら、国・県、市町村一丸となって取り組むべきところでございますけれども、農家の目線からすれば、本来豊作があってこそ利益が出て営農が継続することであり、一言で言えば豊作貧乏になってはいけない、何のために第1次産業を守っているかということ国・県、市町村は真摯に考えるべきではないかと私は常々思っているところでございます。

続きまして、(2) コロナ禍における業務用米及び家庭用米の需要拡大について。

米生産に向けては、大規模な用途ごとの作付転換を図り、主食用米の生産を絞ったにもかかわらず、新型コロナウイルスの影響で業務用米を中心に消費が低迷し、米余りに歯止めがかからない状況下にあります。さらに、食生活の中でパンや麺類などを主食とする方が増加し、米離れが進んでおります。青少年の食べ盛りの方々へ米需要拡大を図るとともに、地産地消や移住定住促進の支援にも力を注ぐことで需要拡大につながるのではないかと私は考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今年の8月25日に農林水産省が公表した令和2年度食料需給表によりますと、令和2年の国民1人当たりの米の年間消費量は50.7キログラムとなっております。ピークであった昭和37年は118.3キログラムでありましたから、半分以下まで減少しているということでございます。

御指摘のように、食生活の多様化によりましてパンや麺類など主食の選択肢が増えて、相対的に米の割合が減少しているということが大きな要因として挙げられているわけでありましてけれども、これに加えて人口減少によって近年は米の消費量が年間10万トンずつ減少していると言われております。

米価の安定に向けては、生産者が取り組む減反だけではやはり限界があるわけでありまして、米の消費拡大というのは今まで以上に必要になってきているという状況にあらうかと思っております。

寒河江市におきましては、御案内のとおり、ふるさと納税を通じて全国の方々に返礼品として寒河江市産のはえぬきなどをお届けしているわけでありまして。そういう意味で、寒河江市産米の需要拡大に取り組んできているところであります。令和2年度においては4万5,000俵をふるさと納税でお届けしているということで、寒河江市の米の生産量の約4割程度がふるさと納税の返礼品として市外で消費されていると推計しているところであります。

御提案ありました青少年への米需要拡大、それから地産地消につきましては、今年の2月に策定いたしました第3次寒河江市食育・地産地消推進計画におきまして、家庭における地域食材の利用率の向上、現状値が令和2年度で56.5%、目標値、令和7年度で65%以上と高めていくという目標を立てております。そういった取組の中で市産米の消費拡大ができないか、これから検討してまいりたいと考えております。また、市内への移住定住の促進についてもお

話がありましたが、移住定住につきましては新第6次振興計画の重点目標「活力みなぎる住みやすいまち」の中でも掲げておりますし、重要課題の一つとして取り組んでいるところであります。今後の寒河江市の発展においても大変不可欠な施策と理解をしております。米の需要拡大の面も含めてさらに一層力を入れて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 本市でも様々な支援の中で米需要についても努力なされているということで、大変心強く思っているところでございます。

年度はちょっと記憶にないんですけども、食育基本法、食料基本法、そういう様々な観点からすると、学校教育の中でも大変食育について学習されている、そして研究もされている、大人になってから様々な嗜好品として、米が主食から嗜好的なものの考え方となって、おやつではありませんけれども、主食を米とする方々の推移が変わっている、西洋文化という見解からすれば仕方ないことかもしれませんけれども、同じ農業県で、本市の第1次産業は農業といっても、やはり米を食べるために、昔は当たり前だったのが、先ほどの市長の答弁にもあったように、米が半分ぐらいしか食べない。朝はパンにするという方々もたくさんいらっしゃいます。これはあくまでも強制もできないし、様々な観点からも文化的な風習的な問題もたくさんございます。

しかしながら、私は、北は北海道から南は九州まで全国、6県ほど除いて米を食べてきました。本当に内陸の米は魚沼産の米に匹敵する以上においしいということも実感しております。あまり議会では直接述べたくない一面ですけども、日本海側の米どころと太平洋側の米どころでは全然味が違います。これは、うるち米の中でも品種様々ございますけれども、日中の温暖の格差をかなり重要視しております。盆地で

温暖の格差のある地域は全国で六、七ぐらいしか数えることができません。

本当においしい米を全国に発信していただけるよう、これからもふるさと納税等につきましても力を注いでいていただきたいと思っております。

次に、通告番号16番、中心市街地の活性化に向けて、(1) 空き店舗対策支援事業について。

中心市街地における空き店舗の状況と空き店舗対策支援事業の活用状況についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 中心市街地における空き店舗の状況ということで御質問がありましたが、寒河江市都市計画マスタープランにおいて中心市街地活性化エリアというものを枠組みしておりますので、その中における空き店舗状況ということではありますが、現在把握しているところでは23か所となっております。特にテナントビルでの空き店舗が目立っているところであります。

こうした市内の空き店舗などを活用して新規開店する事業者を支援していくために、事業を開始する際の家賃の補助でありますとか店舗改装費用の補助を行って、空き店舗等対策支援事業というものをやっているところでありますが、この利用状況であります。平成30年度から昨年度までの3年間で19件活用していただいております。そのうち13件が中心市街地での空き店舗利用となっております。業種としては、飲食業が10件、ほかに小売業、美容業、不動産業がそれぞれ1件ずつという状況でございました。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。空き店舗の中でも中心市街地に重点を捉えて起業している方が多いなと思えました。これは今のコロナ禍の中で厳しい状況下にあってもなかなか大変だなということも耳にしております。これからも、空き店舗が出ないことが一番いいんですが、その対策として手だてをしっかりと、そして相

談関係も行っていただきたいと思っ  
ているところでもあります。

次に、(2) さがえちえり～マルシェなどの開催について、ちえり～マルシェ等の開催時における集客数と市民の反応についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ちえり～マルシェにつきましては、平成22年から開催しているわけですが、本来であれば10年目ということになりますけれども、令和2年、令和3年度はコロナの関係があつて開催できませんでした。

令和元年度以前について申し上げますと、6月から10月まで4回程度開催されて、併せてイベントなども行われて、1回当たりの平均来場者数は2,000名を超えておりました。アンケートなども行いまして、参加者の6割ぐらいの方から「よかった」という感想をいただいているというところでもございました。

また、ちえり～マルシェだけでなく、朝市も開催してきたわけでもありますけれども、これは平成28年度から実施しております。季節の農産物とか山菜とかキノコなどを中心に、軽トラの荷台を活用した出店ということで、固定客やファンなども増えておりました。

今年度は、コロナの感染が落ち着いた10月と11月の2回開催しているところでもあります。各回とも朝早い6時半からということでもありますけれども、200名を超える来場者があつて、多くの方が列をなしているなどということもあつて、いろんなイベントが中止される中で非常ににぎわい創出の一助になったのではないかと考えているところでもあります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** コロナ禍の中でイベント関係はほとんど中止ということでもありますけれども、これまでも2,000名を超える参加者がいたということで、大変うれしく思っているところです。

現在、コロナ前もそうですけれども、仙台圏から「よってけポポラ」経由、寒河江経由で朝日町まで行く、当然シーズンによってはさくらんぼから秋口のキノコまで、そして現在のリンゴも道の駅をルートに回っている方々がいらっしゃるといふことで、当然山形県は温泉の県でもありますので、どこへ行っても立ち寄って温泉に入れるということ、宮城県からの集客数というものはよく耳にいたします。「よってけポポラ」はベストアグリ賞をもらつて、寒河江のアグリランドもベスト賞をもらつて、様々本当に農業県だと思つています。

今、オミクロン株でかなり感染拡大防止のために水際対策までするような現状でもありますけれども、宮城県はもともと農業が盛んなところではありますけれども、野菜、果物にとっては山形県に買い求めるお客さんがかなり大勢いらっしゃいますので、先ほど市長が答弁されたように朝市でも、今行動するときには、日の出、日の入り、環境、関係なく、朝方早く出発する方もいらっしゃるといふ話も聞いております。そんなことで当然温泉も朝風呂に入りたいとか、そういう県外から来る方もいらっしゃるといふお話も聞いておりますので、ぜひ様々な、ちえり～マルシェ、そして朝市、様々な展開が今後、コロナ禍が終息することを願つて、様々なイベントにも挑戦していただきたいと思つているところでもあります。

続きまして、(3) 起業創業支援事業についてお伺いしたいと思います。

中心市街地における起業創業支援事業の相談状況についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 起業創業支援事業というのは、起業して間もない事業者を対象に、起業後に必要なノウハウを学ぶとともに、その事業定着を図るために、中小企業診断士などの専門のコンサルタントによる個別相談でサポートする事業

でございます。市商工会に事務を委託して実施しているところであります。

この事業の利用状況でありますけれども、平成30年度から昨年度までの3か年間で29件の利用実績がございました。うち13件が中心市街地で起業創業した事業者への支援となっております。業種としては、飲食業が8件、その他、美容業が3件、写真業、小売業がそれぞれ1件ということでございました。相談の内容としては帳簿の記帳の仕方から確定申告までの事務処理など、税法上の記帳制度や記録保存制度などに関するものになっていたところであります。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。

起業創業支援関係では29件の相談があり、そして飲食関係では8件ということであり、寒河江市の中心部というよりも、西村山郡の中心部になり得るためにも、様々な相談を受け、活発に、そして活性化のできるまちづくりに努めていきたいと思っているところであります。

次に、(4)フローラ・SAGAEの利活用状況についてお伺いしたいと思います。

種別ごとの利用者数とイベント企画ごとの開催状況についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** フローラ・SAGAEの利活用状況ということですが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染防止のために施設利用を控えたところもありまして、会議室利用者については年間9,051人、美術館は3,801人となっております。また、イベントの企画については、応急手当て講習会や地元企業の製品を

展示販売するコラボイベントなどで9件となっております。

それ以前の令和元年度については、会議室の利用者については1万7,577名、美術館は7,739名でありました。イベント数については、フリーマーケットやミニ四駆大会、それから工業高校の生徒によるマイコンカー製作発表会などで20件でございました。また、平成30年度については、会議室の利用者は2万1,093人、美術館は6,912人、イベント数は24件ということでございます。その前の平成29年度は、会議室利用者は2万6,357人、美術館は8,912人、イベント数は25件ということでございます。

コロナ感染症の影響によって、ここ1年、利用状況は減少が見られているという状況でありますけれども、現在はある程度コロナの感染も落ち着きを見せておりますので、3密の回避など、換気対策など十分注意をしながら、イベントの開催などをぜひ増やしていければと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 私も先日、美術館において所蔵展を観覧させていただきました。そして、高松の國井経崇翁の歴史についても勉強させていただきました。PRもそこそこだったのかなと、特に國井経崇翁につきましては高松地区の人が多分大いに足を運んでいただいたのかなと思っているところであります。

何せ私の記憶の中では、やはりダイエー、十字屋から始まったフローラ・SAGAE、そして昔から見れば武者行列とか綱引き大会とか様々なイベントがなされておった経過の中で、今は神輿の祭典とか様々なイベント等も行われており、しかしながらここ2年はコロナ禍ということもありますけれども、フローラ・SAGAEというものが、直接そこで様々なイベントよりも、にぎわいのある場所として市民の方々が期待しているのではないかなと思っているところ

ろであります。

本町の十字路というと交通量も多く、歩行者は少なくという感じが一般的に私は感じているところでもあります。当然日が短くなってくる、これから雪が降りますと特に歩行者の数というものは大変少なくなってきたりなど。本来であればアーケードとか様々なものが施設整備なされておれば立ち寄りの方もいらっしゃるでしょうけれども、何せ人口減少という大きな問題も抱えておりますので、その点も含めながら、これからにぎわいを商工会の皆さん、そして様々な関係団体の皆さんが一丸となって取り組む方法をこれからも考えていかななくてはならないかなと私は思っているところでもあります。

次に、(5) 中心市街地の活性化に向けての今後の取組についてお伺いしたいと思います。

空き店舗対策支援事業や、さがえちえり～マルシェ等の開催と起業創業支援事業などに御努力をいただいた関係団体に感謝を申しあげたいと思います。

これまでの思い出に残る寒河江駅前広場において、駅前商店街の皆さんの御努力により盆踊り大会が開催され、相撲巡業と相まって、参加された力士を一目見ようと多くの市民でにぎわい、楽しいひとときでもありました。

寒河江駅から中央通りには、駅を降りると神輿会館、寒河江温泉の足湯、フローラ・SAGAEにおいては商業施設と美術館、さらには黒川紀章設計の市役所が存在しており、市役所を見学に訪れる方もいらっしゃるほどです。さらに、コロナ禍においても必死に営業なされている中心市街地事業者の皆さんもにぎわいを期待しております。

今後、中心市街地の活性化に向けて、市長はどのように描いているのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 郊外にスーパーや大型量販店が進出したり、またインターネットでの販売など

によって商品購入方法の多様化が進んでいるなどによりまして、人の流れが今までみたいに町なかに集まってこない、あるいは拡散してしまうという現象は全国的な傾向であろうと思います。寒河江市におきましても例外ではないという状況かと思えます。

市といたしましても、このままの状態では中心市街地の空洞化、衰退がさらに進むということが懸念されるわけでありますので、ここは関係の各種団体の皆さんから御協力をいただきながら、これまでも議員御指摘のとおり、駅前の神輿会館、みこし公園を会場にしていろいろなイベントをしてまいりました。ちえり～マルシェ、朝市、それから盆踊りのみならず、いろんな取組をさせていただいて、人の流れを呼び込む取組を進めてきたところでもあります。

御指摘のとおり、こうした中心市街地の空洞化現象に歯止めをかけていくというのはなかなか難しいとも思いますけれども、私どもは今後においてもさらなるにぎわい創出のために努力をしていかなければなりません。例えばSNSなどで発信してもらえるような軽飲食、それから手作り雑貨販売やチャレンジショップへの支援などといった、時代に合った先進的な取組や、若者が町なかでスポーツを楽しめるような工夫も必要ではないかと考えております。

この10日には商工会青年部主催によるドリンクチェーリング「さがえはしご酒ナイト」が開催されると聞いておりますけれども、こうした取組が刺激になってさらにその輪が広がっていくことを願っております。

市といたしましては、さらに現行の中心市街地活性化支援メニューの見直しを加えながら、魅力ある店舗が少しでも増えて人の流れが生まれるような取組について、市だけでなく、商工会あるいは関係団体の皆さんと共に検討していきたいと考えております。

また、来年はJR左沢線の全線開通100周年

という節目の年に当たるといふことでありますので、これはJ R東日本とも相談、協力をしながら様々な取組を行っていきたいと考えております。

まずは駅前のにぎわいを創出して、それを中心市街地に拡大していく、いわゆる点から線、そして面へと広げ、フローラまで、さらにその先までと活性化の波を拡大していけるように努力をしていきたいと思っておりますし、しかもそれを単に一過性のもので終わることなく、中長期的な視点でのにぎわいを創造できるような取組を進めていけるよう知恵を絞っていきたくて考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。

全国各地で空洞化している駅前を行政視察等でも拝見させていただきました。本当に難しいかじ取り、人の考え方、そして捉え方、様々これから時代が移り変わる中で、寒河江市のまち、私の記憶の中では、寒河江駅が、大変恐縮でありますけれども、前市長のときに寒河江駅が新しくリニューアルなって本当によかったなど。しかし、時代の波、様々なことで商工会をはじめ様々な関係団体の方々も苦労しているのは承知しておりますけれども、住んでいる人はみんなにぎわいを求めているのが現実かなど。これから様々な取組等も考えられますが、どれが1番、どれが2番ということとはなかなか難しい現実であるのかなと思っております。

空き店舗や空き地の有効利用を望む声もあり、また市民の中には「にぎわいのないところに企業が進出しても客は来ないよ」といった声も耳にしました。にぎわいの中心となるフローラ・SAGAEの施設内に美術館が存在しておりますが、市民の中に「美術館ってどこにあるの」と聞かれたこともあります。全体像として幅広い芸術文化の振興には芸術文化会館といった考え方や商業施設の捉え方なども検討してはいか

がでしょうか。

コロナ禍においてにぎわいを創出することは大変難しいことではあります、財源を先に考えてしまうということが中心市街地活性化のハードルを高くするのではないのでしょうか。画一的なことではなく、社会常識にとらわれないアイデアや専門知識のある方々のお力添えが必要と私は考えます。例えば、まちづくりプランナーという方がいらっしゃる聞いております。未来に向けて、フローラ・SAGAEの方向性について市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在のフローラ・SAGAEについては、平成30年に改定をしたわけでありましてけれども、寒河江市中心市街地活性化センター利活用促進計画に基づいております。施設全体のイメージとしては、日常生活を支える商業スペース機能を確保しながらも、市民交流、憩いのための公共的スペースを充実させることで、誰もが気軽に立ち寄れるオアシス的な施設を目指していきたいということにしております。「ふれあいまちかどカフェ」の開設やらカラーリングコートの設置などがそういうものであったらと思います。

そして、令和4年度までの5か年間の取組としては、単なる売場志向ではなく、集いと触れ合いに重点を置いて、生活の場、地域コミュニティーホール、文化交流活動の場としての機能充実を図ってきたところであります。Wi-Fi設備を設置したり、学習支援室を設置したりという取組をさせていただきました。

それで、これからどうするのかということですが、令和5年度以降10年間のフローラ・SAGAEの利活用計画というものを来年度検討することになっております。寒河江市中心市街地活性化センター利活用促進計画検討委員会というものを開催して、関係方面の皆さん、それから御提案ありましたまちづくりの専門家

の方などからも意見を頂戴して、今後の方向性について検討していければと思います。

施設自体の在り方もそうですけれども、先ほど芸術文化会館などという御提案もありましたが、市の公共施設、他の公共施設の在り方なども今総合的に検討しているところでもありますので、そういった点なども踏まえて、どうしていくのかということ、フローラ・SAGAEの在り方を多角的に検討していかなければならないと思います。

それから、先ほども申しましたけれども、JR左沢線の100周年ということもありますので、そういった点も含めて、さらにフローラ・SAGAE、新しい活性化策などについて知恵を絞っていければと考えているところでもあります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 今後、検討委員会を立ち上げられて、計画を立てていくということで、これから楽しみだと思いつつ、やはりにぎわいのあるまちを私も望んでいるわけです。

市長もこれまで子育て支援には様々な力を注いでこられました。その中でも最近の若者に人気のあるもの、様々あるでしょうが、その中で私がちょっと興味を抱いているものとして、若者に人気のあるエレクトロニック・スポーツ、通称eスポーツと呼ばれているものがあります。内容は、コンピューターゲームを使った対戦をスポーツ観戦として繰り広げられており、2024年に開催されるパリオリンピック・パラリンピックの新種目に検討されているほどであります。また、今年オリンピックで大変ブームになりましたスケートボードの室内型施設も検討項目として挙げられ、様々な検討をしてはいかがでしょうか。

中心市街地のにぎわいを祈願いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

## 荒木春吉議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号17番、18番について、13番荒木春吉議員。

○**荒木春吉議員** 私は、通告番号17番について質問いたします。佐藤市長と木村農業委員会会長の御答弁をよろしくお願いします。

今日は、運悪く12月8日、皆さん御存じのとおり日米開戦80周年の記念の日であります。80年前、日本とアメリカが戦争したわけですが、2発のピカドン、原爆によって、軍人・軍属230万人の死者、そして民間人80万人、計310万人の死者を出して3年9か月の戦争が終わりました。その結果、生まれたのが我が日本国憲法であります。

私が50代のとき、江田島に行って、あそこの戦争資料館といいますか、あそこで山形県出身の特攻隊3人の方のはがき、遺書を拝見しました。たしか年は21歳と27歳、もう一人の方は忘れましたが、多分出撃する前の晩、書いたはがきだと思います。

我々の憲法はそういう先人の血みどろの戦いの結果によって生まれた憲法でありますから、大事にしなればいけないなと私は思っています。死んだ兵士の残したものは、そして死んだ男の残したものは、我が日本国憲法だと思っています。

3日前の毎日新聞の特集と今日の朝日新聞の「天声人語」は全く同じ内容でありました。というのは、真珠湾攻撃のときに、特殊潜航艇というか、2人乗りの潜水艦なんですが、それに乗って出撃して全員亡くなったんですけれども、発表は9名です。残りの人は捕虜第1号となってアメリカにいたそうなんです。その方は1999年に81歳で亡くなったんですけれども、そういう方の御努力の結果が我が日本国憲法だと思っています。

今日の新聞を見ますと、沖縄では防衛省と玉

城知事が見解の相違から裁判に持ち込まれるということがありました。あそこに行くとき沖縄県では10万人の民間人の死者と軍人の死者が同じ、20万人なんですね。すごい犠牲を払ってああいう結果となったんですが、大田 実中將という方が、私も視察に行ったときにその文言を見ているんですが、「沖縄県民には多大な迷惑をかけた。沖縄県には特別な御高配をお願いします」というのがたしか彼の遺言だったと思います。ぜひ政治家同士、話し合っ、県民が納得いくような結果が出ることを私は願っています。

運悪く12月8日に質問することになって脱線しましたが、これから本線に戻ります。

まず最初に、通告番号17番の子宮頸がんワクチン（HPV）問題について伺います。

このHPV問題については、10月に全国紙2紙で、11月27日の山形新聞の社説でも取り上げておりました。HPVワクチンは、8年前の2013年の4月から6月の3か月間で副反応と有害事象問題で積極的勧奨の中止を余儀なくされたものです。そこで、まず本市内におけるHPVワクチンの接種現況について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 荒木議員御指摘のように、子宮頸がん予防ワクチンとしてのHPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの接種については、小学6年生から高校1年生までの年齢に相当する女子を対象に、平成25年4月1日から無料で受けられる定期接種が開始されましたが、ワクチン接種による副反応が疑われる報告が相次いだために、同じ年の6月に厚生労働省健康局から積極的勧奨の中止の通知がなされたところがあります。

この通知を受け、すぐに積極的勧奨は中止をいたしました。HPVワクチンの接種は定期接種であるために、希望すれば無料で接種が可能でありますので、副反応などのリスクもある旨の丁寧な情報提供を行った上で実施してきた

ところであります。

ワクチンの接種者数について申しあげますと、初年度の平成25年度は136人でしたが、その後、積極的勧奨を中止したことで、平成26年度は5人、平成27年度と28年度は2人、29年度は6人、30年度はゼロという接種者数でございました。

しかし、令和元年度から厚生労働省において、子宮頸がんとはどういう病気なのかということや、HPVワクチンの効果とそのリスクなどに関するパンフレットを作成して情報提供を行うようになったために、令和元年度については24名、令和2年度は94名、今年度は10月末現在で73名と接種者が増えてきている状況になっているところであります。以上です。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 答弁ありがとうございました。

今週の10月1日に厚労省は積極的勧奨再開を発表し、来春4月から実施するとしています。我が日本国内においては年間1.1万人余が罹患し、3,000人前後が亡くなる疾病であります。現在進行中のコロナウイルスでも分かるように、接種には副反応や有害事象がどうしてもつきまといま。それらへの対応と備えを十全に行い、つつ実施再開に取り組んでいただきたい。現時点での本市内再開の対策について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 厚生労働省の健康局長より、去る11月26日付でヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応についてという通知がございました。この通知に基づき、接種実施医療機関と連携を図りながら、令和4年4月より対象者13歳から16歳の女子に対して予診票を同封した個別通知で積極的な勧奨を行っていきたいと考えているところであります。

また、これまで積極的な勧奨の差し控えによって接種機会を逃した方、令和4年度に17歳から25歳になる女子約1,600人については、この

通知にあるわけでありませけれども、現在国において接種方針について議論中であるとのことですので、方針決定の通知が届きましたら、その通知に基づいて適切な対応をしてまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** これは月曜日の毎日新聞ですが、中川恵一さんという専攻が放射線腫瘍学という教授が書いておりますけれども、積極的勧奨が3か月で中止されたこと、日本人というのは80年前の戦争と同じで、熱しやすく冷めやすい、その教訓が生かされてないのではないかという趣旨だったんですが、コロナワクチンでも二、三か月の、里見清一さんによれば「医者ですら4人が死んでいる」と。だからワクチンには多分副反応というか、有害事象は付き物なんだろうなと思います。それもまだ裁判でたしか係争中だと思います。それにも備えつつ、クールヘッド、冷静な頭とウオームハート、温かい気持ちで対処いただければなと私は思っています。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続き、通告番号18番の農業問題について伺ひます。

地球研（総合地球環境学研究所）所長の山際壽一の新著「京大というジャングルでゴリラ学者が考えたこと」によれば、「20万年前に登場したホモサピエンスが1.2万年前に農耕、牧畜を開始し、その当時の人口は500万から800万人であった。それが産業及び情報革命を経た現在は何と78億人の人口です。直近の100年間で4倍にもなった。また、人間の社会脳は、感性をつかさどる意識と知性をつかさどる知能の合体であり、誕生時は350cc、1年後には2倍、5年後で大人の90%、中1から高1間で1,500ccに成長します。その上、デジタル万能社会とスマホ優勢時代になって、現代人は記憶量減、思考性能も薄れて、ひょっとしたら脳みそ容量は小さくなりつつあるのではないか」と記述して

います。

さて、宇宙船地球号の3割が陸地、その33%が砂漠と南極、31%が森林、そして36%余が牧草、放牧地、耕地なのです。

そこで、本市内の荒廃農地の現況について伺ひます。

○**國井輝明議長** 木村農業委員会会長。

○**木村三紀農業委員会会長** お答えします。

ただいまの前段の意見につきましては私たちが凡人にはなかなか理解することが難しいのでありますけれども、荒廃農地につきましては全国的に大きな問題となっているところであります。

さて、お尋ねの本市の荒廃農地につきましては、市内の農地全域について、市内8地区に分かれ、毎年8月から9月に農地パトロールを行っております。それに基づきまして答弁したいと思います。今年度の農地パトロールの結果につきましては、精査中ですので、暫定的なものになることをまずは御了承願ひたいと思ひます。

まず、令和3年11月30日現在の荒廃農地総面積につきましては、約78ヘクタールと把握しております。このうち伐採や整地等の手を加えるだけで再生利用が可能な荒廃農地につきましては約55ヘクタール、林野化が進んでなかなか農地にできない、農地に適さない、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地につきましては市内で23ヘクタールとなっております。割合で申しますと、前者が70%、後者が約30%となっております。

この割合は、令和3年11月11日、農林水産省公表の「令和2年の荒廃農地面積について」に基づきますと、全国の割合、具体的に申しあげますと、再生利用が可能な荒廃農地32%、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地68%となっており、本市の場合、前者が後者を上回っており、再生利用可能な荒廃農地が多く残っているものであります。

今後、調査結果の精査を進めるとともに、荒廃農地解消のために有効な対策に結びつけるよう進めてまいる所存であります。

- 國井輝明議長** 荒木議員、マイクを近づけて発言をお願いいたします。
- 荒木春吉議員** 次に、現況を踏まえた対策について伺います。
- 國井輝明議長** 木村農業委員会会長。
- 木村三紀農業委員会会長** お答えします。

本市内荒廃農地の対策についてであります。

本市におきましては、耕作放棄地再生利用交付金など、以前より市単独事業により荒廃農地解消に取り組んできておりますが、令和3年度から市の単独事業のほか、規模の拡大に合わせ、負担軽減に有利となる県事業を含め一本化した寒河江市耕作放棄地対策事業を策定しまして、荒廃農地解消に取り組んでおります。

今年度におきましては、令和2年度実績である112アールを上回る145アールが申請されており、このうち32アールが完了し、交付金を交付しております。

令和4年度におきましては、事業の内容を再度整理し、交付要件の見直しや、制度支援内容や利用手続の周知の拡充によって農業者の利用を増進し、対象農地の解消を図る所存であります。

このほか、農山漁村振興交付金を財源とする国の事業として最適土地利用対策があります。この事業は、農地等の有効利用等を目的に、地域ぐるみの話合いを通じ荒廃農地を解消し、地域農業の活性化を支援する農地等活用推進事業、同じく地域ぐるみの話合いを通じ荒廃農地及び荒廃化のおそれのある農地を整理し、低コストによる農業生産を支援する低コスト土地利用支援事業（粗放的農地利用事業）、低コスト土地利用支援事業（生産性検証事業）の3つの事業を内容とするものであります。

本市につきましては、これらの事業の施行は

ありませんけれども、今後のニーズを検証しながら、必要に応じて国の事業などを活用しながら土地利用の最適化を推進、ひいては荒廃農地の解消に努めてまいる所存であります。

- 國井輝明議長** 荒木議員。
- 荒木春吉議員** 荒廃農地の面積の単位はヘクタールでやって、改良に取り組んだのはアールでしたが、なかなかうまくいかなかったと思われました。

私が一番問題になると思うのは、寒河江市においては再生可能な農地が多いということに私は希望を持っています。

日本は人口が減っていますが、世界は間もなく80億人になるろうとしています。食糧というのは、安全保障上、多分金があっても買えなくなる時代が来るのではないかなと私は恐れています。日本ではすごい食糧を輸入して、3分の1近くをごみに出しているわけですが、そんなことをしていれば、やがて罰が当たるのではないかなと私は考えています。食べ物を粗末にする人間に未来はありません。先ほど佐藤議員も言いましたように、全くそのとおりだと私も思っています。

私の娘の嫁いだ先は新規就農でネギ生産を2町歩やっていますが、野菜ですから、適地とふさわしくない土地があるわけですね。借りてやっているわけですから、作物がうまくいかないとならば求めて適地を探して、それに栽培しているわけです。

来年から新規就農対策も多少変わってくるのかなと思っていますが、そういう人が寒河江市にも多分いると思うんですね。再生できる農地を借りたり買ったりしたいと思っている農家がいると思うんです、探せば。そういう人たちのためにも、微々たる努力ですけれども、それを継続してやってもらうようお願いしたいなと思っています。ぜひ、再生可能な、1町歩や2町歩じゃなくて、もっと広げてほしいなと私は

思っているんですが、なかなかこれも金もかかりますし、人手も要るだろうと思いますので同情しますが、ぜひ前を向いて、希望を持って前進していただければと思っています。

質問を終わります。

散 会 午後1時43分

○國井輝明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。



令和3年12月9日（木曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
武田新二	建設管理課長	小林博之	商工推進課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	小泉尚	スポーツ振興課

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第4号

第4回定例会

令和3年12月9日(木)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第55号 損害賠償の額を定めることについて
- 〃 2 議第56号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
- 〃 3 議第57号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 4 議第58号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- 〃 5 議第59号 令和3年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 〃 6 議第60号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 7 議第61号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について
- 〃 8 議第62号 寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 9 議第63号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 10 議第64号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 11 議第65号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- 〃 12 議第66号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 13 議第67号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- 〃 14 議第68号 寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定について
- 〃 15 議第69号 寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定について
- 〃 16 質疑
- 〃 17 予算特別委員会設置
- 〃 18 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○国井輝明議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第1、議第55号損害賠償の額を定めることについてから、日程第15、議第69号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についてまでの15案件を一括議題といたします。

## 質 疑

- 國井輝明議長** 日程第16、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いします。

初めに、議第55号損害賠償の額を定めることについてに対する質疑はありませんか。渡邊議員。

- 渡邊賢一議員** 2点ほど質問をさせていただきますと思います。

この医療事故につきましては、寒河江市立病院のホームページとかに概要が記載され、市民にも報告されているわけですが、まず、肺疾患の患者さんが肺のCT画像を撮ってドクターが肝臓の部分を見逃したというふうなことなんですけれども、呼吸器内科の専門のドクターなのかよく分かりませんが、御専門が肺であれば肺のCT画像を分析するのは当然のことなんでしょうけれども、なぜ肝臓の部分を見逃したかというその辺の事故の経過と、また、過失によって損害賠償金700万円ということで、後の議第59号のほうにも関連するんですけども、その損害賠償金の何というか、それは話合いで和解金として定めた金額なのかもしませんが、一般的な額とすると妥当なのか、そこは話合いの結果なんでしょうけれども、どうなのかというのが一般市民からすればちょっと分からないというのが1点目です。

2点目。これは再発防止に対する考えというのホームページには出ているわけですが、ほかのいろんな病院を見ますと、医療事故に対する透明性を高めるために事故報告の基準などを定めているところなどもありますし、また、システムを改良しただけでは再発防止に本当につながるのかどうかというのちょっと分からないところがあります。やはり医療スタッフをしっかりと配置して、見逃しがないようにすることなどが本当に大事なのではないかなというふうに思いますが、再発防止に対するお考えなどもお伺いしたいと思います。

以上、2点です。

- 國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** まず、肺疾患の患者さんのCTでなぜ肝臓を見逃したかということに関してなんですが、肺の疾患の病変に関しては御説明申しあげたと。それで、肝臓はほんの少しですけれどもその中に写り込んでおりました。病院では、専門の肺なら肺、各領域の専門の医師が見る以外に、放射線の読影、要するに画像を見る専門の医師がダブルチェック、二重のチェックのために読影を行っております。それは後日レポートが出るのでございますが、その中に、肝臓の明らかな病変ではないのですが、疑いがあると。非常に淡い、専門でなければなかなか難しいかなと思うような病変でございましたが、指摘がございました。ただ、その患者様が肺だけでおいでになった方だったので、肺に特に危ないことはないということで、そこで終了してしまったわけです。そして、後の放射線科のレポートを、肺のことが終わったのでということで見逃してしまったということが実情のようでございます。

それで、第2点目に移りますが、防止策についてでございますが、このたびのような画像所見の見落としに対しましては非常に重要なことと考えまして、電子カルテ導入後には、カルテ

上に画像レポートの確認ボタンを設置しまして、医師はもとより、放射線科の技師も確認ボタンのチェックがあるかどうかを後日まで確認しております。さらに、医療安全の担当医師がレポートの見落としをチェックし、医療安全の担当医師の立場からもチェックを行い、チェックがない場合には診療医に確認を促すという三重の点検をしているところであります。

事故の防止に関しましては、医師だけではなく組織を挙げて管理運営し、全ての部署で情報を共有しながら、病院の医療安全、事故の未然防止に努めているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 御答弁ありがとうございます。

損害賠償金の額については代理人同士がお決めになったことで、これは解決したというか、和解したその金額であるので、何も言うべきことではないのかもしれませんが、その妥当性についてだけちょっと御答弁が漏れていたなのでお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 大変失礼いたしました。

金額に関しましては、請求者と病院、双方の代理人弁護士が長期の時間を要して、法的な検討、また、過去の同様または類似の裁判例等も踏まえまして話合いの結果、適正と思われる額で解決されたものと考えております。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第57号令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第58号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第59号令和3年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第60号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第61号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第62号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第63号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第64号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第65号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第66号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第67号寒河江市営住宅条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第68号寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第69号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

### 予算特別委員会設置

○**國井輝明議長** 日程第17、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

### 委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第18、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第60号、議第61号、 議第66号、議第67号、 議第68号
厚生文教常任委員会	議第55号、議第57号、 議第58号、議第59号、 議第62号、議第63号、 議第64号、議第65号、 議第69号
予算特別委員会	議第56号

散 会 午前9時43分

○**國井輝明議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。



令和3年12月15日（水曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
武田新二	建設管理課長	小林博之	商工推進課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	小泉尚	スポーツ振興 課長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局 局長	東海林茂美	総務 主幹
兼子拓也	総務係 主任	古谷駿幸	総務係 主事

議事日程第5号

第4回定例会

令和3年12月15日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第1 議第56号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)  
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第4 議第60号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
〃 5 議第61号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について  
〃 6 議第66号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について  
〃 7 議第67号 寒河江市営住宅条例の一部改正について  
〃 8 議第68号 寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定について  
〃 9 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 10 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第11 議第55号 損害賠償の額を定めることについて  
〃 12 議第57号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
〃 13 議第58号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)  
〃 14 議第59号 令和3年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)  
〃 15 議第62号 寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
〃 16 議第63号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
〃 17 議第64号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について  
〃 18 議第65号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について  
〃 19 議第69号 寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定について  
〃 20 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 21 質疑・討論・採決
- 日程第22 議第70号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)  
〃 23 議案説明  
〃 24 委員会付託  
〃 25 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時50分

- 國井輝明議長** おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
この際、太田陽子議員より発言訂正の申出がありますので、これを許します。太田議員。

- 太田陽子議員** おはようございます。  
12月3日の会議において、私の発言に一部誤りがありましたので訂正いたします。  
通告番号1番(5)の給付型奨学金の創設についての質問中、「河北町は大学入学時に50万円を8名に貸し付け」と申しあげましたが、正しくは、「河北町は大学入学時に50万円を8名に給付し」であり、訂正をお願いいたします。

- 國井輝明議長** ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

[阿部 清議会運営委員長 登壇]

- 阿部 清議会運営委員長** おはようございます。  
本日の会議運営につきましては、12月14日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます案件について申しあげます。

追加案件は、議第70号令和3年度寒河江市一

般会計補正予算(第7号)の1案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、報告といたします。

- 國井輝明議長** お諮りいたします。  
本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第1、議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

## 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。  
予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特

別委員長。

〔佐藤耕治予算特別委員長 登壇〕

○佐藤耕治予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）であります。

12月9日、委員15名全員出席、当局からは市長をはじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第56号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第56号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○國井輝明議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

### 議案上程

○國井輝明議長 次に、日程第4、議第60号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから日程第8、議第68号寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定についてまでの5案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○國井輝明議長 日程第9、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

〔後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇〕

○後藤健一郎総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第60号、議第61号、議第66号から議第68号までの5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第60号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決

しました。

次に、議第61号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理者の応募はこの1者しかなかったとのことだが、これまではどうであったのか」との問いがあり、当局より「前回更新時の平成29年は2者の応募がありました」との答弁がありました。

委員より「自主事業による施設の有効活用方策が非常に高い評価となっているが、どのような事業が提案されているのか」との問いがあり、当局より「令和4年度から8年度まで、ほぼ毎月開催となるような計画を提案いただいています。主なものはマルシェ、子供の日の縁日、サマーフェスティバル、寒河江神輿フローイベント祭り、ハロウィン仮装イベント、音楽発表交流会、クリスマスショーなどです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第60号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議第61号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について、議第66号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について、議第67号寒河江市営住宅条例の一部改正について及び議第68号寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第60号、議第61号、議第66号、議第67号及び第68号の5案件は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第11、議第55号損害賠償の額を定めることについてから日程第19、

議第69号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についてまでの9案件を一括議題といたします。

## 厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第20、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。鈴木厚生文教常任委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教常任委員長 登壇〕

○**鈴木みゆき厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第55号、議第57号から議第59号、議第62号から議第65号及び議第69号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第55号損害賠償の額を定めることについてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「このたびの事案は主治医が専門外の臓器の病変について画像診断の専門医師によるCT画像診断報告書において指摘されていたものを見落としたものであるということだが、画像診断の専門医師は特定の臓器や分野等を専門とするものではなく全身を診断することができるのか」との問いがあり、当局より「画像診断の専門医師は画像に写っている所見から診断可能と考えられることに関しては網羅的に診断することができます」との答弁がありました。

委員より「夜間救急搬送等で担当医師が専門外の部位についてCTを撮影したものの、診断し切れないような場合には翌日以降に画像専門

医師の診断も加味し最終的な診断を行っているのか」との問いがあり、当局より「当院では、医師が自身の画像診断のみでは不安がある場合など、必要に応じて24時間いつでも画像診断を外部へ委託できるシステムを導入しました。このシステムは、短時間で画像診断の結果が出るものとなっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「審査会の回数を減らしたとのことだが、どの程度減らしたのか。また、審査会の回数を減らしたことにより、緊急に介護認定を受けたい方等への影響は出なかったのか」との問いがあり、当局より「今年度の審査会の回数は168回を見込んでおりましたが、10回減少しました。中止した審査会の審査対象者は、更新の方が中心となっており、緊急に介護認定を受けたい方を含む新規の方については審査を行っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号令和3年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号寒河江市家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第21、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第55号損害賠償の額を定めることについて、議第57号令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議第58号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)、議第59号令和3年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)、議第62号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第63号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第64号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について、議第65号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について及び議第69号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号、議第57号、議第58号、議第59号、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号及び議第69号の9案件は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

○**國井輝明議長** 日程第22、議第70号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

## 議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第23、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

私から、議第70号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援するための子育て世帯等臨時特別支援事業費の計上が主なものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ6億4,027万7,000円を追加し、予算総額を268億123万1,000円とするものでございます。

以上、御説明申しあげましたが、詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上でございます。

○**國井輝明議長** 大沼財政課長。

〔大沼利子財政課長 登壇〕

○**大沼利子財政課長** では、議第70号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

私からは歳入について御説明をいたしますので、4ページの事項別明細書を御覧ください。

15款国庫支出金ですが、2項2目2節児童福祉費補助金は、子供1人当たり10万円を支給する子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で、事務費も含め事業費全額が国から交付されます。

19款繰入金は、このたびの補正予算の財源として財政調整基金繰入金417万円を追加するものです。これにより、令和3年度の財政調整基金繰入金の合計額は5億5,732万2,000円となり、財政調整基金の基金残高は約10億5,900万円の

見込みとなります。

歳入は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○**國井輝明議長** 鈴木健康福祉課長。

〔鈴木 隆健康福祉課長 登壇〕

○**鈴木 隆健康福祉課長** 私からは、歳出3款1項社会福祉費について御説明申しあげます。

資料は5ページを御覧いただきたいと思ます。

1目社会福祉総務費の社会福祉総務事業の扶助費は、この冬の灯油価格等の高騰に伴い、灯油購入費等助成事業の助成対象となる市民税が全員非課税の世帯の中で65歳以上の高齢者のみの世帯や障がい者世帯、独り親世帯、そして東日本大震災による避難者世帯の約1,300世帯の低所得者等の世帯に対しまして、灯油価格が値上がりした割合程度の2,000円を増額し助成を行う分と、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業等で収入が減少したことにより、日常生活を立て直すために総合支援資金を借入れている生活困窮世帯約150世帯も新たな助成対象世帯とし、これらの世帯に対しましても7,000円の助成を行う分として計上したものでございます。

以上、よろしく御願申しあげます。

○**國井輝明議長** 眞木子育て推進課長。

〔眞木立子子育て推進課長 登壇〕

○**眞木立子子育て推進課長** 3款2項1目の子育て世帯等臨時特別支援事業について御説明申しあげます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援し、子供たちの未来を開く観点から、国の制度に基づき、児童手当所得制限限度額以内の世帯に対して、高校3年生までの児童1人につき現金10万円を支給するものでございます。

当初、国では、年内に現金5万円を給付し、春頃に5万円分のクーポンを支給する方針でし

たが、先日、自治体の判断により年内に10万円全額を一括支給することも認めると、方針が転換されました。

これを受け、本市では、児童手当を受給している世帯約2,700世帯には年内に、それ以外の世帯にもできるだけ早く10万円全額を一括支給する経費を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

## 委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第24、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**國井輝明議長** 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第70号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)に対する質疑はありませんか。月光議員。

○**月光裕晶議員** 現金10万円の給付をしてくださるというので、とても私たち子育て世帯はありがたく思っているところでございます。

先ほどおっしゃられたように、初めは現金5万円で、後からクーポン5万円。その後に、現金5万円を2回に分けるとか、いろいろ情報が出ている中で、私たちにとっては一番ありがたい現金10万円で一括給付になったその決め手と

いいですか、理由をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 眞木子育て推進課長。

○**眞木立子子育て推進課長** 利用者が一番助かると思った現金で給付することといたしました。

クーポンということにつきましては、地元のお店にとっては大変いいことだとは思いますが、国のほうではクーポンを3月頃から始めると言っておりましたので、利用者にとってはもっと早く入学準備金とか様々なことに使えるということで、現金が一番いいと判断いたしました。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 同じ件に関する質問ですけれども、報道によりますと、所得制限を設けずに支給するという自治体もあるように報道されておりますが、本市はあくまでも国の制限にのっとってするというのでよろしいのでしょうか。

○**國井輝明議長** 眞木子育て推進課長。

○**眞木立子子育て推進課長** 寒河江市では既に保育料の多子世帯の減免ですとか、3歳以上の副食費の無償化、小中学校の給食費の無償化、18歳までの医療費一部負担金の全額助成、また、さがえっこスマイル給付金等、所得制限なく子育て世帯への支援を実施しており、この給付事業につきましては、国が新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯への支援として臨時的に実施されるものでございますので、国の基準どおり、寒河江市では実施したいと考えております。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。太田陽子議員。

○**太田陽子議員** 先ほど、児童手当受給者には年内ということだったんですけれども、児童扶養手当や特別児童扶養手当をもらっている世帯に対しては、同じように年内に支給になるのでしょうか。

○**國井輝明議長** 眞木子育て推進課長。

○眞木立子子育て推進課長 児童手当受給者の方には年内に支給いたします。

○國井輝明議長 ほかに質疑はありませんか。柏倉議員。

○柏倉信一議員 去年国民1人当たり10万円の支給というものがあったわけですが、当時、結構時間的なものが厳しいというようなことで、封筒関係の消耗品を手配するのに大変苦労したという経緯があったはずですが、今回に関しては、新聞報道によれば、我が寒河江市に関しては27日支給の予定というようなことが書かれておったかと思うんですが、そこから換算して、まず物品的な手配は大丈夫なのか、27日に支給をするということを前提にしてですね。それと、事務的にそれに合わせたような配置は整っているという解釈で大丈夫なのか。2つお聞きいたします。

○國井輝明議長 眞木子育て推進課長。

○眞木立子子育て推進課長 物品については間に合うようになっておりまして、人的にも、ほかの課からの助けを借りまして、何とか準備できる見込みでございます。

○國井輝明議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

眞木子育て推進課長。

○眞木立子子育て推進課長 大変申し訳ありません。

先ほど、太田議員への回答で、児童手当受給者と申しましたが、それに加えて、高校生の養育者となっております。

○國井輝明議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時33分

○國井輝明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

眞木子育て推進課長。

○眞木立子子育て推進課長 太田議員に先ほど聞かれたのは、児童扶養手当をもらっている方と

か特別児童扶養手当をもらっている方に関して、年内に支給になるのかということでございましたが、そのことに関しましては、児童扶養手当とか特別児童扶養手当をもらっている方で児童手当も受給している方につきましては年内に支給がありますが、ただ、高校生の子供しかお持ちでない世帯に関しましては、申請が必要となっておりますので、年が明けましてから支給案内を送付して、申請をもらって、こちらのほうで審査した上で給付させていただきたいと思っております。

以上です。

○國井輝明議長 太田陽子議員。

○太田陽子議員 15歳以下で今いろいろな手当、児童手当等が口座振込になっているという方は年内に支給になるということで、高校生に関しては年を越すという理解でよろしいのでしょうか。

○國井輝明議長 眞木子育て推進課長。

○眞木立子子育て推進課長 高校生の子供でも、下に中学生以下のお子さんがある児童手当を受給している方に関しましては年内に支給することができますが、高校生しかいない方につきましては、後日ということになります。

○國井輝明議長 これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第70号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時36分

○**國井輝明議長** これにて令和3年第4回寒河江市議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 國 井 輝 明

会議録署名議員 安 孫 子 義 徳

会議録署名議員 柏 倉 信 一

令和3年12月9日（木曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
12番	沖津一博	委員	13番	荒木春吉	委員
14番	柏倉信一	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	伊藤正彦	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
高林清美	市民生活課長	東海林恒	防災危機管理 課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	小林博之	商工推進課長
山田良一	さくらんぼ観光 課長	鈴木隆	健康福祉課長
今野育男	高齢者支援課長	眞木立子	子育て推進課長
佐藤肇	学校教育課長	佐藤陽一	生涯学習課長補佐
小泉尚	スポーツ振興 課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第4回定例会  
令和3年12月9日(木) 本会議終了後開議

開 会  
日程第 1 議第56号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)  
" 2 議案説明  
" 3 質疑  
" 4 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時50分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

○佐藤耕治委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 質 疑

○佐藤耕治委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第56号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

## 議 案 上 程

○佐藤耕治委員長 日程第1、議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

## 議 案 説 明

○佐藤耕治委員長 日程第2、議案説明であります。  
お諮りいたします。  
議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款及び歳出第7款について質疑はありませんか。伊藤委員。

○伊藤正彦委員 13ページです。第6款農林水産業費の第3項の寒河江市米価下落対策作付支援事業費補助金2,111万2,000円についてお伺いいたします。

この補助金受給の要件とか金額、あるいは今現在対象者はどれぐらいを見積もっているのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤耕治委員長 猪倉農林課長。

○猪倉秀行農林課長(併)農業委員会事務局長  
お答えいたします。

昨日の一般質問の答弁でも触れましたとおり、こちらにつきましては、来年度の作付に向けた種子、種もみの支援というようなことで考えております。対象面積につきましては、1,055ヘクタールを見込んでおります。こちらは今年度の作付面積の実績値となっております。対象人数につきましては716経営体というふうに、こちら今年度の実績で算定しておるところでございます。予算額2,111万2,000円というふうに上げているところでございます。よろしくお願いたします。

○佐藤耕治委員長 よろしいですか。伊藤委員。

○伊藤正彦委員 すみません、何か要件とかそういうのはあるんでしょうか。

○佐藤耕治委員長 猪倉農林課長。

○猪倉秀行農林課長(併)農業委員会事務局長  
お答えいたします。

要件としましては、寒河江市内に住所を有する方、また今年度の作付を行った方、さらには来年度継続して栽培を行っていただく、なおかつ、県並びに市のほうで決めておりますいわゆる生産の目安という面積配分、こちらのほうを

守っていただける方というふうな要件を考えております。以上です。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第56号第2表及び第3表について質疑はありませんか。柏倉委員。

○柏倉信一委員 聞く場所がここで妥当なのかどうかなんですけれども、3表の債務負担の中に指定管理者が2つ入っているわけなんですけれども、基本的な考え方としてお尋ねをしたいんですが、今、冬の雪フェスがなくなって、その後に出てきているイルミネーション、かなり評判がいいようで、私のところにはそういうふうに聞こえてくるんですが、伴って長岡山のほうでもイルミネーションをやっているようなお話をお聞きしています。

実際現場を確認したわけではないんですが、ついて私は何を申しあげたいかということ、大変いい企画をやっているなというようなことで、冬場は非常に、ずっと前から我が寒河江にとっても、あるいは北の自治体にとっては冬場が泣きどころであるというようなことから踏まえて、冬場の様々なイベントを指定管理者が設定をし、やっていただけるというのは大変ありがたいことだというふうに私は思っていますし、チェリーランドなんかでもイルミネーションを検討していらっしゃるなんていう話も聞いております。

そういう際に、指定管理者と市としての契約を結ぶ上で企画の中に入っていないようなもの、要するに当然のことながら予算の問題も出てくるわけですが、その範囲の中で新たな企画を進

めようと、あるいは企画をしようというようになった場合、市としての対応はどのようになるのか。要するに、新たな取組に対して予算上の措置が別に取りあえずないとすれば、指定管理者のほうに一任をするというようなことか。アドバイスのものは当然あるとは思いますが、方法論としては、予算が絡まないものであれば、指定管理者の自助努力というようなことで進めて契約上問題はないのかということの確認をさせていただきたいと思いません。

○佐藤耕治委員長 大沼財政課長。

○大沼利子財政課長 指定管理者全般にということですので、財政課からお答えさせていただきます。

まず、指定管理者を募集するに当たり、維持管理等の経費のほか自主事業に係る経費というのも積算の中に含めております。事業者については、その経費の中で様々な努力をされて自主事業をしていただくということをお願いしております。

ただ、その自主事業を超えるような事業というのは、こちらのほうにも予算というものがございまして、それを越えた経費については事業者のほうで御負担いただくというようなことになるかと思うんですけれども、ただ、事業をする中身等については、やはり施設の所有者は市でございまして、こういった事業をするとか、そういった計画については前もって担当課のほうと打合せ、話し合い等の場を持ちながら様々な事業をしていただきたいというふうに考えております。

今回の長岡山につきましても、さくらんぼ観光課、それから建設管理課等と調整を行って指定管理者のほうでしていただいているというふうに伺っております。

以上です。

○佐藤耕治委員長 柏倉委員。

○柏倉信一委員 要するにそんなに縛りをつけるものではないというような考え方でいいわけですよ。大変いい試みをやっているというふうな思っているものから、今後そういう、イルミネーションに限らずそうなんです、そういうような案件が出てきた場合は今の財政課長のような考え方で進めるということによろしいわけですよ。

○佐藤耕治委員長 大沼財政課長。

○大沼利子財政課長 協議は必要だとは考えておりますけれども、基本的に募集の際にも自主事業という名称で様々な事業を行っていただきたいということで募集をしておりますので、柏倉委員お考えのようにしていただいて差し支えないと考えております。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 分科会分担付託

○佐藤耕治委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務産業分科会	議第56号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、第2表、第3表
厚生文教分科会	議第56号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款

散 会 午前10時00分

○佐藤耕治委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。



令和3年12月15日（水曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
12番	沖津一博	委員	13番	荒木春吉	委員
14番	柏倉信一	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	伊藤正彦	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
高林清美	市民生活課長	東海林恒	防災危機管理 課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	小林博之	商工推進課長
山田良一	さくらんぼ観光 課長	鈴木隆	健康福祉課長
今野育男	高齢者支援課長	眞木立子	子育て推進課長
佐藤肇	学校教育課長	佐藤陽一	生涯学習課長補佐
小泉尚	スポーツ振興 課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第4回定例会  
令和3年12月15日(水) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第56号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)  
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業分科会委員長報告  
(2) 厚生文教分科会委員長報告  
" 3 質疑・討論・採決  
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 佐藤耕治委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議案上程

- 佐藤耕治委員長 日程第1、議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

- 佐藤耕治委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

- 佐藤耕治委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。後藤総務産業分科会委員長。  
〔後藤健一郎総務産業分科会委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、12月9日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第56号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款及び歳出第9款並びに第2表及び第3表であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに歳入全部の審査を行い、次に、歳出第1款、歳出第7款及び歳出第8款を関連があるため一括議題として審査し、次に、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第9款の順で審査を行い、その後、第2表、第3表の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決

しました。

順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寄附金について、昨年、ふるさと納税の返礼品について苦情があったが、その影響は出ていないのか」との問いがあり、当局より「寄附金額は現時点では昨年度と比べ若干少ない状況ではありますが、苦情に関しては真摯に受け止めて対応させていただいております。できるものから様々な手を打ち、ふるさと納税の収入を見込めるよう鋭意頑張っているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第56号第1表中歳出第1款、歳出第7款及び歳出第8款を一括議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の期末手当減額について、会計年度任用職員の取扱いはどのようになったのか」との問いがあり、当局より「会計年度任用職員の期末手当は、再任用職員の期末手当と同率としておりますが、今年度は改定を行わず、来年度から反映する予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、一括採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第56号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第56号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多

数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第56号第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第56号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第56号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生文教分科会委員長報告

○佐藤耕治委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。鈴木厚生文教分科会委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 登壇〕

○鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、12月9日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第3款を議題とし、当局の説明を

求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「さがえっこスマイル応援事業について、このたびの補正に係る対象者の人数は」との問いがあり、当局より「対象者数は令和3年10月27日時点の住民基本台帳登録者数で398名となっておりますが、既存予算の残額も考慮し、このたびの補正では360人を見込んだ額を計上しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「新型コロナウイルスワクチン接種事業について、本市としては3回目接種の早期開始は検討しているのか。また、その場合、どの製薬会社のワクチンを使用するのか」との問いがあり、当局より「県を通じて、国に対し医療従事者へのファイザー社製ワクチンの先行接種の可否やモデルナ社製ワクチンの入荷時期等について問合せを行っておりますが、現段階で回答がなく、3回目接種を前倒しで実施するかについては検討中であり、実施する場合に使用するワクチンの種類等は未定です」との答弁がありました。

委員より「新型コロナウイルスワクチン接種事業について、現時点でワクチンの在庫はあるのか。また、在庫がある場合、3回目の接種においてそれらを使用できるのか」との問いがあり、当局より「12歳到達者へ接種する分として在庫があります。これらの在庫を3回目の接種において使用できるかどうかについては、県及び国からの指示を待っている状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を

求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○佐藤耕治委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時42分

○佐藤耕治委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証する  
ために署名する。

予算特別委員会委員長 佐藤 耕 治